

第**5**期

# 奥多摩町 長期総合計画

もり  
人 森林 清流 おくたま魅力発信!



# 「おくたま魅力発信計画」の 実現に向けて

平成27年度から第5期奥多摩町長期総合計画がスタートします。

長期総合計画の基本構想につきましては、平成23年に地方自治法が一部改正され、基本構想の策定義務が撤廃されましたが、私は、この総合計画は住民皆さんや議会議員の皆様と協働して策定することが、将来の総合計画として望ましいと考えていることから、奥多摩町長期総合計画条例を制定し、基本構想を議会に諮ることといたしました。

また、この計画は、住民皆さん50人で組織された「まちづくり計画住民委員会」で真摯に議論し、奥多摩町の将来像やそれにかかる分野ごとの提言をいただき、第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会等で議論し、パブリックコメントやタウンミーティングを経て、多くの住民皆さんのご意見やご提案を反映したうえで策定し、平成26年12月議会上に上程し「奥多摩町基本構想」として決定いただき、この平成27年4月から出発するものです。

この計画の基本理念は、豊かな森林と清流の中で自然と共生する本町は、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人が癒されるまちづくりを進めています。

この生活環境を多くの人に伝えることにより、より多くの人々が本町を訪れ、いきいきと活動する住民と交流することにより、活力あるまちづくりを展開します。

そのために、住民の一人ひとりが本町の生活者であることに誇りと生きがいを感じ、生涯を健康で安心して暮らせる町として、住み続けたいと思えるよう、多くの住民が役割をもって参加することとして、次の5つの基本方針を定めました。

- 1 みんなで支えるホットなまちづくり
- 2 やさしさ ふれあい 人と自然
- 3 町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり
- 4 みんなの力がつながる観光・産業づくり
- 5 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり

また、町の最大の懸案である少子・若者定住化対策を積極的に推進するため「奥多摩創造プロジェクト」を設けています。

過去10年間の第4期長期総合計画期間で、住民皆さんと協働して蒔いた種が、芽をだし、大きく、健やかに成長してまいりました。一番必要なことは、今後その健やかに成長した芽を枯らさずに大きく育てることです。この計画で定めている各種事業は、奥多摩町が成長する肥やしであり、大きな果実として収穫するまでの手段であると考えております。そのような意味で、私たち職員自らが、基本構想の趣旨をくみ取り、実施し、住民皆さん、職員がこの奥多摩町に「住みたい」、「住み続けたい」と思えるようなまちづくりを協働で行い、奥多摩に住みたい方を一人でも多く受け入れ、第5期長期総合計画の将来像「**人 森林 清流 おくたま魅力発信!**」～**住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩**～を実現し、まちづくりの指標である「奥多摩型住民幸福度」を向上させ、子どもからお年寄りまで、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりに、これからも粉骨砕身、全力で邁進していく覚悟であります。



奥多摩町長 **河村 文夫**



<b>第①編 概要</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の意義と目的</b> .....	<b>4</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	4
2. 計画の目的と役割 .....	5
3. 計画の構成と期間 .....	6
<b>第2章 奥多摩町の概況</b> .....	<b>8</b>
1. 奥多摩町の特徴 .....	8
2. 人口等の推移と動向 .....	12
3. まちづくりへの期待 .....	13
<b>第3章 奥多摩町の課題</b> .....	<b>16</b>
1. 奥多摩町を取り巻く時代背景 .....	16
2. 奥多摩町の課題 .....	18
<b>第②編 基本構想</b> .....	<b>21</b>
<b>第1章 奥多摩町がめざす将来像</b> .....	<b>24</b>
1. めざす将来の姿 .....	24
2. 土地利用計画 .....	27
<b>第2章 明日の奥多摩を創る「奥多摩創造プロジェクト」</b> .....	<b>30</b>
1. 将来にわたり住み続けられるまちづくりに向けて .....	30
2. 明日の奥多摩を創る「奥多摩創造プロジェクト」事業 .....	31
<b>第3章 まちづくりの基本方針と施策の体系</b> .....	<b>32</b>
1. まちづくりの基本方針 .....	32
2. 施策の体系 .....	43

## 第③編 基本計画 ..... 47

### 第1章 みんなで支えるホットなまちづくり ..... 49

#### 第1節 誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり ..... 50

- 1) 健康寿命の延伸 ..... 50
- 2) 健（検）診体制の充実 ..... 52
- 3) 地域医療体制の充実 ..... 54
- 4) 医療保険制度の適切な運営 ..... 56

#### 第2節 安心して子どもを産み育てる地域づくり ..... 58

- 1) 子育てを応援する地域づくり ..... 58
- 2) きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援 ..... 60
- 3) 若者のめぐりあい支援対策の充実 ..... 62

#### 第3節 高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり ..... 64

- 1) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり ..... 64
- 2) 適切な介護サービスの確保 ..... 66
- 3) 高齢者の生きがいづくり ..... 68

#### 第4節 障がい者が自立して生活できる地域づくり ..... 70

- 1) 障がい者の地域生活支援の充実 ..... 70
- 2) 障がい者の社会参加・雇用の促進 ..... 72

#### 第5節 心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり ..... 74

- 1) 地域ぐるみでの支え合いの促進 ..... 74
- 2) 福祉の地域づくりの推進 ..... 76
- 3) 住民との協働による地域の活性化 ..... 78
- 4) 生活弱者を支える地域づくり ..... 80

### 第2章 やさしさ ふれあい 人と自然 ..... 83

#### 第1節 自然とともに歩むまちづくり ..... 84

- 1) 循環型社会の形成 ..... 84
- 2) 豊かな自然・生態系の保全、環境まちづくりの推進 ..... 86
- 3) 資源循環型社会形成、身近な生活ルールの普及 ..... 90
- 4) 道路の整備 ..... 94
- 5) 公共交通システムの確立 ..... 98
- 6) 上下水道の整備 ..... 100

#### 第2節 だれもが住みたくなる心かようまちづくり ..... 104

- 1) 小さなコミュニティを活かす活動の促進・活気づくり ..... 104
- 2) 女性の元気を活かすまちづくり ..... 106
- 3) 高齢化に対応する防災体制づくり ..... 108
- 4) みんなの協力による防犯・空家対策 ..... 112
- 5) スローライフのPRによる住宅・若者定住対策 ..... 114

## 第3章 町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり … 117

<b>第1節 みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり ……</b>	<b>118</b>
1) 大人を元気にする生涯学習プログラムの作成・推進 ……	118
2) 住民協働の教育のまちづくり ……	120
3) 人材交流のまちづくり ……	122
<b>第2節 豊かな能力と強いところを育むまちづくり ……</b>	<b>124</b>
1) 奥多摩の教育の情報発信 ……	124
2) 新たな奥多摩教育の検討推進 ……	126
3) 奥多摩の教職員への支援 ……	130
4) 水源教育の実施 ……	132
5) 家庭での教育力の強化 ……	134
<b>第3節 誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり ……</b>	<b>136</b>
1) 子どもの体力向上の推進 ……	136
2) ニュースポーツの積極的導入と推進 ……	138
3) スポーツ関係団体の連携 ……	140
4) 施設活用の充実 ……	142
<b>第4節 伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり ……</b>	<b>144</b>
1) 郷土芸能団体と行政の協力による、郷土芸能の保全 ……	144
2) 奥多摩の郷土芸能の情報発信 ……	146
3) 奥多摩芸術の情報発信 ……	148
4) 美術館等の環境整備 ……	150
5) 美術品等の保管場所の確保 ……	152
6) 文化財の保全と継承 ……	154

## 第4章 みんなの力がつながる観光・産業づくり ～あによお やんべえ おくたま …… 157

<b>第1節 奥多摩だからこそその体験・交流観光の展開 ……</b>	<b>158</b>
1) 住民が元気になる交流観光づくり ……	158
2) 健康と癒し環境の提供 ……	160
3) アウトドア活動の拡充 ……	162
4) 交通、宿泊施設等受け入れ環境の整備 ……	164
5) 観光商品企画の推進 ……	166
<b>第2節 奥多摩ならではの地域産業の推進 ……</b>	<b>168</b>
1) 森林の整備と木質資源の活用 ……	168
2) 奥多摩産物の生産・出荷・販売の仕組みづくり ……	170
3) 起業、事業おこしの促進 ……	174
4) 観光との連携 ……	178

第3節 観光・産業づくりを推進する力の強化 .....	180
1) 人材と組織の育成 .....	180
2) 奥多摩の情報提供と受発信の強化 .....	182

## 第5章 住民と行政がともに考え、ともに築く、 住みよい・住みたいまちづくり ..... 185

第1節 官民協働による定住対策とまちづくり .....	186
1) 官民協働による総合的な定住対策の推進 .....	186
2) 住民と行政による協働体制の構築 .....	190
第2節 成果を重視した行政改革の推進 .....	192
1) 時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成 .....	192
2) 客観的評価に基づく行政評価制度の導入と公表 .....	194
3) 周辺市町村との連携による効率的な広域行政の推進 .....	196
4) 情報化の推進とセキュリティの強化 .....	198
5) 広報・広聴の充実 .....	200
第3節 身の丈にあった健全な財政運営の推進 .....	202
1) 計画的、重点的な財政運営の推進 .....	202
2) 財源確保による財政基盤の安定化の推進 .....	204
3) 身の丈にあった財政の健全化 .....	206

## 第4編 資料編 ..... 209

第5期奥多摩町長期総合計画の策定体制図 .....	211
第5期奥多摩町長期総合計画について（諮問） .....	212
第5期奥多摩町長期総合計画について（答申書） .....	212
奥多摩まちづくり計画住民委員会 部会検討経過 .....	216
奥多摩まちづくり計画住民委員会条例 .....	222
奥多摩まちづくり計画住民委員会部会構成表 .....	224
第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会設置要綱 .....	225
第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会委員名簿 .....	226
第5期奥多摩町長期総合計画策定に係る検討会議委員名簿 .....	226



# 第1編 概要

第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



第1章

計画の意義と目的

第2章

奥多摩町の概況

第3章

奥多摩町の課題

第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

## 1. 計画策定の趣旨

本町では、昭和 50（1975）年度から昭和 59（1984）年度まで、「第 1 期奥多摩町長期総合計画」に基づくまちづくりを、また、昭和 60（1985）年度から平成 6（1994）年度まで、「いきいきと暮らせるふれあいの里」を将来像とした「第 2 期奥多摩町長期総合計画」に基づくまちづくりを推進しました。

## 第 1 期奥多摩町長期総合計画

〔昭和 50 年度～昭和 59 年度〕

1. 自然とともに歩む町
2. みんながしあわせになれる林業と観光の町
3. 人間性豊かな文化を育てる町

## 第 2 期奥多摩町長期総合計画

〔昭和 60 年度～平成 6 年度〕

## 『いきいきと暮らせるふれあいの里』

1. 自然とともに歩む町
2. 文化のかおり高く若人の集う町
3. 希望に燃える活力に満ちた町

平成 7（1995）年度には、平成 16（2004）年度を目標とする「第 3 期奥多摩町長期総合計画」を策定し、まちづくりのキャッチフレーズ「夢おこし・おくたま」のもと、「1. 自然の豊かさ」「2. 経済の豊かさ」「3. 人情の豊かさ」の 3 つの目標の実現に向け、住民と行政が一体となって計画的なまちづくりを推進しました。

## 第 3 期奥多摩町長期総合計画

〔平成 7 年度～平成 16 年度〕

## 『夢おこし・おくたま』

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然の豊かさ</li> <li>2. 経済の豊かさ</li> <li>3. 人情の豊かさ</li> </ol> | } 『おくたま豊かさ計画』<br>3 つの目標 |
|---|-------------------------|

その間、平成 7（1995）年に地方分権推進法が制定され、また、平成 12（2000）年 4 月に地方分権一括法が施行されてからは、国と地方自治体との関係は「対等・協力」関係を基本とした地方自治体の自主性・自立性が原則となり、いわゆる地方分権時代が到来しました。

しかし、経済環境の悪化により国家財政や地方財政は厳しいものとなり、地方自治体の行政運営は一層難しい舵取りが求められる中、本町では計画的な行政運営に努め、生活基盤の整備や生活環境の充実に向け様々な施策を展開してきました。計画的なまちづくりは大きな前進がみられましたが、平成 12（2000）年の国勢調査人口は 7,500 人強に減少し、少子・高齢化に歯止めがかからない状況が続きました。

このような環境の中で、本町は平成 15（2003）年度から平成 16（2004）年度の 2 か年にわたり、「第 4 期奥多摩町長期総合計画」を策定しました。



第4期奥多摩町長期総合計画の策定にあたっては、地方分権時代の進展とともに、NPM（ニューパブリックマネジメント：新しい公共）の考えに基づき住民と行政が一体となったまちづくりを推進するために、50人からなる住民委員によって構成される「奥多摩町まちづくり計画住民委員会」が、まちづくりの方向性を議論・検討し、それを受けて奥多摩町が長期総合計画を策定する、新しい形での計画づくりを行いました。

## 第4期奥多摩町長期総合計画

〔平成17年度～平成26年度〕

### 『人・森林・ふれあい三重奏』

～<sup>しん</sup>森世紀<sup>まる</sup>ふるさとづくり 奥多摩～

1. 生涯を健康で楽しく豊かにささえあうまちづくり
2. 奥多摩〇ごと元気
3. 豊かな自然に育まれるまちづくり
4. 体験と交流のまちづくり「どうよ 山の暮らし」
5. 自立してともに生きるまちづくり

この計画では時代潮流や住民ニーズの変化を十分に踏まえながら、継続的・創造的なまちづくりを推進するとともに、明日の奥多摩を創造するために『奥多摩創造プロジェクト』を設定し、子育て環境の向上や定住化の促進、教育環境の向上、森林とともに生活する環境づくりを重点的に推進してきました。

このような中で、今回の計画は「第5期」にあたる長期総合計画となりますが、平成23（2011）年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の策定義務（旧法第2条第4項）が撤廃されました。

これにより、総合計画は任意で定める計画という位置づけに変わりましたが、本町では長期総合計画を行政運営の最上位計画の位置づけて、「第5期奥多摩町長期総合計画」を策定するものです。

特に、住民と行政の協働により、職員はもとより住民にも理解され、今後10年間の目標とその実現に向けた施策を定めることを目的として、新たなまちづくりの指針として、策定するものです。

## 2. 計画の目的と役割

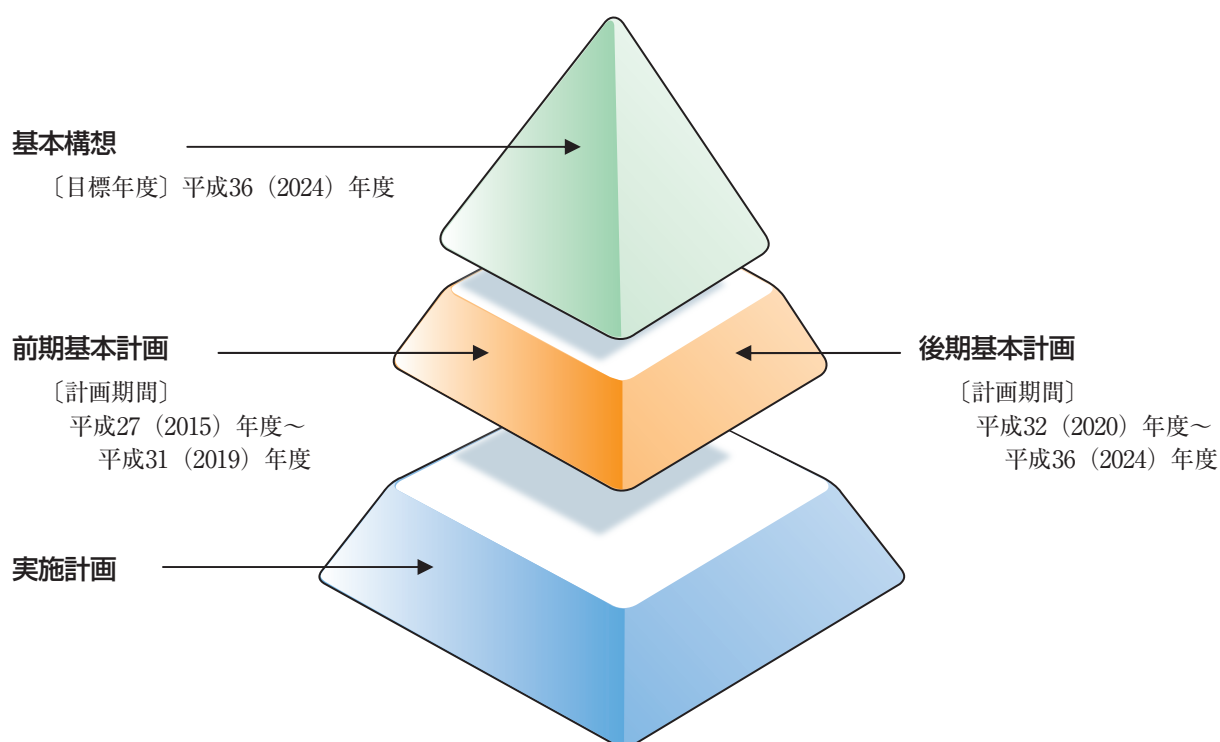
本計画『第5期奥多摩町長期総合計画』は、平成36（2024）年を目標年度とする今後10年間のまちづくりの指針（最上位計画）と位置づけます。

社会経済環境の動向や住民の意向を十分に踏まえ、希望と期待に満ちた新たなまちづくりを推進するための計画とし、① 行政運営の指針であること、② 住民や諸団体のまちづくりの活動指針であること、③ 国や都などへの、今後のまちづくり方向の意思を明確化したもの、とします。

### 3. 計画の構成と期間

「第5期奥多摩町長期総合計画」は、「基本構想」と「基本計画」及び「実施計画」で構成します。「基本構想」は平成36（2024）年度を目標に、まちづくりの将来目標と実現のための基本方針を示します。

「基本計画」は基本構想実現のための具体的な施策の方向性について、平成36（2024）年度を目標として示しますが、前期5か年間、後期5か年間に分け、前期計画期間終了時には、時代環境の変化を踏まえ、後期計画を策定することとします。



〔基本構想・基本計画期間〕

計画 \ 年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
基本構想											
基本計画 (前期)											
基本計画 (後期)											



また、基本構想及び基本計画に基づき、施策を計画的・効率的に推進していくため、「実施計画」を策定します。

「実施計画」は、平成27（2015）年度を初年度とし、5か年間の計画を策定します。その後、2年度目は4か年間（見直し作業は平成27年度）の計画を、3年度以降は毎年3か年間の見直しをその前年度に行います。（ローリング方式とします。）

〔実施計画期間〕

年度 策定年	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
平成26年	■	■	■	■	■					
平成27年		■	■	■	■					
平成28年			■	■	■					
平成29年				■	■	■				
平成30年					■	■	■			
平成31年						■	■	■		
平成32年							■	■	■	
平成33年								■	■	■
平成34年									■	■
平成35年										■

## 1. 奥多摩町の特性

### 1) 本町の沿革

明治22(1889)年の「市制及町村制」の施行によって、現在の本町域には古里村、氷川村、小河内村の三か村が発足し、氷川村は昭和15(1940)年に町制施行し、氷川町となりました。

その後、昭和28(1953)年町村合併推進法が制定されました。当初古里村では、村の東の地区住民の一部に三田村・吉野村(現在の青梅市の西側一部)と合併する意見もありましたが、氷川町との合併に向け昭和29(1954)年11月8日に、古里村、氷川町による町村合併促進協議会が設立されました。また、小河内村においては、山梨県北都留郡小菅村、丹波山村を東京都へ編入し三か村で合併する検討がなされましたが、東京都の「県境を越えた合併は全国にその例をみない」との意見を踏まえ、昭和29(1954)年12月27日、小河内村を加えた三か町村合併促進協議会が発足しました。

そして、産業、経済、文化、交通に一体性があり、あらゆる施策に共通するものがあり、小河内ダム、日原、鳩ノ巣等秩父多摩国立公園(現在の秩父多摩甲斐国立公園)を総合的に開発して一大観光の町として発展することを目指し、昭和30(1955)年4月1日、古里村、氷川町、小河内村の三か町村が合併して現在の「奥多摩町」が誕生しました。

### 2) 本町のあゆみ

この10年間の本町のあゆみを概観すると、平成16(2004)年度においては、10年後の町のあるべき姿を定める「第4期奥多摩町長期総合計画」に係る基本構想及び基本計画の策定について、各種団体、公募住民、議会議員等多くの住民で組織された「奥多摩町まちづくり計画住民委員会」により、「奥多摩町基本構想」案が作成され、平成26(2014)年度までのまちづくりの方向性が定まりました。併せて、「奥多摩町行政改革大綱」が策定され、町政への住民参加や各種団体との連携を深め、互いに「協働」してより良い地域社会の構築ができるよう「ひとの改革」、「しごとの改革」、「しくみの改革」の3つの柱からなる改革が推進されることとなりました。

平成17(2005)年度は、昭和30(1955)年4月に奥多摩町が誕生して50年を迎えた「奥多摩町制施行50周年記念の年」であり、町制施行50周年記念式典が開催されました。そして、これを記念して「豊かな自然環境を守り、健康で安心して暮らせる町を後世に継承するための活動を推進することを宣言」し、登計原にある奥多摩町総合運動公園上部に記念碑を建立するとともに、ミツバツツジ等の一山植樹が行われました。また、前年度に策定された「奥多摩町行政改革大綱・実施計画」に沿って、住民の方々の協働によるまちづくりを推進するため、新しい試みとして住民公募型の「まちづくり・ひとづくり支援事業」が創設されました。

平成18(2006)年度には、本町の長年の懸案事項のひとつであった小河内ダム下流域の公共下水道事業について、関係6市1町の同意と、東京都都市整備局及び下水道局流域下水道本部との協議を経て、奥多摩処理区として下流の川井地区から管渠布設工事に着手しました。

平成19(2007)年度には、町の94%を占める森林の「癒しの効果」に着目し、健康の増進やリハビリテーションを通じて今後のまちづくりや地域振興に総合的に活用するため、「森林セラピー事業」を積極的に推進することとし、併せて、海沢地区に滞在型体験農園を開設し、地域の特性を活かしたグリーン・ツーリズム事業が開始されました。



平成 20 (2008) 年度は、都営水道一元化が実現に向け動き出した年となり、平成 21 (2009) 年 5 月には東京都知事の臨席のもと、本町において奥多摩町水道事業都営一元化の基本協定が締結されました。町ではこの基本協定の締結を記念して、「豊かな森林(もり)をみんなで守る水源の町」を宣言し、町内外に向けて情報発信をしていくこととしました。

平成 21 (2009) 年度には、今後の町の観光事業の柱となる「森林セラピー」事業の幕開け、グランドオープンが行われ、前年度に認定を受けたセラピー基地と 5 本のセラピーロードを軸に、町がもつ地域資源を総合的に活用する事業が始まりました。

また、平成 18 (2006) 年度から工事を開始していた奥多摩湖下流の公共下水道は、川井地区及び小丹波地区の一部について供用が開始されたほか、老朽化が著しかった学校給食センターを小丹波地区に新築し、衛生的な環境で子どもたちに安全な給食を提供できることになりました。

平成 22 (2010) 年度は、長年の課題であった町営水道の都営一元化が実現した年となり、4 月 1 日から都営水道として出発することとなりました。また、少子・高齢化を少しでも食い止め、若者の定住化の第一歩とするため海沢地区に 9 戸の若者住宅を建設しました。公共下水道の整備では、小丹波地区の全域で供用が開始されました。

平成 23 (2011) 年度には、4 月 1 日に子ども・子育ての拠点として「子ども家庭支援センター」がオープンし、子ども・子育てに限らない出張所機能を併せもつ総合相談窓口として整備されました。

また、森林セラピー事業をより拡大・発展させることを目指して、町の全額出資により「一般財団法人おくたま地域振興財団」を設立し、4 月 1 日より本格的に事業展開を進めています。

さらに、本町では昭和 30 (1955) 年の発足以来、収集から焼却、埋め立てまでをすべて町内でまかなう自家処理によりごみを処理してきましたが、焼却施設の老朽化や最終処分場の埋め立てが限界状況にあることから、平成 23 (2011) 年 10 月に、町のごみ処理についてあきる野市、日の出町及び檜原村で組織する西秋川衛生組合へ加入しました。

このように本町では、住民と行政が協働しながら様々な取り組みを行い、着実なまちづくりを進めています。





### 3) 本町の特⺞

本町は、東京都の中で一番広い自治体（225.53km<sup>2</sup>）で東京都（島嶼部を除く）の約10分の1の面積を有しその94%が森林に覆われています。また、環境省が平成17（2005）年度に実施した全国の「巨樹・巨木林調査」では、1,000本を超える巨樹が確認されている「日本一巨樹の多いまち」となっています。

所有形態別現況森林面積

単位：ha

市町村名	総数	国 有			民 有						
		計	林野庁	その他官庁	計	独立行政法人等	公 有				私 有
							都	森林整備法人	市町村	財産区	
青 梅 市	6,522	36	-	36	6,486	-	30	75	63	-	6,318
福 生 市	6	1	-	1	5	-	-	-	3	-	2
羽 村 市	13	-	-	-	13	-	-	-	-	-	13
あきる野市	4,421	-	-	-	4,421	-	106	53	592	212	3,458
瑞 穂 町	284	-	-	-	284	-	182	-	2	-	100
日 の 出 町	1,920	-	-	-	1,920	-	64	2	173	-	1,681
檜 原 村	9,751	-	-	-	9,751	32	1,214	138	61	-	8,306
奥多摩町	21,235	-	-	-	21,235	44	8,024	368	660	-	12,139
計	44,152	37	0	37	44,115	76	9,620	636	1,554	212	32,017

資料：2010年世界農林業センサス

また、本町はキャンプや山登りなど自然体験を楽しめる環境に恵まれているほか、平成21（2009）年度からは「森林セラピー事業」が本格的に開始されたこともあり、観光客が多く訪れ平成24（2012）年の観光入込客数は176.5万人と推計されています。

そのほか、古民家風の建物のせせらぎの里美術館や、キャンプやカヌー体験が出来る氷川キャンプ場の近くにあり、観光客の疲れた体を癒やす温泉施設「奥多摩温泉もえぎの湯」も人気となっています。

本町の就業者総数は2,557人（平成22（2010）年国勢調査・常住地ベース、夜間における就業者総数）であり、そのうち1,520人（就業者総数の59.4%）が町内で従業しており、1,037人（40.6%）が町外に通勤して従業しています。なお、本町への流入通勤者は942人であり、昼間における就業者総数（従業地ベース）は2,462人となっています。人口減少に伴い、就業者数も減少しており、平成22（2010）年国勢調査では就業者数2,557人となっています。また、高齢化を反映し、就業率は低下を続けています。

単位：人、%

区分	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
総 人 口	9,273	8,752	8,257	7,575	6,741	6,045
15歳以上人口	7,649	7,513	7,285	6,850	6,215	5,623
就 業 者 総 数	4,391	4,185	3,905	3,444	2,962	2,557
第1次産業	252	179	139	84	77	88
構成比	5.7	4.3	3.6	2.4	2.6	3.4
第2次産業	1,803	1,699	1,417	1,091	886	671
構成比	41.1	40.6	36.3	31.7	29.9	26.2
第3次産業	2,336	2,307	2,349	2,269	1,999	1,798
構成比	53.2	55.1	60.2	65.9	67.5	70.3
対総人口就業率	47.4	47.8	47.3	45.5	43.9	42.3
対15歳以上人口就業率	57.4	55.7	53.6	50.3	47.7	45.5

注) 第3次産業に分類不能の産業を含む 資料：国勢調査



産業別では、第1次産業が88人（構成比3.4%）、第2次産業が671人（26.2%）、第3次産業が1,798人（70.3%）となっています。第2次産業の比率低下、第3次産業の比率拡大が目立ち、第1次産業は減少から横ばい傾向となっています。

### 労働力状態及び産業別就業者数

単位：人

市町村名	15歳以上人口	労働力人口							非労働力人口 (15歳以上)
		就業者				完全失業者			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能				
青梅市	121,183	64,812	60,877	610	17,328	40,567	2,372	3,935	44,145
福生市	52,401	29,776	27,693	128	6,589	18,795	2,181	2,083	16,213
羽村市	48,810	29,331	27,379	185	8,317	17,421	1,456	1,952	16,965
あきる野市	69,330	38,318	36,261	613	8,577	23,829	3,242	2,057	24,323
瑞穂町	28,803	17,469	16,107	322	5,014	10,034	737	1,362	10,178
日の出町	14,691	7,920	7,369	150	1,913	5,096	210	551	6,479
檜原村	2,374	1,224	1,154	54	276	818	6	70	1,149
奥多摩町	5,623	2,749	2,557	88	671	1,761	37	192	2,846
計	343,215	191,599	179,397	2,150	48,685	118,321	10,241	12,202	122,298

資料：平成22年国勢調査

主な町外の従業地としては、青梅市419人（町外への通勤者の40.4%）、羽村市81人（7.8%）、立川市64人（6.2%）、昭島市54人（5.2%）、福生市51人（4.9%）、瑞穂町49人（4.7%）、あきる野市46人（4.4%）、八王子市45人（4.3%）であり、区部には62人（6.0%）、都外には50人（4.8%）となっています。

また、本町の通学者総数は496人（平成22（2010）年国勢調査）であり、そのうち292人（通学者総数の58.9%）は町内に通学しており、204人（41.1%）が町外に通学しています。

### 自市町村外通勤・通学者流出人口

単位：人

市町村名	流出人口	都内他地域へ				都外へ			
		通勤者	通学者	うち15歳以上	通勤者	通学者	うち15歳以上		
青梅市	34,184	30,423	25,872	4,551	4,277	3,761	3,088	673	638
福生市	19,821	18,360	16,297	2,063	1,856	1,461	1,221	240	228
羽村市	18,854	17,373	15,306	2,067	1,914	1,481	1,210	271	262
あきる野市	22,406	20,920	18,273	2,647	2,515	1,486	1,150	336	317
瑞穂町	10,376	8,931	7,669	1,262	1,173	1,445	1,266	179	168
日の出町	5,168	4,898	4,238	660	632	270	215	55	53
檜原村	603	585	514	71	68	18	13	5	4
奥多摩町	1,241	1,176	987	189	186	65	50	15	15
計	112,653	102,666	89,156	13,510	12,621	9,987	8,213	1,774	1,685

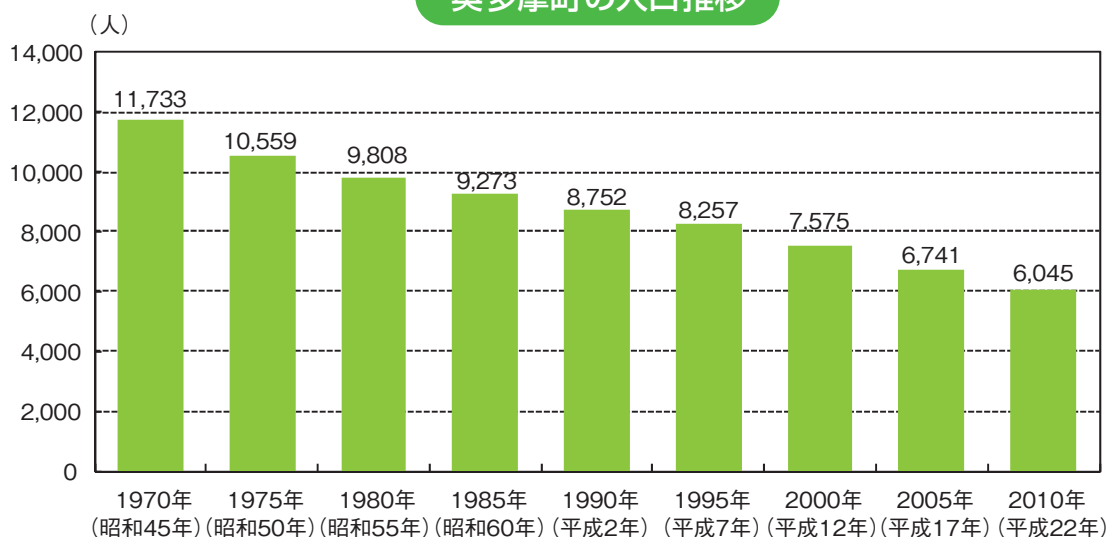
資料：平成22年国勢調査

## 2. 人口等の推移と動向

本町の総人口は、一貫して減少を続けており、平成 22（2010）年の国勢調査では 6,045 人となり、40 年前の昭和 45（1970）年の 11,733 人と比べ半減近く（減少率▲48.8%）になっています。

この減少は、自然減少（出生－死亡）と社会減少（転入－転出）の継続によるものでしたが、近年の減少は、社会増加（転入が転出を上回る）があっても、自然減少に追いつけない構造が続いており、少子高齢化が顕著に反映しています。

奥多摩町の人口推移



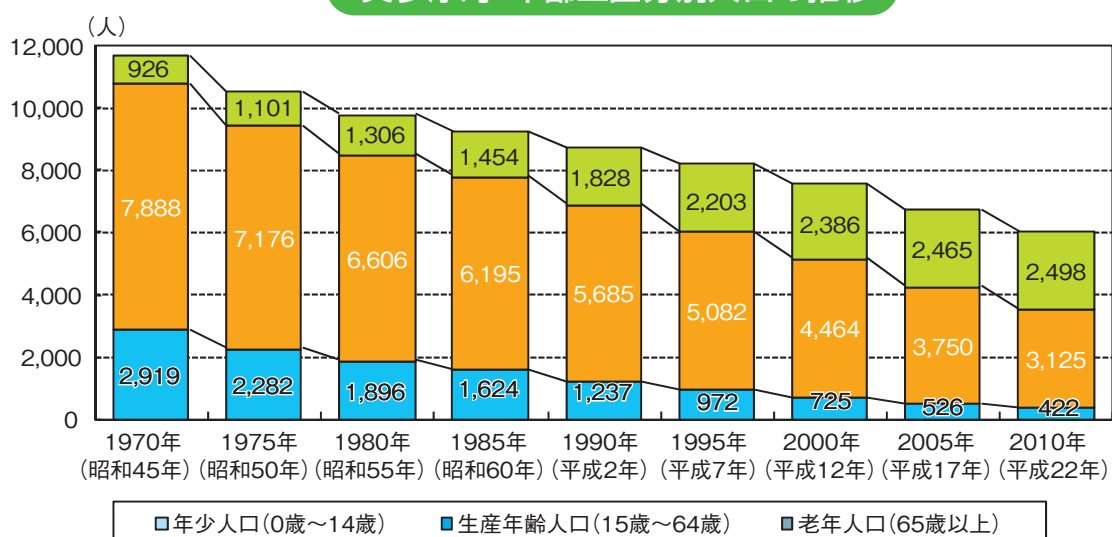
本町の年齢三区分別人口の推移では、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が一貫した減少を続けているのに対して、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。

年少人口は、昭和 45（1970）年では 2,919 人を数えましたが、平成 22（2010）年では 422 人と、40 年間で 2,497 人（▲83.1%）の大幅な減少を示しています。

生産年齢人口では、昭和 45（1970）年の 7,888 人が平成 22（2010）年の 3,125 人と、40 年間で 4,763 人（▲60.4%）の減少を示しており、特に 15 歳～29 歳の若年層の減少が目立っています。

また、老年人口は、昭和 45（1970）年では 926 人、高齢者比率 7.9%でしたが、平成 22（2010）年には 2,498 人、高齢者比率 41.3%と顕著に拡大しています。

奥多摩町 年齢三区分別人口の推移





### 3. まちづくりへの期待

「第5期奥多摩町長期総合計画」の策定にあたり、住民及び中学生に対し、まちづくりへの意識や期待をアンケートにより把握しました。

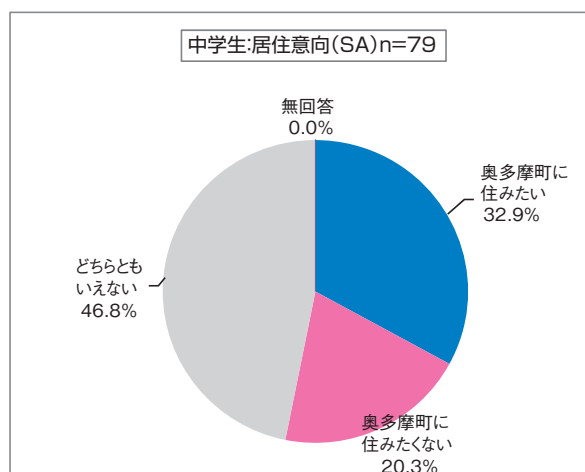
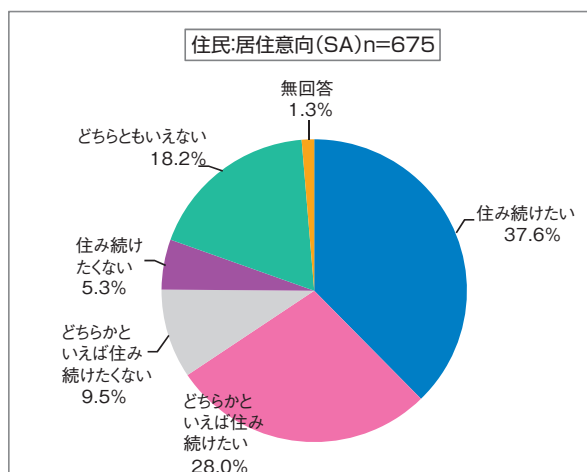
#### 〔居住意向：住民（回答 n=675）〕

住民回答者の4割弱（37.6%）が「住み続けたい」と回答し、「どちらかといえば住み続けたい」も3割弱（28.0%）となっています。この2つを合わせた居住意向（「住み続けたい」）は7割弱（65.6%）となっています。

一方、「移転したい」（「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」を合わせた回答）は1割強（14.8%）となっています。

#### 〔居住意向：中学生（回答 n=79）〕

中学生の32.9%が、これからも「奥多摩町に住みたい」と回答し、「奥多摩町に住みたくない」が20.3%と回答しています。



#### 〔望まれる町の姿：住民（回答 n=675）〕

望まれる町の姿は、

- 「空気や水がきれいで、豊かな自然環境が守られているまち」
  - 「福祉や医療サービスが充実し、お年寄りや障がいを持つ人が大切にされるまち」
  - 「産業が盛んで、働く場に恵まれているまち」
  - 「道路や鉄道などの交通が整備され、どこでも気軽に行き来ができるまち」
  - 「自然を始め奥多摩の魅力を求める来訪者が多く、にぎわいのあるまち」
- の順で多く挙げられています。

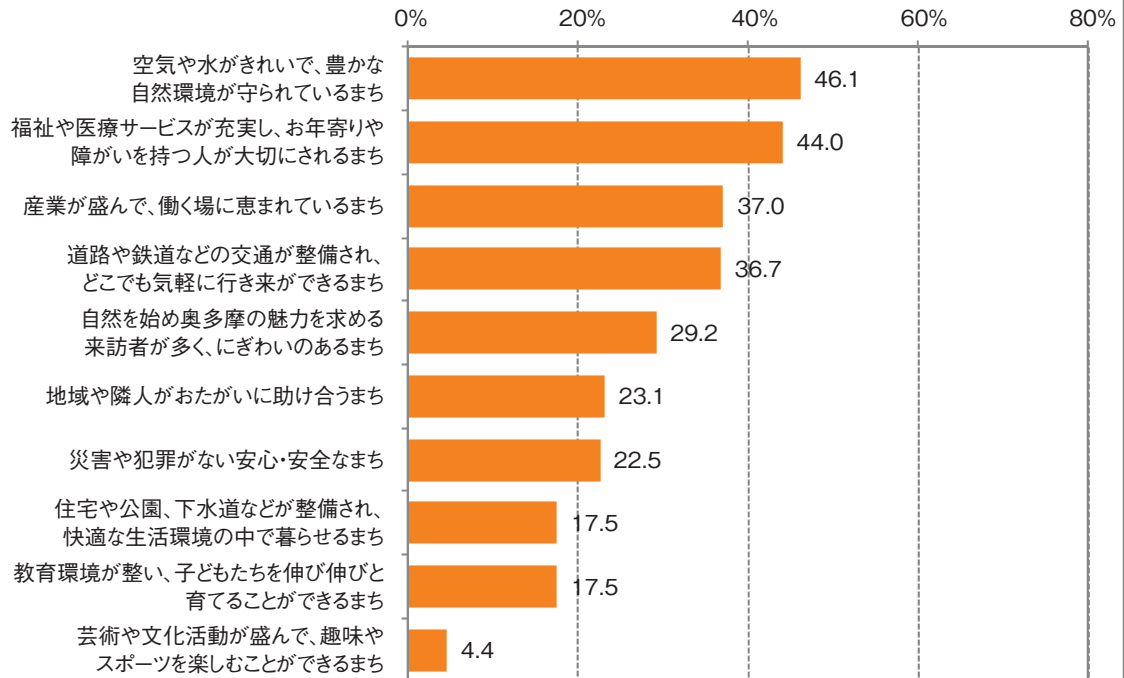
#### 〔望まれる町の姿：中学生（回答 n=79）〕

奥多摩町の将来の望ましい姿については、

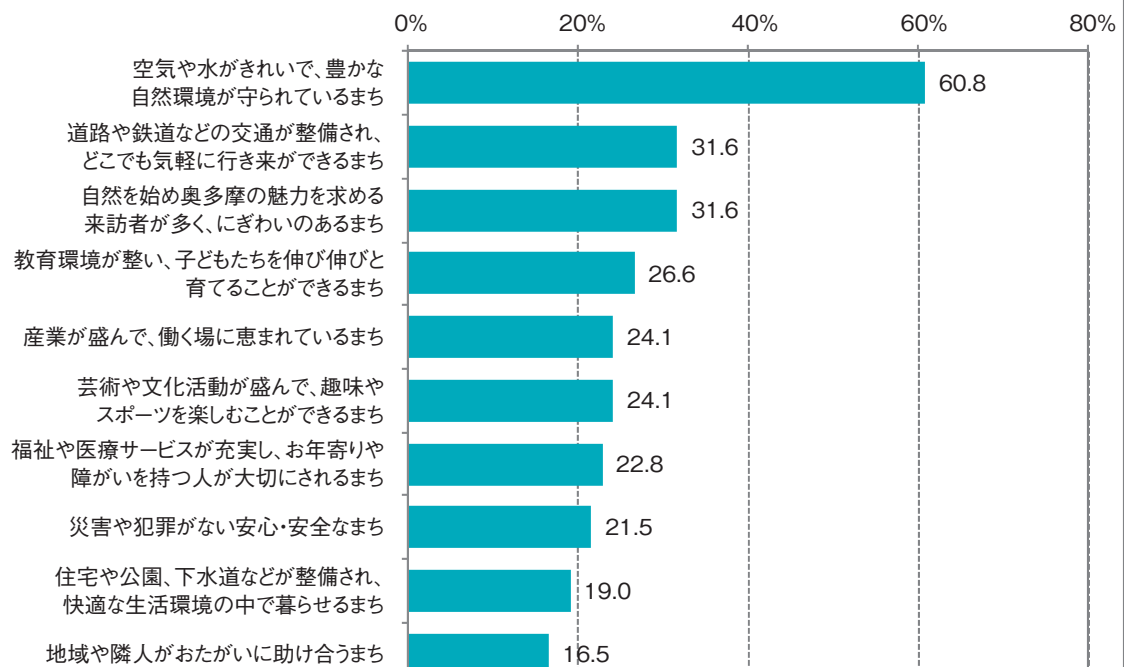
- 「空気や水がきれいで、豊かな自然環境が守られているまち」
- 「道路や鉄道などの交通が整備され、どこでも気軽に行き来ができるまち」
- 「自然をはじめ奥多摩の魅力を求める来訪者が多く、にぎわいのあるまち」
- 「教育環境が整い、子どもたちを伸び伸びと育てることができるまち」
- 「産業が盛んで働く場に恵まれているまち」
- 「芸術や文化活動が盛んで、趣味やスポーツを楽しむことができるまち」

の順で多く挙げられています。

住民:望まれる町の姿(3LA)n=675



中学生:望まれる町の姿(3LA)n=79





第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

## 1. 奥多摩町を取り巻く時代背景

## 1) 社会環境

わが国では、出生率の低下が進み、国全体の人口は減少傾向に転じ、今後もその傾向は続くものと予測されています。そのため、生産年齢人口の減少による地域活力の低下や社会保障費の増大を始め、様々な社会的問題が懸念されています。

中でも、労働力人口の伸びの鈍化や減少と相まって、高齢化による社会的費用の増大を支える国民負担は今後急速に増加していくことから、今後どのように安心して暮らせる社会を実現するかが大きな課題となっています。これからの社会においては、個人の自立が困難になる国民の増加に備え、家族を含めた地域社会、企業、行政等、社会全体で支えるシステムの構築が必要となっています。

平均寿命の伸びに伴い、高齢者人口が大幅に増加する一方、晩婚化、非婚化などによる少子化により、今後更に高齢者人口の比率が高まることが予想されています。そのため、需要の増大が予想される高齢者介護等の福祉サービスの供給を高めていく必要が高まっており、地域における助け合いや民間非営利活動の果たす役割は大きくなっていくものと想定されます。

少子高齢化が進む本町においても、その対策を進めていますが、本町独自の支え合いや助け合いの仕組みを構築することが求められています。

## 2) 経済環境

平成 20 (2008) 年 9 月のリーマンショック以降、日本経済は円高とデフレの悪循環の結果産業空洞化が進み、私たちの生活に深刻な影響を及ぼし続けてきました。その間、平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災や複数の政府債務危機など内外の様々なショックに見舞われたものの、平成 25 (2013) 年に実質 GDP はリーマンショック前の水準を回復しました。その結果、景気は持ち直しに転じる傾向となっていますが、デフレからの脱却は引き続き課題となっています。

この状況には一定の変化が見られ、国内における産業空洞化の懸念が後退する動きも見られますが、平成 26 (2014) 年 4 月から消費税率が引上げられ、また今後も更なる引き上げも検討されており、消費税率の引き上げが財政健全化の進展につながり、更には国の経済再生や社会保障制度に対する安心感につながるか不透明な状況が続いています。

その一方で、平成 24 (2012) 年秋以降の、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略や日本銀行による「量的・質的金融緩和」の導入により円安が進む中で、私たちの家計にも影響が懸念されています。

また、国と地方の基礎的財政収支は 1990 年代初頭から赤字基調にあります。リーマンショックの影響による税収の大幅な減少や景気回復に向けた諸施策の実施による歳出の増大により拡大し、さらに、平成 24 (2012) 年以降の経済対策の実施によりさらに拡大しています。

そのため、国家財政が厳しくなる中で、地方財政にも影響を及ぼしているため、構造的財政収支の動向に注視する必要があります。

自然に癒される身近な観光地として多くの人々が訪れる本町においては、地域資源をこれまで以上に活用して、地域経済を活性化することが求められています。



### 3) 生活環境

近年では地球環境問題の認識が高まり、私たちの日常生活に直結するごみの問題や生活排水による水質汚濁等の環境問題のほか、日常生活における商品の購入、使用、廃棄など様々な場面で環境に配慮した行動をとることや、資源リサイクル運動や消費生活の見直しなどへの関心も大きくなっています。

国では平成 25 (2013) 年 5 月に、第 3 次循環型社会形成推進基本計画 (循環型社会基本計画) を定め、発生抑制、再使用、再生利用、処分等の対策がバランス良く進展した循環型社会の形成を図ることを目指しています。

また、地球温暖化が進む中、異常気象ともいえるべき現象が多発するようになっており、それに伴う自然災害への不安や、生物多様性の保全意識も高まっています。

国においては、平成 24 (2012) 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」を掲げ、生物多様性を社会に浸透させ、地域における人と自然の関係を見直し、再構築し、森・里・川・海のつながりを確保し、地球規模の視野をもって行動することを目指しています。

豊かな自然環境に恵まれた本町においても、地球規模での環境保全や循環型社会の形成に寄与する取り組みを進めることが求められています。

### 4) 教育環境

平成 18 (2006) 年 12 月に新しい教育基本法が成立し、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念は継承しつつ、公共の精神など、日本人がもっていた規範意識を大切にすることや、それらを醸成してきた伝統と文化を尊重することなど、今日極めて重要と考えられる理念が明確にされました。

また、教育に関する重要な事項として、生涯学習の理念、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力などが新たに規定されました。

その上で、平成 18 (2006) 年 10 月には、21 世紀にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくことを目的として「教育再生会議」が設置され、社会総がかりで教育再生を図るための方策の検討が行われましたが、その結果、児童生徒に対する毅然としたいじめへの対応が強化されたほか、全国的な学力調査が、平成 19 (2007) 年度より約 40 年ぶりに実施されることとなりました。

また、学力の向上、徳育の充実、大学・大学院の改革、教育財政の在り方や、小中一貫教育の推進など「6 - 3 - 3 - 4 制」の弾力化や英語教育の改革、現場の自主性を活かしたシステム、子ども、若者、家庭への総合的な支援なども進められることとなりました。

平成 25 (2013) 年には、教育再生実行会議において、地方教育行政の権限と責任の明確化、国・都道府県・市町村の役割の明確化と権限の見直し、地方教育行政や学校運営に対する地域住民の意向の適切な反映が示され教育委員会の抜本的な改革が進められることとなりました。

また、初等教育 (小中学校) においては教育の情報化がさらに進められ、教育現場での大きな変化が訪れようとしています。

特色のある奥多摩教育は、子どもたちの豊かな人間性の醸成に大いに役立っており、国が進める教育の方向性を見極めながら、その特色を活かす教育環境づくりが求められています。



## 2. 奥多摩町の課題

### 1) 少子・高齢化に対応する地域自治の確立

出生率は年々低下していることから、本町の少子・高齢化は今後もますます進んでいきます。

また、本町の人口は減少することと相まって、高齢化率の上昇が進むことから、年齢構成が現在に比べさらにバランスを欠く状態になります。

社会を支える生産年齢人口が減少することにより、本町の財政にも影響が及び、高齢社会に対応した福祉政策や社会基盤整備など、公共サービスへの需要はますます増大することから、財政基盤の安定を図る一方で、高齢者が社会の担い手として活躍できる環境を創造するとともに、少子化に対応するため、子育て環境や支援体制の充実をさらに推進することにより、少子高齢社会に対応した地域自治の確立が必要です。

### 2) 環境問題に配慮した循環型社会の確立

すべての生き物の生命活動に深刻な影響を与える地球温暖化やごみの不法投棄、有害化学物質など、環境問題への取り組みが必要であり、行政をはじめ、住民や本町を訪れる人も含めた環境対策を推進することが求められています。

地球レベルの環境保護や保全意識がますます高まる中で、環境への負荷を抑えるためにも、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進し、地域内における環境負荷を低減することが必要であり、マクロな地球環境を保全するためにも、一人ひとりが環境意識を持ち、環境保全活動に参加することにより、循環型社会を確立することが必要です。

### 3) 地域生活におけるコミュニティの確保

従来、本町の間人間関係は地縁や血縁を基本に形成されてきましたが、核家族化や少子高齢化の進展に伴い、新しい人間関係が形成されつつあります。

しかし、人間関係はコミュニケーションが基本であることには変わりなく、超高齢社会を迎えることによる地域活力の低下はコミュニティの活力低下に結びつくことから、地域コミュニティの確保は、地域のアイデンティティー（独自性）の維持や、地域の安全性を補完する上でも重要です。

住民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動の推進により、地域におけるコミュニティ機能を再度強化し、身近な地域の課題について、自ら考え、自ら解決することのできる新しいコミュニティの形成と保持に向け対策を進めることが必要です。



#### 4) 癒やし環境の充実による地域経済の活性化

本町では豊かな森林資源を活用した癒し環境の形成が進められていますが、本町の地域産業・経済は、厳しい環境にあります。

そのため、農林水産業は、安全で確かな農林産物の生産と地域の特徴と個性ある製品の普及・開発を進めるとともに、多くの観光客を受け入れる商業の活性化と、便利な拠点性の向上を図ることが求められているほか、新たな雇用の創出を図る必要があります。

本町では、地域の魅力や存在感を高め、積極的な情報発信を図ることにより、更なる地域経済力の向上が必要です。

#### 5) 協働の社会づくりに向けた人材の発掘と育成

本町では、地域づくりやコミュニティ、生涯学習や伝統文化の伝承等、社会的に必要とされる分野での人材の発掘と育成が進められていますが、地域で人を育て、人が地域を育てる体制や仕組みづくりをさらに充実する必要があります。

子どもたちの教育は、少子化への対応、家庭の教育力の向上、子どもの安全対策など様々な課題がありますが、次代を担う子どもたちの育成は、学校・家庭・地域が連携を図りながら、社会全体の協働体制により、総合的に取り組む必要があります。

協働の社会づくりが求められる中、地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、住民と行政との協働のまちづくりの推進に向けて、本町や地域を先導する多くの人材の発掘と育成が必要です。

#### 6) 地方分権型地域社会に向けた行財政力の強化

平成12（2000）年施行の地方分権一括法により、「自己決定・自己責任」の原則が求められる一方で、地方公共団体の果たすべき役割は益々大きくなっています。

また、これまでの住民サービスの水準を確保するとともに、新たな住民ニーズに応えていくことが求められています。

そのため、進展する情報化社会に対応できる情報基盤を整備し、その活用できる能力を向上させるとともに、今後ますます効率的な行政運営や財政的自立などを推進し、行政運営能力の高い基礎的自治体としての充実が必要です。



# 第2編 基本構想

第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

第1章

奥多摩町がめざす将来像

第2章

明日の奥多摩を創る  
「奥多摩創造プロジェクト」

第3章

まちづくりの基本方針と施策の体系

## 1. めざす将来の姿

## 1) 基本理念

豊かな森林と清流の中で自然と共生する本町は、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人が癒されるまちづくりを進めています。

この生活環境を多くの人に伝えることにより、より多くの人々が本町を訪れ、いきいきと活動する住民と交流することにより、活力あるまちづくりを展開します。

そのために、住民の一人ひとりが本町の生活者であることに誇りと生きがいを感じ、生涯を健康で安心して暮らせる町として、住み続けたいと思えるよう、多くの住民が役割をもってまちづくりに参加します。

## 2) 将来像

## ①まちづくりのキャッチフレーズ

「第5期奥多摩町長期総合計画」のまちづくりのキャッチフレーズを、

**「人 森林 清流 おくたま魅力発信！」**  
**～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～**

とします。

## ②まちのPR スローガン

「第5期奥多摩町長期総合計画」期間中におけるまちのPR スローガンを、

**「人と自然にいやされるまち・おくたま」**  
**「巨樹と清流のまち・おくたま」**

とし、常に多くの人に伝えイメージ形成を促進するものとし、



わさぴー

## ③本計画の愛称

「第5期奥多摩町長期総合計画」の愛称を、

**「おくたま魅力発信計画」**

とし、全町一丸となって常に魅力を発信し続ける、私たちの意志と活動を確証する指針として扱うものとし、



### 3) 将来人口

本町の人口は一貫して減少を続けており、平成22（2010）年の国勢調査では6,045人となっています。この傾向は今後も続き、国勢調査の推移から予測される計画目標年（平成36（2024）年度）の人口は、約4,000人まで減少すると推計されます。

また、年齢三区分別人口は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、老年人口（65歳以上）も減少が進むものと推計されます。

このような状況の中で、少子化対策や若者定住化対策を重点的に推進し、高齢者の健康寿命の延伸（元気で長生きできる高齢者の増加）を進める政策を展開することにより、平成36（2024）年の目標人口を4,300人とします。

#### 【平成36（2024）年までの推計人口と、目標人口】

（単位：人、％）

区 分		国勢調査 実績	推計人口			目標人口
		平成22年 (2010年)	平成27年度 (2015年)	平成32年度 (2020年)	平成36年度 (2024年)	平成36年度 (2024年)
総人口	(人)	6,045	5,190	4,511	4,025	4,300
年少人口 (0～14歳)	(人) (%)	422 7.0	334 6.4	258 5.7	219 5.4	300 7.0
生産年齢人口 (15～64歳)	(人) (%)	3,125 51.7	2,487 47.9	2,066 45.8	1,807 44.9	2,000 46.5
老年人口 (65歳以上)	(人) (%)	2,498 41.3	2,370 45.7	2,187 48.5	1,999 49.7	2,000 46.5
一般世帯数	(世帯)	2,209	1,902	1,650	1,478	1,600
1世帯当たり人員	(人)	2.49	2.44	2.41	2.38	2.38
15歳以上人口	(人)	5,623	4,857	4,253	3,806	4,000
就業率	(%)	45.5	44.8	44.3	44.0	44.0
就業者数	(人)	2,557	2,175	1,884	1,675	1,760
第1次産業	(人) (%)	88 3.4	74 3.4	63 3.3	56 3.3	60 3.4
第2次産業	(人) (%)	671 26.2	557 25.6	475 25.2	418 25.0	400 22.7
第3次産業	(人) (%)	1,768 70.3	1,544 71.0	1,346 71.5	1,202 71.7	1,300 73.9

※推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値に基づき算出している。

※1世帯当たり人員は、一般世帯における人員となっている（その他世帯は含まれていない）。

## 4) まちづくりの指標

「第5期奥多摩町長期総合計画」期間内において、本町では急激な少子高齢化と人口減少に対応したまちづくりを進める必要がありますが、人口減少問題は本町の魅力が低下した結果ではなく、これまで以上の地域の活性化によって解決を図る必要があります。

そのためには、この魅力あるまちをよりすばらしいまちにすることが必要であり、全町一丸となってまちづくりを進める目安となる指標を設定します。

魅力あるすばらしいまちであることを示す視点として、

### 「住んでよかった」「住み続けたい」と住民が思うこと

であり、それに対応する指標として、

【指標】

### 奥多摩型住民総幸福度

を定めます。

「第5期奥多摩町長期総合計画基本構想」において、本町がめざす将来の姿を実現するために「まちづくりの基本方針」を定めており、それぞれの基本方針に対応する本町住民の幸福度を評価する項目を定め、定期的に住民による幸福要素の評価を行います。

幸福要素1：「心身ともに健康である」と思う住民割合

幸福要素2：「豊かな自然環境が守られている」と思う住民割合

幸福要素3：「健やかに育まれている」と思う住民割合

幸福要素4：「経済的に大きな不安がない」と思う住民割合

幸福要素5：「地域社会やまちづくりに参加している」と思う住民割合





## 2. 土地利用計画

### 1) 土地利用の基本理念

本町は、総面積は225.53km<sup>2</sup>で、そのうち、可住地面積15.05 km<sup>2</sup> (6.7%)、森林面積212.35 km<sup>2</sup> (94.1%)で森林面積が本町の面積のほとんどを占めています。

本町の可住地は、まちづくりの基本となるものであり、私たちの生活や生産活動の基盤ともなっています。この限りある資源を有効に活用し、地域の発展を支える均衡ある土地利用を進めていくことが重要です。

また、私たち住民一人一人は、公共の福祉を優先する視点と意識を持ち、安全で快適、健康で文化的、そして豊かで明るい生活環境を確保しながら、自然環境が次代に受け継がれるべき資産であるとの認識に立ち、環境保全と調和のとれた計画的な土地利用を推進することを基本理念とします。

### 2) 土地利用の基本方向

本町では、急速な高齢化や過疎化に伴いコミュニティ活動が停滞する中で、産業活動の活性化や福祉社会への対応などの課題を解決しつつ、次代に向けて活力ある地域社会を創造していくことが求められており、適正な土地利用の方向を明らかにする必要があります。

そのため、以下の事項に配慮した土地利用の推進と実現を図ります。

#### (1) 自然環境の保全

山林や河川などの優れた自然環境は、地球環境の保全という面だけではなく、豊かな生活を支える重要な資源ともなっていることから、今後も保全していきます。

#### (2) 快適な生活環境の形成

本町の人口は減少を続けており、それに伴い10年後には老年人口が4割を超えるものと想定されています。その結果、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加しコミュニティの活力の低下などの課題が高まる可能性があります。このような中、安全で暮らしやすい生活環境を守るために、定住化を促進する住環境の整備を進めます。また、中山間地域においては、良好な自然環境の保全に努めつつ、定住環境の整備を進めます。

#### (3) 農地や山林の適切な保全

自然と共生した林業等の産業は、自然環境の保全にとって重要であることから、山林を保全し次世代に引き継いでいくこととします。

#### (4) 安全に暮らせる環境の確保

災害に強いまちを目標に、道路や河川等の基盤施設の整備、防災対策を進めるとともに、災害を防ぐために保全が必要な地形については開発を抑制します。さらに、防犯活動や交通安全対策に取り組み、安全・安心な環境を目指します。

### 3) 定住化の促進に向けたゾーン別土地利用の方針

本町では、町域を「若者定住促進ゾーン」「中山間地定住促進ゾーン」「山間地定住促進ゾーン」の3つの『ゾーン』に分け、それぞれの定住化の促進に向けた土地利用の方向性を、以下のように設定します。

ゾーン名	対象地域の現況	土地利用の方向性	具体的な展開方策
若者定住促進ゾーン	<input type="checkbox"/> 本町の経済、行政などの機能の中心となっています。 <input type="checkbox"/> 住宅地としても重要なゾーンとなっています。	<input type="checkbox"/> 町役場周辺、JR 青梅線沿線駅（奥多摩、白丸、鳩ノ巣、古里、川井）に定住促進拠点を定め、生活支援機能の充実を図ります。 <input type="checkbox"/> 各集落の住居地域では、快適で良好な住環境の整備を図ります。	◇若者用分譲地の開発 ◇若者用住宅の建設（賃貸） ◇空家の活用（若者限定） ◇生活道の開設・拡充 ◇いなか暮らし支援住宅
中山間地定住促進ゾーン	<input type="checkbox"/> 集落が点在する自然豊かな環境の中で住宅地が点在しています。 <input type="checkbox"/> 多摩川、日原川、大丹波川、海沢川等の水系に沿って居住地が開かれています。	<input type="checkbox"/> 森林等の環境保全に努めるとともに、自然環境と共生した住宅地の整備を図ります。 <input type="checkbox"/> 環境保全に配慮しつつ、自然を活かした住環境の形成を進めます。	◇いなか暮らし支援住宅 ◇空家の活用（定住） ◇交流居住の推進 ◇二地域居住の推進
山間地定住促進ゾーン	<input type="checkbox"/> 雲取山（標高 2,017m）を最高峰とする急峻な山岳が連なる豊かな森林に覆われた地域となっています。 <input type="checkbox"/> 自然豊かな山岳地域となっています。	<input type="checkbox"/> 特色ある豊かな自然とそれが育んだ豊かな山岳文化を保全、活用します。 <input type="checkbox"/> 通年型の観光レクリエーション地の形成と、都市との交流ゾーンの構築を進めます。 <input type="checkbox"/> 適切な開発を誘導するとともに、来訪者のための優れた憩いの空間を整備します。	◇いなか暮らし支援住宅 ◇空家の活用（定住・別荘） ◇交流居住の推進 ◇二地域居住の推進

※「山間地定住促進ゾーン」は、「若者定住促進ゾーン」及び「中山間地定住促進ゾーン」を除いた全町域を対象とします。

#### ◇定住の推進

「住みたい」「住み続けたい」を実現するために、多様化する定住のニーズにあわせ、若者定住促進ゾーンに町営若者住宅、若者用分譲地、若者用住宅、いなか暮らし支援住宅を整備し、若者の定住を推進します。

#### ◇交流居住の推進

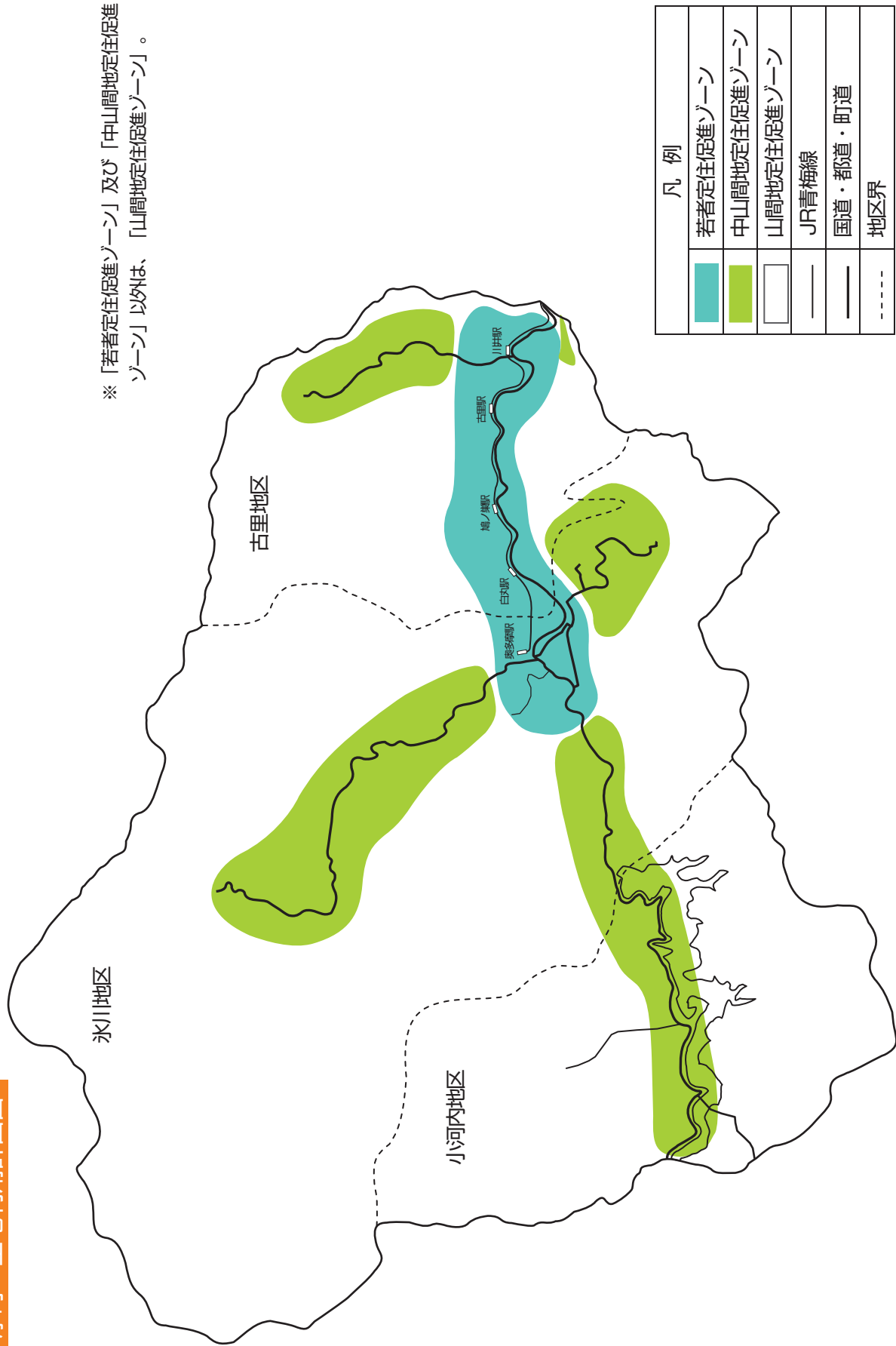
都会に住む人たちが、都会といなかの両方に滞在・居住する場所をもち、それぞれの場所を仕事や余暇・趣味などのために使い分け、いなかでは地元の人たちとの交流を楽しむといったように、交流を主たる目的として都会といなかを行き来するライフスタイルを推進します。

#### ◇二地域居住の推進






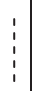
都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3か月程度）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つ方の応援をします。（※セカンドハウスは含みますが、避暑・避寒は含みません。）



奥多摩町 土地利用計画図



※「若者定住促進ゾーン」及び「中山間地定住促進ゾーン」以外は、「山間地定住促進ゾーン」。

凡例	
	若者定住促進ゾーン
	中山間地定住促進ゾーン
	山間地定住促進ゾーン
	JR青梅線
	国道・都道・町道
	地区界

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

# 明日の奥多摩を創る 「奥多摩創造プロジェクト」

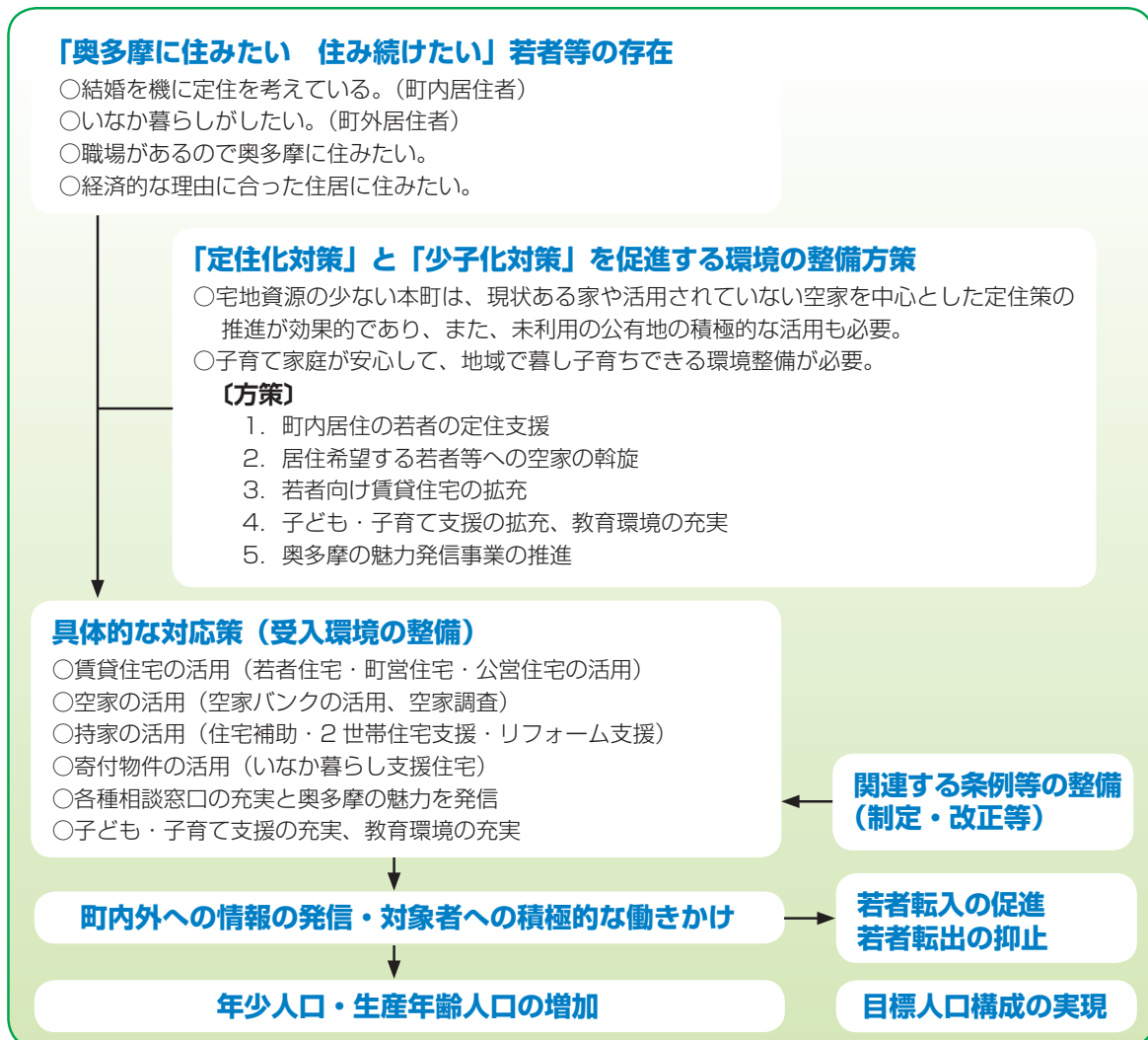
## 1. 将来にわたり住み続けられるまちづくりに向けて

第5期長期総合計画期間内における本町の最大の課題は、今後10年間に見込まれる人口減少に歯止めをかけることであり、そのための最大の対策は「定住化対策」と「少子化対策」です。定住化対策と少子化対策の推進は、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にもつながるものであり、高齢化率が高く、地域コミュニティが低下しつつある地域が増加している本町においては、重点的にこの2事業を行うことが必要です。

この「定住化対策」と「少子化対策」はそれぞれ異なったものではなく、本町が将来にわたって安定的にまちづくりを進めるために、一体的に推進することが必要です。

そのため本町では、平成27(2015)年度から平成36(2024)年度までの第5期長期総合計画期間内において、「生涯を健康で安心して暮らせるまち～多くの人が住みたい 住み続けたい～」と思えるまちづくりを進めることによって、将来において住み続けられるまちづくりを目指していくため、第4期長期総合計画に引き続き先導的な役割を果たす戦略的な取り組みとして、明日の奥多摩を創る『奥多摩創造プロジェクト』を定め、総合的な「定住化対策」と「少子化対策」の推進を積極的に進めます。

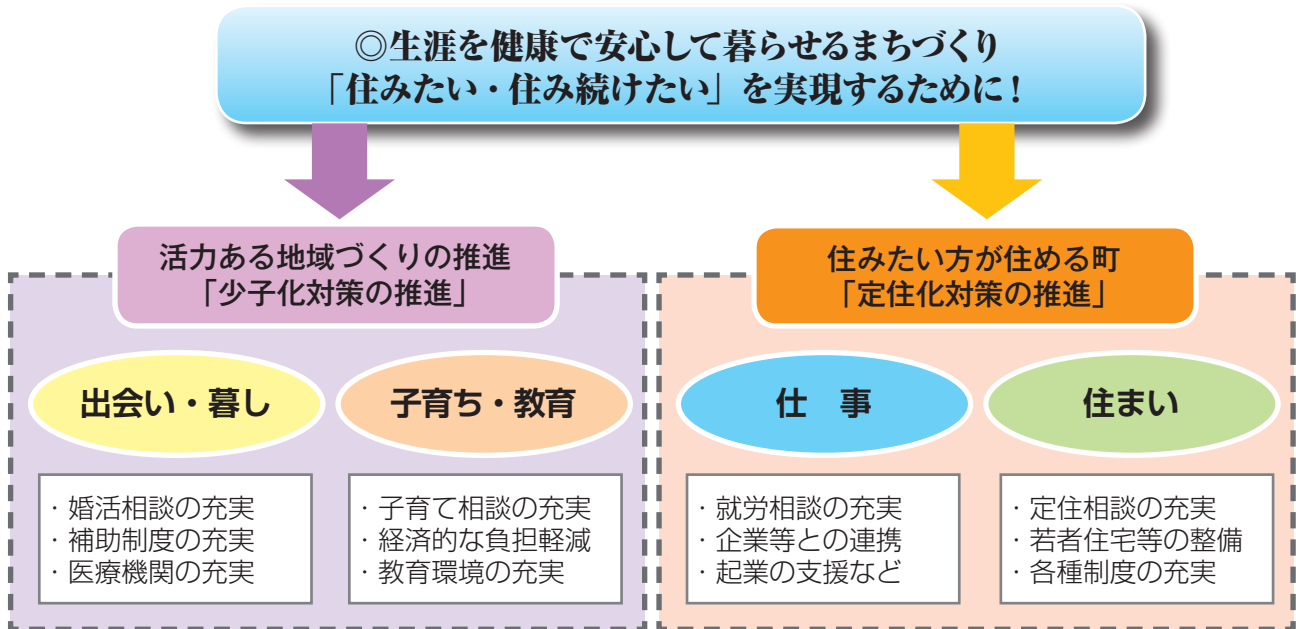
### 【「奥多摩創造プロジェクト」の展開ロジック】





## 2. 明日の奥多摩を創る「奥多摩創造プロジェクト」事業

総合的な定住化を進め、少子化に歯止めをかけるためには、若者等の定住化促進の総合的環境の整備や出会い、結婚・出産から教育までの子育て・子育て環境の整備を図ると同時に、魅力ある奥多摩の情報を発信することが重要です。このようなことから以下の「奥多摩創造プロジェクト事業」を重点的に推進し、本町の持続可能なまちづくりを推進していきます。



### 〔推進する分野別施策〕

#### 出会い・暮らし

施策名
①ふれ愛サポートセンターの拡充
②奥多摩の魅力発信事業の推進
③定住サポーターの設置・推進
④若者定住応援補助金等制度の充実
⑤良質で満足度の高い医療サービスの提供(奥多摩病院)

#### 子育て・教育

施策名
①子ども家庭支援センター事業の充実
②母子保健の充実
③子ども・子育て支援推進事業の充実
④子どもの考える力を育む教育の充実
⑤国際交流活動の充実

#### 仕事

施策名
①就労相談窓口の設置・推進
②企業等と連携した就労支援の実施
③起業家や事業おこしの支援
④町有地や町有財産を活用した企業等の誘致
⑤女性に魅力ある職場・地域づくりの推進

#### 住まい

施策名
①空家相談窓口の充実
②いなか暮らし支援住宅
③町営若者住宅及び分譲地の整備
④若者定住応援補助金等制度の充実(再掲)
⑤空家等の有効活用(空家バンク制度等)

## 1. まちづくりの基本方針

## 1) みんなで支えるホットなまちづくり

本町の自然環境は豊かで、森林のもたらす癒しの力を活用した健康づくりや様々な活動に自然体験を取り入れるとともに、住民の健康の維持と向上に向け、これまでの取り組みを一層強化します。

そのため、住民がこれまで以上に健やかに暮らすために、自ら健康に関する意識の向上を図るとともに、予防事業などの充実に努めます。

また、住民が安心して生活できる環境を整備するためには、日常的な医療を効率的に提供する体制の整備に努める必要があり、奥多摩病院を核とし、他の医療機関との連携を強化しつつ、地域医療体制の確立を図ります。

そして、本町に「住んでよかった」と多くの住民が実感し、多くの住民に温かく見守られながら日々の生活を送る環境づくりを推進します。

誰もが元気で健康に  
暮らせる地域づくり

みんなで支える  
ホットなまちづくり

心のぬくもりと絆を  
持ち続けられる地域づくり

安心して子どもを  
産み育てる地域づくり

障がい者が自立して  
生活できる地域づくり

高齢者が生きがいをもって  
暮らせる地域づくり

そのため、以下を「第5期長期総合計画」における健康・福祉分野の取り組み方針とします。

## □ 誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり

住民が健康で幸せな生活を送るために、本町の特性を活用した健康づくりにより住民全体の健康寿命の延伸に努めます。

また、住民自らが健康に関する意識の向上を図れるよう、健康診断や検診体制等の環境の充実と予防の充実に努めます。

奥多摩病院を核とした地域医療体制の充実と、他の医療機関や福祉関連施設等との連携を強化し、住民を孤独に陥らせることなく最後まで看取れる環境づくりを図ります。

さらに、社会保障制度等住民のセーフティネットが適切に運営されるよう努めます。

## □ 安心して子どもを産み育てる地域づくり

住民の子育てに対する理解を広めながら、地域での見守り活動を積極的に促進することにより、地域による子育て支援環境の充実に努めます。併せて、保育機能の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、安心して子育てできる体制をつくります。

また、若者が将来に希望をもって家庭を築けるよう、地域全体で応援する地域づくりを推進します。



### □ 高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域での包括的・継続的な取り組み体制を強化します。併せて、健康で生きがいをもって暮らせるよう介護予防を推進するとともに、適切なサービスを提供できる体制づくりを図ります。

また、高齢者が積極的に地域活動に参加できる環境を整備することにより、高齢者の知識や経験を活かせる地域づくりに努めます。

### □ 障がい者が自立して生活できる地域づくり

障がい者が安心して自立した地域生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービスの提供を行うとともに、地域での支援体制の充実に努めます。

また、積極的に社会参加ができる環境づくりを推進し、経済的な自立に向けた支援の拡充に努めます。

### □ 心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり

地域ぐるみで福祉に対する住民の意識の醸成と高揚を図るため、ノーマライゼーション理念の一層の普及と啓発に努めます。

本町のもつ健康と癒し環境の更なる充実、拡大を進め、健康と福祉の町というイメージの向上に努め、魅力ある地域づくりの情報を町内外へ発信します。

また、全ての住民が生涯を健康で文化的な生活が維持できる地域づくりに努め、社会的・経済的な自立を支援します。



## 2) やさしさ ふれあい 人と自然

本町は、豊かな森林を有する水源地として、食料・水・エネルギー・廃棄物処理を含む地球規模の環境問題への対応の中で、バイオマス・小水力発電など再生可能エネルギーを活かし、適切な資源循環を持続する循環型社会形成を先導するまちづくり・暮らし方の転換を目指します。

国立公園区域である本町の豊かな森林は、美しい渓谷などに育まれる多様な動植物の宝庫であり、生態系・生物多様性を確保する最前線であると同時に多くの人々の癒しの場となっています。

また、治助イモなど在来種の遺伝子プールを温存する山間農業が営まれており、こうした価値に気づき、守り、活かしていく試みに努めます。

急峻な山岳地形や集落の散在性といった条件、人口減少といった局面から、道路・公共交通・上下水道・通信などの維持・整備は多大なコストを要しますが、必要不可欠な社会インフラとして、高齢化が進行する状況や定住促進の要請を踏まえ、長期的・最適な選択により暮らしの快適性・満足度を高めていく取り組みに努めます。

そして、循環型社会形成を先導するまちづくりや、農作物も含めた生態系・生物多様性の確保を図るほか、社会基盤の維持・整備のために、先進的な政策・事業展開とともに、本町ならではの環境を大切に自然とともに歩むまちづくりを、町外に向けて発信します。

自然とともに歩む  
まちづくり

やさしさ ふれあい  
人と自然

だれもが住みたくなる  
心かようまちづくり

そのため、以下を「第5期長期総合計画」における生活・環境分野の取り組み方針とします。

### □ 自然とともに歩むまちづくり

本町の豊かな森林資源や水資源の保全に努め、地球規模の環境問題に対応するまちづくりを推進するとともに、再生可能エネルギーの活用にも努めます。

また、全町が国立公園区域にある本町は、生態系・生物多様性を確保する環境のまちであり、将来にわたり保全できる対応を推進します。

一方で、自然が創り出す本町の地形は、住民の安全な生活を侵害する厳しい環境にもあることから、近年の異常気象によって誘発される自然災害の影響を最小限に抑える対策の充実に努めます。

併せて、自然と共生する本町の住民が身近な生活ルールを遵守し、環境に対する負荷の軽減に一人ひとりが積極的に取り組む意識づくりを一層進めます。

さらに、自然と共生しながら日々の生活を送る住民の利便性を確保する道路環境の整備も計画的に進めるとともに、公共交通システムの充実にも配慮したまちづくりを推進します。





## □ だれもが住みたくなる心かようまちづくり

人口減少が進む本町において、これまでのコミュニティを確保するとともに、これまで以上にその活性化を図ります。

そのため、観光等との連携による経済の活性化と合わせたまちの賑わいの確保を図るとともに、まちづくりを推進する各種団体との連携や地域が自立できる支援の充実に努めます。

併せて、女性の活力を活かせる環境づくりを推進するとともに、人権に対する意識の啓発・醸成に努めます。

高齢化が進む中で、高齢者世帯やひとり住まいの世帯の増加に対応し、防災体制の充実に努めるとともに、災害時にも対応できる対策の充実に努めます。

さらに人口減少が進む本町では空家も増加していますが、空家での防犯対策の充実に努めるだけでなく、その有効活用を積極的に推進し、本町の活力の向上に努めます。



### 3) 町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり

本町にとっての教育や文化は、子どもの健やかな成長を約束し、地域のつながりを確固なものとするだけの役割にとどまらず、地域全体を支える重要な地域資源といえますが、人口減少が顕著となり、喫緊の対応策が求められる中で、これまで営々と営みを積み上げてきた本町の教育・文化に対する価値観を、住民が一体となって改めて見つめ直しながらまちづくりを推進します。

本町の年少人口の減少により、10年前から学校統合の問題が出現し、今後更なる統合の問題に向き合うことが求められる可能性がある中で、これまで積み上げてきた蓄積を守るよう可能な限り努力します。

そのため、本町のこれからの教育をどうすれば良いのか住民が共通認識を持ち、新たな本町の教育の方向性を形成します。

その一方で、これまで行われてきた奥多摩の教育は、他の地域からみれば格段に恵まれたものであることを認識し、より多くの人にこの奥多摩教育を知らしめ、一人でも多くの人に興味・関心をもってもらうことにより、奥多摩生活を考える新たな住民の誘引に努めます。

そして、住民と学校、及び行政の協働をさらに推し進めることにより、町の中と外から関心を持たれる、他の地域には見られない主体性のある教育のまちづくりを進めます。

みんなでチャレンジする  
生涯学習のまちづくり

伝統と先進の文化・芸術に  
あふれたまちづくり

町の中と外から関心  
を持たれる教育のまちづくり

豊かな能力と強いところを  
育むまちづくり

誰もがスポーツ活動に  
参加するまちづくり

そのため、以下を「第5期長期総合計画」における教育・文化分野の取り組み方針とします。

#### □ みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり

高齢化が進む中で、子どもから高齢者まで多くの住民の生きがいを育む生涯学習環境づくりを進め、地域社会とのつながりを保ち、住民の心の健康にも良い影響を及ぼす、地域や地区内の交流機会を積極的に創出する生涯学習活動を推進します。

また、子どもから高齢者まで積極的・主体的に活動参加できる場と育成支援を進めるとともに、生涯学習の場が町内の世代間交流の場となるよう努めます。

併せて、青少年の健全育成を図るため、地域ぐるみで犯罪や非行防止を推進するための啓発、広報を推進するほか、他自治体や町外の団体等との相互交流を通じて、コミュニケーションの促進を図ります。



## □ 豊かな能力と強いところを育むまちづくり

本町の恵まれた学校教育環境や、学校教育の情報を広く住民に伝えるとともに、広く町外への情報提供に努め、関心の高まりを醸成することにより、子どもを持つ家庭が、奥多摩の教育を求めて移住する程の質の高い奥多摩教育の維持・向上に努めます。

中学校統合後の円滑な学校運営を図るとともに、児童・生徒が充実した小中学校生活を送れるよう、教育内容の充実や教育環境及び教育施設の整備を図ります。

また、熱心で優秀な教職員が多い学校教育現場を維持します。

併せて、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭教育力の向上を推進します。

## □ 誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり

本町の子どもの体力向上を図るため、スポーツをする環境づくりに取り組みます。また、子どもだけでなく、ニュースポーツの導入などにより、大人も積極的にスポーツに参加するまちづくりを推進するとともに、指導者の招へいや育成を図ります。

また、スポーツイベントを定期的で開催し、スポーツ関連団体の連携強化により、効率的なスポーツ活動の展開を促進します。

併せて、スポーツ関連施設の環境整備を進めるとともに、老朽化が進むスポーツ関連施設の整備を計画的に進め、利用者の利便性の向上を図ります。

## □ 伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり

本町の郷土芸能を次代に確実に継承するため、映像化（データ化）はもとより、芸能保存団体との協力を推進します。そして、郷土芸能の情報発信に取り組むとともに、多くの人の目に触れる環境づくりを進めます。

本町には多くの芸術家が居住しており、その芸術を育みやすい環境を活用するとともに、新たな芸術家が本町で活発に活動できる環境づくりに努めます。

また、各種団体の活動を支援し、芸術家の団体等と連携した芸術文化の振興を推進することにより、芸術文化振興、人口対策、観光振興に資する環境づくりを推進します。

本町の美術館を住民の誰もが知り訪れる美術館とするよう、施設の周知や芸術作品の展示にふさわしい展示施設の整備とスペースの拡充、施設周辺的环境づくりを推進します。



## 4) みんなの力がつながる観光・産業づくり あによお やんべえ おくたま

本町の豊かな自然と、山の暮らしを継承する観光づくりを基本に、観光客の行動形態に対応した受け入れ環境の整備や新しいアウトドア活動ニーズへの対応、誘客を拡大する企画の強化などに取り組み、観光入込客を地域の経済効果や雇用に結びつける観光事業の展開を図ります。

本町の豊かで広大な森林は、再生可能な木材資源を生産する場であるとともに、水資源のかん養、土砂災害等を防止する国土保全、生物多様性の保全など多くの環境保全機能を有しており、なかでも、二酸化炭素を吸収・固定・貯蔵することによる地球温暖化の防止機能は、今後より大きな役割を担うこととなります。

さらに、森林のもたらす、ストレス解消や健康増進などの癒しの力は、ストレスの多い現代社会にとって貴重な機能となっており、今後とも公益的機能を保全する重要性に鑑み、森林環境の整備への本町にかかる期待と責任に応えるまちづくりを推進します。

また、本町では、農林業や水産業、商工業などの地域産業の多くが観光と結びついています。今後とも各産業相互の連携によって振興されるよう地域産業の横断的・複合的な推進を図ります。奥多摩産の農林水産物は生産だけにとどまらず、加工製造・販売やサービスなど、2次産業、3次産業領域へと拡大を図り、本町全体の付加価値を高める観光・産業のまちづくりを推進します。

奥多摩だからこそその  
体験・交流観光の展開

みんなの力がつながる  
観光・産業づくり

観光・産業づくりを  
推進する力の強化

奥多摩ならではの  
地域産業の推進

そのため、以下を「第5期長期総合計画」における観光・産業分野の取り組み方針とします。

### □ 奥多摩だからこそその体験・交流観光の展開

奥多摩山里歩き絵図（21の宝さがし）を継承し、一層の活用を図るために高齢者の協力による歴史文化、伝統食などの掘り起こしを進め、地元を再発見する住民自らの活動を推進します。

また、「外から人が訪れることで、地元の地域の人たちが元気になる」観光づくりを推進するとともに、訪れる人にとって「地域の人たちとの交流が魅力となる」観光づくりを進めます。そのため、地域住民が主体的に参画し、地域内外の交流と協働による観光づくりを展開します。

本町の豊かな自然環境を活用した新たなアウトドア活動が町内で展開されるための環境づくりを推進するとともに、電車とバスの接続、観光公衆トイレの改善をはじめ、駐車場の問題など、観光客の利用を考えた基礎的な環境整備を進めます。



## □ 奥多摩ならではの地域産業の推進

水資源のかん養、土砂災害等を防止する国土保全、生物多様性の保全など多くの環境保全機能を果たしている本町の広大な森林は、再生可能な木質資源を生産する場であり、森林環境の整備を推進しつつ、その一層の活用に努めます。

また、本町では、農林業や水産業、商業などの地域産業の多くが観光と結びついており、今後とも各産業相互の連携によって地域産業を横断的・複合的に推進します。そのため、観光事業との連携により、地域ぐるみの魅力的なイベントを推進することにより、商店街の振興を図り、買い物弱者対策の取り組みも強化します。

さらに、地元事業者に対する融資制度の活用など経営の改善と後継者の育成を支援するとともに、空き店舗の活用や新たな起業を支援します。

## □ 観光・産業づくりを推進する力の強化

観光・産業づくりを一層推進するために、本町の多様な資源や素材を相互にうまく結びつけていく機能を果たす人材や組織の育成を図ります。

さらに、観光・産業づくりに不可欠な情報発信の強化を図るために、パンフレットの作成やホームページの充実等の従来型の情報発信にとどまらず、インターネット活用の多面的な組み合わせを踏まえた対応策の充実に努めます。

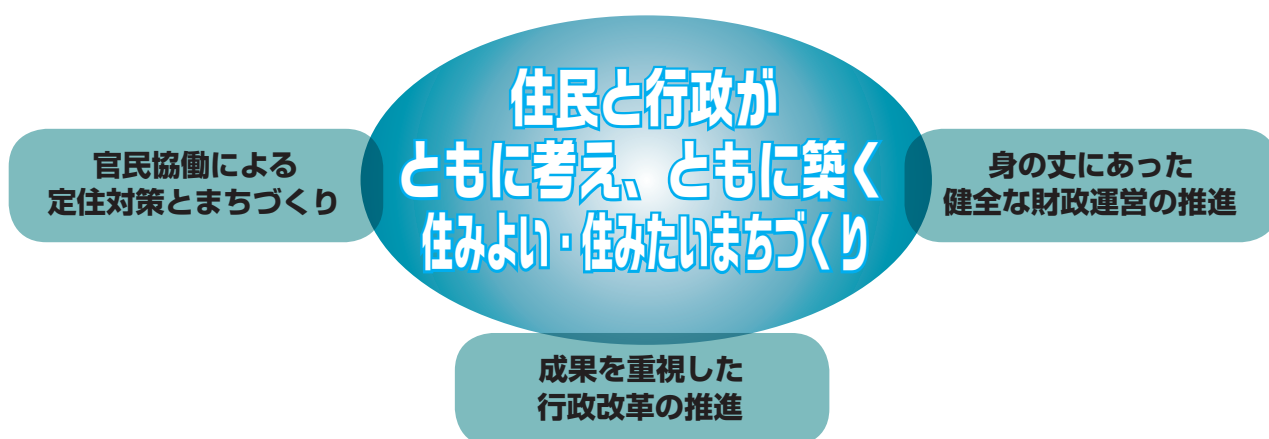


## 5) 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり

安定した行財政基盤の構築を進めるとともに、自助・共助・公助の理念を尊重し、さまざまな交流や連携で人材育成を進め、住民と行政がともに考え、決定、行動し、協働と信頼のもとに、住みよい・住みたいまちづくりを目指します。

財政の緊縮に努める一方で、住民サービスの維持・向上を図る「量の改革から質の改革へと転換」し、さらに行政運営を計画的に、かつ成果を重視し進めていくとともに、地方分権時代にふさわしい、自律的で持続可能な自治体経営による質の高い住民サービスの実現を目指します。

そして、多様化する住民ニーズを的確に把握し、限られた財源及び人的資源の中で効果的・効率的な、身の丈にあった財政運営を目指します。



そのため、以下を「第5期長期総合計画」における行財政分野の取り組み方針とします。

### □ 官民協働による定住対策とまちづくり

人口減少が進む本町では、総合的な定住対策の推進が必要であり、住宅確保から雇用、少子高齢化への対応等、官民一体となった取り組みを推進します。

そのため、定住促進に向け、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりなど、地域の受入体制の充実に努め、空家バンク制度の活用のほか、空家を有効活用する対策を進めるとともに、若者が定住できる住環境の整備を推進します。

また、行政と住民の責任分担の明確化や住民が主体となった元気なまちづくり活動の支援により、コミュニティの活性化の取り組みや住民等との協働による行政を推進し、地域が元気で自立できるまちづくりを目指します。併せて、コミュニティセンターや生活館など、地域住民の活動の場である施設の整備を推進します。

### □ 成果を重視した行政改革の推進

多様な住民ニーズに対応した事業実施など、成果重視の行政運営や住民への説明責任を果たすため、施策評価など行政評価制度の積極的な運用を進めます。そのため、職員意識の改革に向けて、職員研修を充実させ、職員の意識改革を推進するとともに、政策や施策事業の立案にあたり職員の企画立案能力、法制執務能力を向上します。

また、便利でやさしく、わかりやすく、早い窓口対応など、窓口サービスの更なる充実を図るとともに、住民の意見や要望を十分把握し、可能な限り町の施策に反映させていくために住民の声を聴く広聴活動の内容の充実を図ります。



## □ 身の丈にあった健全な財政運営の推進

厳しい財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に事業を推進するとともに、自主財源の確保や事業の費用対効果等を勘案した財政運営に取り組みます。併せて、民間活力を効率的に活かすとともに、施設運営や業務の外部化など、行政運営の適正化に努めます。

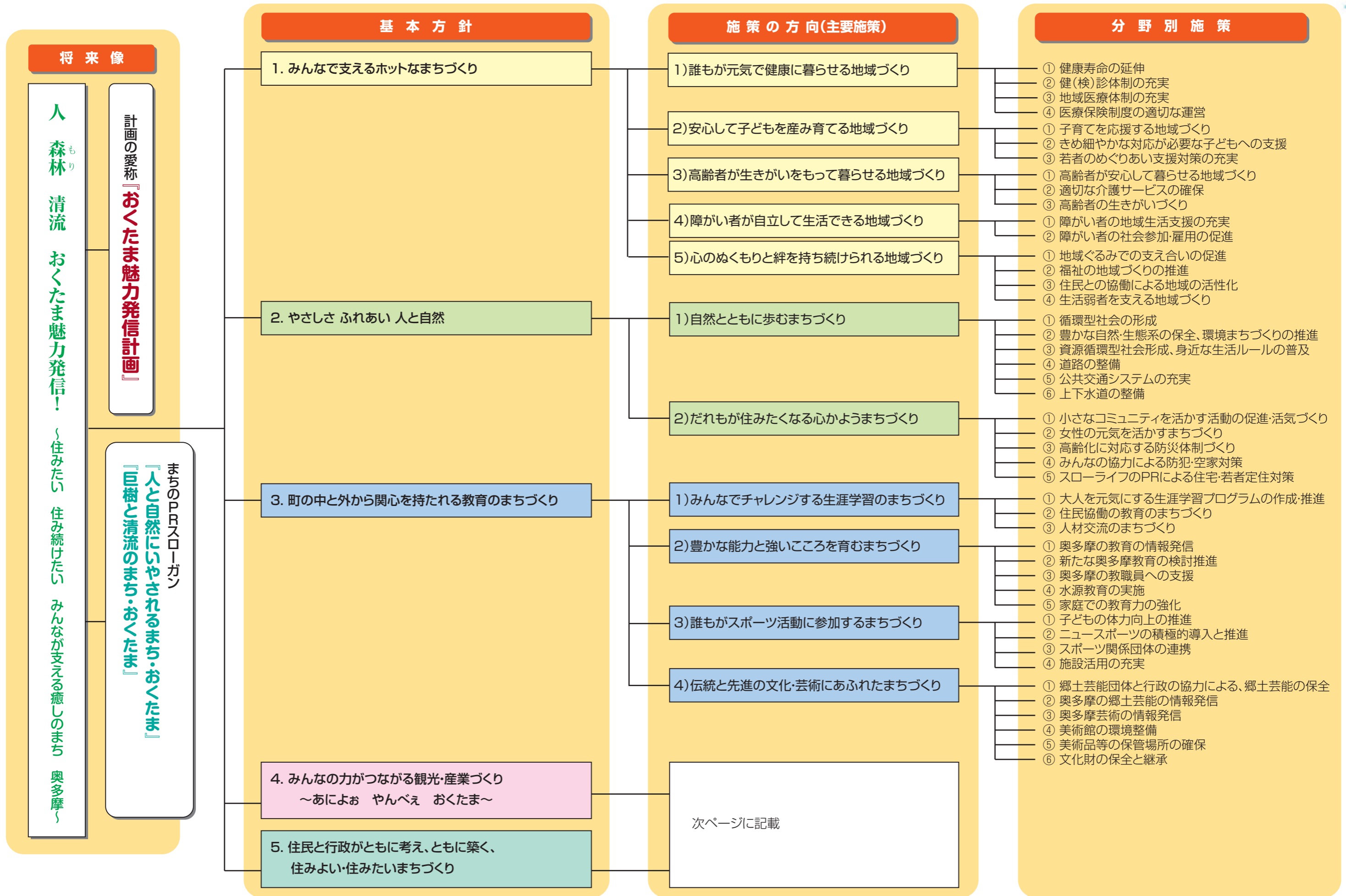
安定した財源確保に向け、地域産業の活性化支援、定住促進対策など、自主財源を確保する施策の強化を図り、財政基盤の安定化に努めるとともに、堅実な財政運営を推進します。

また、人口の減少や高齢化等によって歳入増が期待しにくい中、社会保障費や施設の老朽化等による更新需要など歳出増が避けられない状況が続くことが予測されることから、これまで以上に身の丈にあった堅実かつ計画的な財政運営を推進します。





## 2. 施策の体系



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

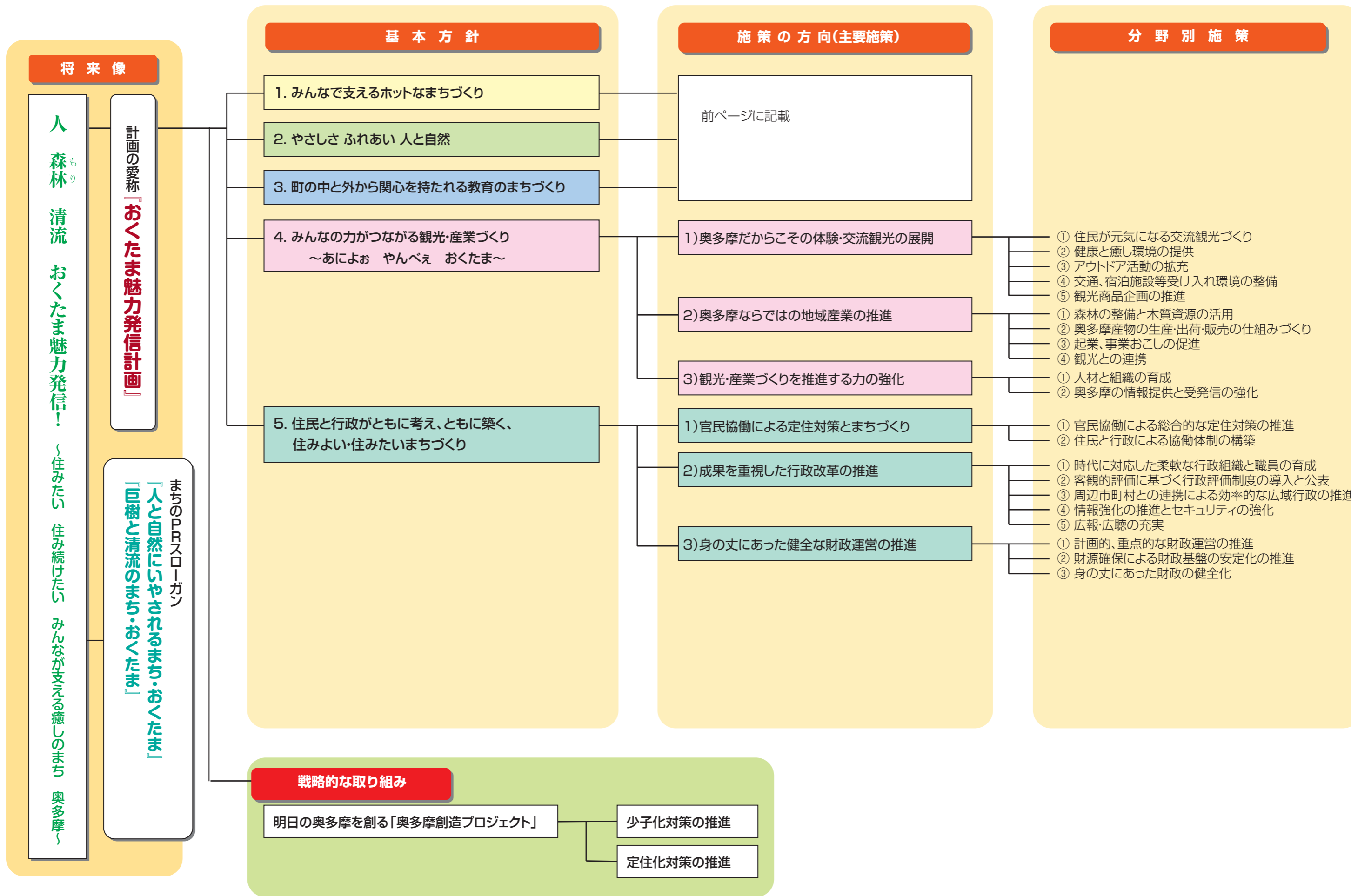
第3章

第4章

第5章

第4編 資料編





第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



# 第③編 基本計画

第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



第1章

# みんなで支えるホットなまちづくり

第1節

誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり

第2節

安心して子どもを産み育てる地域づくり

第3節

高齢者が生きがいをもって  
暮らせる地域づくり

第4節

障がい者が自立して  
生活できる地域づくり

第5節

心のぬくもりと絆を  
持ち続けられる地域づくり

## 1) 健康寿命の延伸

### 【現況】

明るく健やかな暮らしを営むためには、まず健康でなければなりません。誰もが生きがいをもって生活できる活力ある地域社会を築くためにも、健康は大切な要素です。人生 80 年時代を迎え、住民一人ひとりが生涯を通して健康であるためには、乳幼児から高齢者までが、それぞれの年齢や健康度に応じ、日頃から運動し、栄養のバランスを考え、そして十分な休養をとるといった健康づくりを進める必要があります。

### 【問題点と課題】

健康に対する住民の意識は向上していますが、依然として「事後の対策」から「事前の予防」に意識を変えることのできている人は多くありません。今後も地域住民の代表である保健推進員と健康づくりに資する積極的な活動を図り、町と医療関係機関等が緊密に連携し、生活習慣病予防対策や検診体制などの充実、強化に努める必要があります。

### 【今後の方向性】

- 健康な生活を送るために、本町の自然環境を活用した健康づくりや食育活動に自然体験を取り入れ、健康づくり意識の高揚を図ります。
- これまで推進してきた健康施策を今後も継続し、適切な事業を実施します。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
要支援 1 以上となる年齢の延長	男 79.88 歳 女 82.96 歳 (平成 24 年度)	男 82 歳 女 84 歳 (平成 36 年度)
要介護 2 以上となる年齢の延長	男 80.35 歳 女 83.86 歳 (平成 24 年度)	男 83 歳 女 85 歳 (平成 36 年度)

**指標設定の考え：**健康に生活できる住民の増加が、住民の健康寿命の延伸につながることから、要支援 1 以上及び要介護 2 以上の認定者となるまでの 65 歳健康寿命を指標とし、その延伸を目指します。  
(※平成 24 年度は東京都保健所長会方式による)



## 【施策と取組み内容】

### 1. 健康意識の啓発

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活の普及を図るため、学習機会の提供や広報活動を進めるほか、自主的な健康づくりサークルの支援、各種教室、イベントの開催などを通して住民の健康づくり意識の高揚に努めます。

### 2. 運動を通じた健康づくり

適度な運動は、体力の向上や生活習慣病予防に効果があり、気軽な運動の第一歩として、ウォーキング等の促進を図ります。また、豊かな自然環境の中で体を動かす、森林セラピー健康づくりの普及・促進を図ります。

### 3. 食を通じた健康づくり

子どもから高齢者まで、バランスのとれた食事の普及に努め、「食」を通じて心も体も健康な生活を送るための栄養講習会や料理講習会を実施します。また、それらも含め、正しい食に関する知識の普及と推進を図ります。

施策名	取組み内容
1. 健康増進意識の向上	1) 広報活動の充実
	2) 健康相談の充実
	3) 民生委員、保健推進員等の話し合いの場によるサポート体制の充実
2. 運動を通じた健康づくり	1) 気軽な運動（ウォーキング）・体操の推進
	2) 森林セラピー健康づくり事業の普及・促進
	3) 運動機能施設の充実
3. 食を通じた健康づくり	1) 正しい食習慣の普及啓発
	2) 食育・栄養指導講習会等の実施

## 2) 健（検）診体制の充実

### 【現況】

本町ではこれまで、住民の健康の保持・増進に向け、健康診査・検診や健康教育、健康相談をはじめとする生涯の各期に応じた健康サービス事業を実施し、着実にその成果をあげてきました。

さらに、健康寿命の阻害につながる生活習慣病の予防として実施する栄養指導や運動指導（ヘルシ一体操）、食育の充実に加え、乳幼児期の定期予防接種及び母子保健事業の実施などを一体的に管理運営する体制を整えることにより、従来の保健衛生分野と国保医療分野を一元的に進めていく健康づくりが進められています。

### 【問題点と課題】

健（検）診体制などの充実・強化に努めるほか、新たに事業として実施された20歳～70歳の住民を対象とする成人歯科健康診査（歯周疾患検診）が不十分であることから、従来の各種健（検）診も含め、積極的に受診を促していくことが重要になっています。

### 【今後の方向性】

○住民が健やかに暮らすために、自ら健康に関する意識の向上を図り、健（検）診を積極的に受診する環境の充実に努めるとともに、予防事業等の充実に努めます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「健康の自己管理意識の普及・啓発」の満足度	63.0% (平成25年度)	80.0% (平成36年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		



## 【施策と取組み内容】

### 1. 健（検）診の受診率向上

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活の普及を図るため、学習機会の提供や広報活動を進めるほか、自主的な健康づくりサークルの支援、各種教室、イベントの開催などを通して住民の健康づくり意識の高揚に努めます。

### 2. 保健サービスの充実

住民一人ひとりが「自分の健康は自らつくり・守る」という意識を身につけることはもとより、乳幼児から高齢者まですべてのライフサイクルに併せた保健サービスの充実を図るため、成人保健事業を充実するとともに、母子保健事業、感染症予防事業、歯科保健事業の充実に努めます。

施策名	取組み内容
1. 健（検）診の受診率向上	1) 特定健診への送迎支援
	2) 地域の声かけによる周知啓発
	3) 広報活動の充実による周知啓発
2. 保健サービスの充実	1) 各種健診・指導等の充実
	2) 母子保健の充実
	3) 感染症などの予防対策の充実
	4) 歯の健康づくりの充実



### 3) 地域医療体制の充実

#### 【現況】

生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、医療技術の進歩・医療情報の普及に伴い、住民の医療ニーズは多様化、高度化しています。継続的な管理・ケアを必要とする慢性疾患の高齢者、高齢化に伴う介護を必要とする高齢者が増大するとともに、病院志向から在宅志向へと患者の意識も変化してきています。

町内の医療機関は、町立奥多摩病院のほかに町の中心地に1施設、古里、日原、峰谷、海沢にそれぞれ1か所ずつ診療所があり、この他歯科医院が2施設立地し、住民の医療を担っています。

奥多摩病院では、へき地の中核病院としての役割を担い、住民の健康と生命を守るため医療の充実に努めるとともに、東京都の2次救急医療の指定を受け、24時間体制で患者の対応を行っています。

#### 【問題点と課題】

医療サービスの向上はこれからますます重要となり、特に少子高齢社会の進行を背景として、地域の医療体制・救急医療の充実や医療機関へのアクセス確保が必要とされるほか、保健・福祉関係機関との密接な連携が求められています。

奥多摩病院は、近年では施設の老朽化、患者の総合病院への専門医療志向などから患者数の増加を図ることは困難な状況になっており、奥多摩病院の経営状況の改善が急務となっています。特に、他の医療機関等との連携と役割分担のもとに、急性期を過ぎ病状が安定した患者に対して、在宅復帰支援等のため「地域包括ケア病床」の導入など病院機能の見直しを継続して進めていくことが課題となっています。

#### 【今後の方向性】

- 住民が安心して生活できる環境を整備するために、日常的な医療を効率的に提供する体制の整備に努めます。
- 奥多摩病院を核とし、他の医療機関・高齢者福祉施設との連携を強化しながら、在宅医療・地域医療体制の確立を図るとともに、「看取り」ができる医療体制の充実に努めます。

#### 【現況】

指 標	基 準 値	目 標 値
奥多摩病院への入院・外来の患者数	入院 23.6 人/日 外来 54.4 人/日 (平成 25 年度)	入院 26.0 人/日 外来 58.0 人/日 (平成 36 年度)

**指標設定の考え：**病院間連携等の機能強化が入院・外来の患者数の増加を促し、それが受診利便性の向上と医療体制の充実に示すものとして、奥多摩病院への入院・外来患者の増加を指標とし、その増加を目指します。



## 【施策と取組み内容】

### 1. 良質で満足度の高い医療サービスの提供

住民の健康増進・回復を目的に、住民ニーズに対応した総合的医療サービスの充実を図るため、診療体制の充実と人材の確保・育成に努めます。

また、迅速かつ適切な医療を提供するため、計画的な建物設備の改修や医療機器等の更新に努めます。

### 2. 救急医療体制の構築

住民誰もが、必要な時に安心して適切な医療が受けられるよう、奥多摩病院を核として、各医療機関との広域的な連携強化と役割分担のもと、高度医療への架け橋を行うとともに、休日や夜間の緊急的な医療体制や災害時の医療体制をはじめとする救急医療体制の構築に努めます。

### 3. 在宅医療体制の充実

保健・医療・福祉の各分野で情報共有を図り、一貫した治療や回復時のケアなどを円滑に進める相互の連携・協力体制を強化するとともに、地域のニーズに応じた医療のあり方を考え、サービスの提供に努めます。

### 4. 経営基盤の充実・強化

職員の意識改革を促し、患者サービスのより一層の充実を図るとともに、医療関連業務の見直しを進め経営の効率化・健全化に努めます。

施策名	取組み内容
1. 良質で満足度の高い医療サービスの提供	1) 受診利便性の向上
	2) 院内アメニティの充実
	3) 設備・医療機器等の計画的な改修・更新
	4) 総合医療の提供に向けた人材の確保と育成
	5) わかりやすい医療情報の共有
2. 救急医療体制の構築	1) 医療機関の連携機能強化（病病連携・病診連携）
	2) 消防機関との協力作業による域内救急の充実
	3) 災害時における医療体制の確立
3. 在宅医療体制の充実	1) 地域包括ケアシステムの活用
	2) 訪問診療・訪問看護体制の強化
	3) 「看取り」のできる医療体制の確立
4. 経営基盤の充実・強化	1) 経営改善の推進と効率化
	2) 住民に身近な病院づくり

## 4) 医療保険制度の適切な運営

### 【現況】

国民健康保険制度は、わが国の国民皆保険制度体制の基盤を支える制度として、住民の安全で安心な医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきました。しかし、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことから厳しい財政運営を余儀なくされ、平成20年度から後期高齢者医療制度を創設し、運営を都道府県単位で行うとともに、予防医療に重点を置いて医療費を抑制するため40歳以上の被保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導が義務付けられ、さらに将来の財政運営の都道府県化を見据えて、平成27(2015)年度から保険財政共同安定化事業は、対象医療費を全医療費に拡大のうえ恒久化することとなりました。また、平成25年度には社会保障制度国民会議による報告書及び社会保障改革プログラム法により、国民健康保険制度が抱える財政上の構造問題の解決のため、効率的な医療提供体制への改革が実効あるものとなるよう、平成30年度から国民健康保険制度の財政運営責任を担う主体を都道府県とし、都道府県が地域医療の提供水準と、標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に決定することとされました。

本町の平成25(2013)年度末現在の被保険者数は1,707人となっておりますが、加入者の高齢化、生活習慣病や医療技術の高度化などにより、今後も医療費は増加することが見込まれており、現在も町の国保会計の運営は、保険税、国・都の負担金、補助金等のいわゆる法定繰入金では賸みきれず、一般会計からの法定外繰り入れも行っており、財政運営は極めて厳しい状況です。これは今後も変わらない見込みであり、今後の広域化が待たれるところです。

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大するなか、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として、老人保健制度に代わり平成20(2008)年4月に創設されました。

本町では、後期高齢者医療制度の運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図り、証の適正交付や各種申請の受付業務、保険料の適正な賦課と徴収に努めるとともに、制度の改正や保険料の改定など、国や都の動きを注視しつつ、制度の趣旨の周知や、適正な制度の運営を図っています。

### 【問題点と課題】

国民健康保険会計の安定した事業運営を行うためには、適正な賦課・徴収による収入の確保はもとより特定健診などの受診率の向上と保健事業の拡充により疾病の予防を図り、医療費の抑制に努めることが課題となっています。

また、国民健康保険制度については、上記で述べたように都道府県単位の広域化に向けての協議が進められており、国の動向に注視しつつ、適正な制度の運営・体制の整備を図ることが重要になっています。

現行制度の継続が決定された後期高齢者医療保険は、今後の制度運営について議論が開始された状況となっており、法制度の改正や廃止・新法の施行に対応した適正な運用が重要になっています。

高齢化による被保険者の増加、医療技術の高度化などにより、医療費は増加傾向にあり、健診等を含め、いかに予防医療などに努め、医療費を抑制できるかが課題となっています。



## 【今後の方向性】

- 国民健康保険税の適正な賦課・徴収、レセプト点検の一層の適正化など、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、制度改正などに適切に対応しながら、国民健康保険制度の周知・啓発を図るとともに、住民の健康づくり運動を通じて医療費の削減に努めます。
- 東京都後期高齢者医療広域連合と連携のもと、広報・啓発活動を推進し、後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、安定的かつ健全な運営に努めます。

## 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「生涯安心して暮らせる制度の推進」の満足度	43.0% (平成 25 年度)	70.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

## 【施策と取組み内容】

### 1. 医療保険制度の安定的運営

安定した事業運営を目指して、保険税（料）の滞納防止を図りつつ、保険税収納率を向上するなど、財源の確保に努めます。また、財政の健全運営を図るため、レセプト点検を強化するなど、医療費適正化に努めます。

### 2. 保健事業の推進

特定健康診査及び特定保健指導により生活習慣病対策を総合的に推進するとともに、広報・啓発活動などを通じて適正な受診を促し、医療費の適正化に努めます。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 医療保険制度の安定的運営	1) 保険税（料）の適正な賦課、徴収
	2) 医療費の適正給付
	3) 適正な一般会計からの繰入
2. 保健事業の推進	1) 特定健康診査・保健指導の推進
	2) 啓発活動の充実
	3) 医療費やジェネリック差額の通知

## 1) 子育てを応援する地域づくり

### 【現況】

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や共働き家庭の増加、家庭での子育て力の低下など、大きく変化しています。

本町でも、若者から出産に対する不安として多く挙げられるのが出産後の経済的不安であり、社会情勢の変化からもこの傾向は今後も更に強くなっていきます。また、豊かな自然環境に恵まれているとはいえ、都市部に比べ社会的環境が必ずしも恵まれているとはいえ、若者世代の転出から少子化がさらに進行してしまうという悪循環が続いています。

そのため、保育園保育料の助成・小中学生の給食費全額無料・高校生通学費の助成等、子ども・子育て支援推進事業を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。

### 【問題点と課題】

少子高齢化が急速に進行する中、町の次世代を担う「子どもは宝」という観点、そして、地域福祉に対する意識の高まりを受けて、「地域の見守り」活動に象徴される、地域による子育て支援を掲げ、保護者の育児負担の軽減や地域への不安解消に努めることが必要です。

### 【今後の方向性】

- 子育てに関する支援や情報の提供を充実し、「子どもを持ちたい」「子育てが楽しい」と思える家庭を増やし、家庭や地域の中で子育て支援の意識向上を図ります。また、奥多摩の自然環境を活用した子育て支援を行います。
- 子育て不安の解消や子育てと仕事の両立など、子育て家庭の多様なニーズに応じた支援が充実し、安心して子育てが出来るとともに、あらゆる子どもに質の高い育成環境が保障され、健やかに育つことが出来る地域を目指します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
奥多摩の福祉サービス（母子・子育て編）の認知度	91.1% （平成 25 年度）	95.0% （平成 36 年度）
<b>指標設定の考え：</b> 適切な福祉サービスを受けることができる環境づくりの進展を示すものとして、奥多摩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果に基づく奥多摩の福祉サービス（母子・子育て編）の認知度を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 地域における子ども・子育て支援の充実**

安心して子どもを生み育てられるまちをつくるために、子育ての不安・負担感を軽減するための支援、子どもたちの未来を守るための施策など、多面的な子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

**2. 奥多摩の自然環境を活用した子育て支援**

奥多摩らしい自然を活用した事業を開催し、子どもと一緒に保護者にも奥多摩の良さを実感してもらいます。

**3. 児童福祉施設等の充実**

児童福祉施設を充実し、総合的な子育て支援を図るとともに、老朽化した遊具の撤去、改修を進めて子どもたちが安心、安全に遊べる場所を提供します。

また、自主保育グループの活動を支援します。

施策名	取組み内容
1. 地域における子ども・子育て支援の充実	1) 子ども家庭支援センター事業の充実
	2) 子ども・子育て支援推進事業の充実
	3) 関係機関と連携した支援の推進
2. 奥多摩の自然環境を活用した子育て支援	1) 町内施設を活用した子育て支援
	2) 子育てにおける奥多摩町の良さのPR
3. 児童福祉施設等の充実	1) 子ども家庭支援センター施設の充実
	2) 児童園地等の遊具等の整備充実



## 2) きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援

### 【現況】

乳幼児及び義務教育児童を養育している家庭への医療費助成、ひとり親家庭に対する医療費助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て家庭が孤立することがないように、子ども家庭支援センターを中心に、相談体制の充実等に努め、虐待の未然防止を図っています。

### 【問題点と課題】

人口が減少し、少子高齢化、共働き世帯の増加等により、子どもを取り巻く社会環境が急速に変化しつつあります。女性の社会進出や、労働形態の多様化により、子育てに係るニーズが多様化しているため、ニーズを適正に把握し、様々な相談に対応する子育て環境の整備が必要です。

### 【今後の方向性】

- 引き続き医療費助成など子育て家庭への経済的支援を行うほか、要支援家庭等については、見守り、支援していきます。
- 多様な子育てサービスのニーズに対応するため、子ども家庭支援センターの充実を促進するとともに、育児相談など、相談・指導體制の強化を図ります。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
子ども家庭支援センターの認知度	96.3% (平成 25 年度)	98.0% (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 適切な子育てサービスを受けることができる環境づくりの進展を示すものとして、奥多摩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果に基づく子ども家庭支援センターの認知度を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 相談機能の充実**

安心して子どもを生み育てられるまちをつくるために、相談機能の充実を図り、心理専門の相談員のほか身近な相談員を置き、様々な相談に対し気軽に相談できる体制を整えることで、精神的な安定につながり、子育てしやすい環境づくりを行います。

**2. 経済的・精神的支援の充実**

医療費助成などを行い、子育て家庭への経済的支援を行うほか、ひとり親家庭、要支援家庭への支援を行い、精神的支援も行います。

**3. 保育機能の充実**

保育ニーズの多様化に対応するため、利用者のニーズを的確に把握し、きめ細かな保育サービスや保育サービスを補完するファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。

施策名	取組み内容
1. 相談機能の充実	1) 子どもの発達等を相談できる環境づくり
	2) 児童虐待の防止
2. 経済的・精神的支援の充実	1) 医療費助成など子育て家庭への経済的支援の充実
	2) ひとり親家庭への支援
	3) 要支援家庭への支援
3. 保育機能の充実	1) 多様なニーズに対応した保育機能と施設整備の支援
	2) 学童クラブの充実
	3) ファミリー・サポート・センター事業の充実





### 3) 若者のめぐりあい支援対策の充実

#### 【現況】

過疎化が進む本町においては若者の交流機会も少ないことから、山梨県小菅村、丹波山村と本町を含めた三か町村若者交流事業として実施していますが、“ともだち”や“なかま”“パートナー”づくりが気軽にできる場も必要なことから、町単独で年3回程度、町内外でイベントを企画し、独身の男女の出会いの場を提供する交流事業（ふれ愛サポート事業）を実施しています。

また、結婚後の女性を対象とした就労情報を提供することで、子育てしやすい環境及び若者の定住化を促進します。

#### 【問題点と課題】

ふれ愛サポート事業は、結婚という明確な目標を達成するためのものと位置づけられています。

このため、結婚以前に若者が交流する機会を増やし、気軽に“ともだち”や“なかま”を作ることから始め、将来の結婚定住に向けてのお膳立てをする必要があります。

また、結婚定住に向けて、職住接近も魅力の一つとなり得ることから、町内企業等の雇用ニーズと若者、特に女性の就労ニーズが上手くマッチするような取り組みが必要です。

#### 【今後の方向性】

○若者が将来の生活に希望をもって、家庭を築き、子どもを育てることができるよう、町全体で応援する地域づくりを目指します。

#### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
ふれ愛サポート事業の新規登録者数	25人/年 (平成25年度)	30人/年 (平成36年度)
指標設定の考え：独身男女の婚姻につながる機会を提供できる環境づくりを示すものとして、ふれ愛サポートセンターへの登録者の増加を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 若者の出会い、結婚の支援**

独身男女の出会いの場を提供する交流事業を推進します。

**2. 女性に魅力ある職場・地域づくり**

女性に魅力ある職場や地域づくりの支援を行います。

施策名	取組み内容
1. 若者の出会い、結婚の支援	1) ふれ愛サポートセンターの充実
2. 女性に魅力ある職場・地域づくり	1) 就労支援の推進



# 高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり

## 1) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

### 【現況】

人口の減少並びに少子高齢化の急速な進行に伴い、平成26(2014)年1月1日現在(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数：総務省)で、高齢化率(人口に占める65歳以上の人口割合)が44.8%となっており、これは全国平均(24.7%)より非常に高い状況になっています。また、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が年々増加しています。

そのため、高齢者が安全で安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、民生・児童委員、保健師、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員等が連携し、高齢者の見守りを行うとともに、必要なサービスを提供しています。

### 【問題点と課題】

高齢者の多くは住み慣れた地域の中で生活していくことを望んでいますが、本町は急峻な地形に集落が点在しており、高齢者が買い物、通院等の日常生活をするうえで困難な場合もあります。今後更なる増加が見込まれる高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を長く続けられるよう、在宅生活の支援の継続・強化が必要です。

また、高齢者を見守る側の高齢化も進み、「高齢者の孤独死」、「高齢者夫婦等の老々介護」、「ひとり暮らし高齢者の閉じこもり」、「認知症高齢者の増加」などの問題に対応していく見守り・支援体制づくりがますます重要になっています。

### 【今後の方向性】

○高齢者の地域での自立した在宅生活を支援するための福祉サービスを継続して実施し、更なる充実を図ります。また、高齢者が安心して暮らしていけるよう、高齢者をとりまく様々な問題に対応するための見守り・支援活動を実施し、併せて地域ぐるみでの支援体制強化も進めます。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
要支援・要介護認定者(65歳以上)のうち、在宅生活者の割合	54.6% (平成25年度)	60.0% (平成36年度)
<b>指標設定の考え：</b> 要支援・要介護認定後も在宅生活を続けられる高齢者割合の増加が、高齢者が安心して暮らせる地域づくりの成果を示すものとして、65歳以上の要支援・要介護認定者のうちの在宅生活者の割合を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 在宅高齢者福祉サービスの充実**

高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援する福祉サービスの充実を図るとともに、低所得の高齢者が安心してサービスを受けられるよう負担の軽減を図ります。

**2. 地域での高齢者見守り活動の推進**

高齢者が安心して生活できるよう、緊急通報システム等の通報機器の充実を図るとともに、地域における高齢者見守り体制の更なる強化に努めます。

**3. 認知症高齢者への支援**

認知症高齢者およびその家族等への支援の充実を図ります。

**4. 高齢者の権利擁護**

高齢者の権利擁護の充実を図ります。

施策名	取組み内容
1. 在宅高齢者福祉サービスの充実	1) 高齢者の在宅生活支援
	2) 低所得高齢者の負担軽減
2. 地域での高齢者見守り活動の推進	1) 緊急通報・火災安全システムの充実
	2) 高齢者見守り体制の充実
3. 認知症高齢者への支援	1) 認知症高齢者支援体制の充実
	2) 認知症高齢者の家族への支援
4. 高齢者の権利擁護	1) 権利擁護事業の推進



## 2) 適切な介護サービスの確保

### 【現況】

本町においては、地域高齢者支援計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険の適正な運営に努めるとともに、安心生活の支援、福祉意識の醸成、社会参加の促進、生活環境の整備など、高齢者が安心していきいきと暮らしていけるまちづくりを推進しています。

高齢化の進行や制度の定着に伴い、介護保険に要する費用は年々増加しており、介護給付費の急激な増加は介護保険財政を圧迫し、それに伴い被保険者が支払う介護保険料の上昇にもつながっています。

高齢者が住み慣れた地域の中でできる限り自立した生活ができるよう、要支援・要介護状態にならないために、地域包括支援センターが中心となって、各種介護予防事業を実施しています。

### 【問題点と課題】

高齢者の増加に伴い今後さらに多様化する介護ニーズや制度改正等に柔軟に対応しながら、介護保険制度を適切に運用するとともに、在宅介護サービス、施設介護サービスをソフト、ハード両面から充実させていく必要があります。

また、要支援・要介護状態にならない高齢者へのケアや介護予防などに地域で対応していく体制を整え、高齢者の健康で安心な暮らしの確保や家族の負担の軽減を図っていく必要があります。

### 【今後の方向性】

- 介護保険制度を将来にわたり安定的に継続出来るよう、介護サービス給付、要介護認定、介護保険料の賦課・徴収の適正な実施に努め、介護保険財政を安定的に運用し、介護サービスの量の確保と質の向上を図ります。
- 要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から、「地域支援事業」の更なる充実を図ります。
- 介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、町内に所在する介護施設の整備、改修の支援や地域密着型介護サービスの充実を図ります。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
介護保険第1号被保険者のうち、要介護1～5認定者の割合	13.8% (平成25年度)	12.5% (平成36年度)
<p><b>指標設定の考え：</b>団塊世代が後期高齢者となる平成37（2025）年に向け、現在国では元気な高齢者を増やし介護給付費を抑制するため、制度改正等により介護予防に特に力を入れています。</p> <p>要介護1～5認定者の割合の減少が健康で元気な高齢者の増加を示し、介護者の負担軽減、ひいては適切な介護サービスが提供される環境づくりの進展を示すものとして、介護保険第1号被保険者のうち要介護1～5認定者の割合を指標とし、その低下を目指します。</p>		

**【施策と取組み内容】**

**1. 介護保険事業の健全な運営**

介護保険法に定められた指定介護サービスの給付、要介護認定、介護保険料の賦課・徴収を適正に実施し介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るとともに、住民への周知や情報提供を行い、介護保険制度の理解促進に努めます。また、今後更なる増加が見込まれる高齢者を包括的・継続的に支援し、併せて要介護状態となることを予防するための「地域支援事業」の充実を図ります。

**2. 高齢者介護施設の充実**

高齢者介護施設の改修及び施設整備を支援するほか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者のためのグループホームや通い・訪問・泊まりの介護サービスを1か所で提供できる小規模多機能型居宅介護施設などの地域密着型施設の整備について、具体的な検討を進め、充実を図ります。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 介護保険事業の健全な運営	1) 介護保険制度の周知・理解の促進
	2) 適正な介護給付及び予防給付の実施
	3) 地域支援事業の充実
	4) 介護保険料の適正な賦課・徴収の実施
	5) 適正な認定業務の実施
2. 高齢者介護施設の充実	1) 高齢者介護施設への整備に伴う支援
	2) 地域密着型施設の充実

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

### 3) 高齢者の生きがいづくり

#### 【現況】

これからの望ましい高齢社会とは、人生経験豊かな高齢者が、健康で地域の様々な活動に参加し、自らが生きがいをもって主体的に生活することの出来る地域でなければなりません。

本町では、高齢者が元気でいきいきと過ごしていくために、福社会館の中に誰もが利用できる「ふれあいの間」が開設され、異世代交流もできる場として活用されています。また、ボランティアの拠点として「ボランティアセンターおくたま」が設置され、高齢者がボランティア活動を通じて交流を行っています。

現在本町の老人クラブは16クラブあり、その会員数は707人、加入率は22.8%となっていますが、ここ数年減少傾向にあります。本町では、老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う事業に対し、その事業費の一部を補助し、その円滑な運営を支援しています。

また、高齢者の就業支援組織として、公益社団法人奥多摩町シルバー人材センターがあり、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国・都・町からの支援によって、企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供しています。

#### 【問題点と課題】

近年、地域社会への参加や交流の希薄化から老人クラブへの加入率は減少傾向にあります。引きこもりや孤立を防止するためにも、誰もが参加しやすいクラブづくりを進め、生きがいを持った暮らしや、相互扶助の地域づくりへつなげることが課題となっています。

また、高齢者が社会に参加、貢献できるようシルバー人材センター事業における就業機会の確保・充実を行うとともに、元気な高齢者が増加している中で、高齢者の持つ豊富な知識や高い技術を発揮する場の確保も必要となっています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で充実した生活ができるよう、生きがいづくりに取り組むことがますます重要になっています。

#### 【今後の方向性】

- 高齢者が地域の中で孤立せず、生きがいをもって暮らせるよう、地域における自主活動の支援や交流の場の創出、長年培った知識や経験を活かすことができる場の充実を図ります。
- 高齢者が尊ばれ、豊富な経験を活かしつつ、ゆとりと生きがいをもって生活出来るよう、社会参加のための場と機会の拡充を図るとともに、シルバー人材センターを始めとする就労の確保に努めます。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
「生きがいがある」と思う方の割合	81.7% (平成 26 年度)	85.0% (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 「生きがいがある」と思う高齢者は高い割合であるが、老人クラブやシルバー人材センター事業等を活用して、更なる生きがいづくりの充実を目指します。 (高齢者ニーズ調査)		

**【施策と取組み内容】**

**1. 地域活動や交流活動の支援**

高齢者による自主活動や交流活動等への支援に努め、活性化を促します。

**2. 高齢者の就労支援**

高齢者の社会参加、就労の促進に向け、就労の場の充実支援に努めます。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 地域活動や交流活動の支援	1) 老人クラブの活動支援
	2) 高齢者の知識と経験を活かした自主活動の支援
	3) 異世代交流の推進
2. 高齢者の就労支援	1) シルバー人材センターへの支援





## 1) 障がい者の地域生活支援の充実

## 【現況】

平成 25（2013）年 4 月より、これまでの障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行されました。身体、知的、精神という障害種別を問わず、サービスの仕組みの違いを一元化するなど、大きな方向性は変わっていませんが、制度の谷間に置かれた特定疾患患者を障がい者の範囲に含め、また、重度訪問介護の対象者の拡大など、新たな施策が盛り込まれています。

町内の入所施設は、重度の知的障害者入所施設と知的障害者を対象としたグループホームがあります。通所施設については、知的障害者を対象とした就労継続支援 B 型の作業所と身体・知的・精神障害者を対象とした地域活動支援センターがありますが、町外の通所施設も利用しています。精神障害者を対象としたグループホームはないため、現状では町外の施設を利用しています。

## 【問題点と課題】

障がいのある人が、地域の中で自分らしく生活していくためには、住まいの場の確保や、医療、福祉などの幅広い連携と継続的な支援、相談体制の充実が重要になります。そのため、障がいのある人を支援する体制を充実することが課題となっています。

## 【今後の方向性】

- 障がいのある人が、健康で安心して自立した地域生活を送るためには、必要な障害福祉サービスの提供や相談支援等の充実を図ることが重要であり、地域での支援策を総合的、計画的に促進します。
- 障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、必要なサービスを利用し、身近な地域で自立し安心して暮らすことができるように、障害者総合支援法に基づくサービスの充実に努めます。
- 障がいのある人とその家族のライフステージを考慮した情報が提供できるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談支援体制の充実を図り、多くの相談への的確な対応を目指します。

## 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
施設入所者数の減少	12 人 (平成 25 年度)	10 人 (平成 36 年度)
指標設定の考え：自立した地域生活を送る障がい者の増加は、施設への入所者数の減少に示されることから、施設への入所者数を指標とし、その減少を目指します。		



## 【施策と取り組み内容】

### 1. 自立支援給付の充実

居宅介護や重度訪問介護等の各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労を目指した訓練等に対する訓練等給付の実施、自立支援医療による医療費の助成、補装具などのサービスの提供に努めます。個々の障がい者の状況に適した障害福祉サービスを提供できるよう計画相談支援にも取り組みます。

### 2. 地域生活支援事業等の充実

相談支援や日常生活用具の給付・貸与、コミュニケーションの支援、移動に関する支援、日中の障がい者の活動場所の機能強化等の地域生活支援事業を推進し、個々の有する能力や適性に応じ自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにサービスの提供に努めます。

### 3. 地域での障がい者見守り活動の推進

国民健康保険に加入する障がい者が、特定健診を受診できるよう送迎等も含めて支援します。また、希望に応じて各種検診を受診する場合の相談に応じるなど、健康面のケアを行い、日常生活を安心して送ることが出来るようにサポートします。

さらに、障がいのある方とその家族への総合的な支援を行うことが必要であり、保護者の支援が困難になった際も安定した生活が送れるように、継続して相談に応じる体制の整備に努めます。

施策名	取り組み内容
1. 自立支援給付の充実	1) 介護給付の充実、訓練等給付の充実及び補装具給付の充実
	2) 自立支援医療の充実
2. 地域生活支援事業等の充実	1) 障がい者（児）の在宅生活支援の充実
	2) 障がい者（児）の権利擁護の推進
	3) 地域活動支援センターの充実
	4) 通所作業所・グループホーム等への支援
3. 地域での障がい者見守り活動の推進	1) 健（検）診を受けやすい体制の推進
	2) 親亡き後のケア体制の確保
	3) 相談体制の充実

## 2) 障がい者の社会参加・雇用の促進

### 【現況】

障がいや健康上の心配・悩みのため、将来の生活を不安に思う障がい者は少なくありません。本町では、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種類や程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスや、その他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めてきました。

### 【問題点と課題】

障がいのある人が、様々な機会を利用して積極的に社会参画し、自立に向けて取り組んでいくことが課題となっています。

### 【今後の方向性】

- 障がいのある人が、どこで誰と生活し、どのような分野で社会参加を希望するか選択の機会を確保し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、社会参加が容易になるよう住み良い環境づくりに向け必要な支援施策を展開します。
- 障がいのある子どもが、特別支援学校を卒業後、個々の状況に応じて支援が途切れることなく利用できるよう関係機関と連携し、支援をしていきます。それぞれのライフステージごとに必要な支援を受けながら、より活発な社会参加ができる環境づくりを推進します。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
障がい者就労サポート事業の相談件数	50 件 (平成 25 年度)	80 件 (平成 36 年度)

**指標設定の考え：**障がい者が自立した生活を送るためには、自らが望む職業に就くことが必要です。本町では、障がい者就労サポート事業を通じて、障がい者の就労者数の増加を目指します。



**【施策と取組み内容】**

**1. 障がい者の社会参加の促進**

障がい者が各種の地域活動やスポーツ・文化活動等に参加できるよう、支援団体の育成や交流イベントの開催などを支援します。また、公共施設への障がい者用設備を整備するとともに、交通機関の確保を進め、障がい者の住み良い環境づくりを推進します。

**2. 障がい者に対するきめ細やかな就労支援**

障がい者就労サポート事業に基づき、就労を希望する障がい者の相談に対応し、個々の障がい者に合った適切な支援を行います。必要に応じて、関係機関への情報提供や連携を行い、個々の障がい者に必要な職業訓練及びより専門的な支援への橋渡しを行います。また、障がい者を雇用する事業主との連携による雇用の拡大を図り、経済的自立を支援します。

施策名	取組み内容
1. 障がい者の社会参加の促進	1) 住民に対する啓発・広報活動の充実
	2) 地域行事等への参加促進
	3) 障がい者がつどえる場の充実
2. 障がい者に対するきめ細やかな就労支援	1) 障がい者にあった適切な職業訓練及び就労支援の充実



# 心のめくもりと絆を 持ち続けられる地域づくり

## 1) 地域ぐるみでの支え合いの促進

### 【現況】

本町では昔ながらの地域での交流や、隣近所での支え合い、助け合いなどが都会に比べて今も息づいており、「隣に誰が住んでいるか分からない」というようなケースは極めて稀です。しかし、社会構造の変化、人々の活動範囲の広域化、就労環境や、家族や地域に対する人々の考え方が変化していく中で、そうした地域の密接なつながりが徐々に希薄になり、家族や地域コミュニティは新たな課題に直面していることから、様々な暮らしの不安を解消する仕組みが必要です。

町内で現在地保護される方の多くが自殺目的で訪れており、また、保護されずに自ら命を絶つ方も数多くいる現状にあります。更なる地域での見守りや助け合いの強化が必要となっています。

### 【問題点と課題】

少子化、高齢化は急速に進んでおり、高齢者等の単身世帯の増加、地域活動の担い手不足等を背景に、「買い物弱者対策」「災害時の自助、共助」や「ひきこもり」「自殺」「孤独死」「配偶者暴力」等の様々な問題が顕在化しており、それらの課題にきめ細かく対応していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、より多くの住民の力を結集し、地域全体で支え合い、助け合う公私協働の仕組みを構築していくことが求められています。

### 【今後の方向性】

- 地域で支え合いながら安心して暮らすことが出来るよう、地域における支援体制の構築を進めるとともに、地域社会に福祉の輪を広げるために、あらゆる機会を活用した福祉教育を展開するため、町、地域、多様な団体とのネットワークによる地域の福祉力の向上と相談窓口の充実に努めます。
- 日頃からの交流・ふれあいを大切にし、そこから活発な社会参加へとつなげていくとともに、ボランティア活動を支援することによって、活動的な地域社会を構築します。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
地域ささえあいボランティア事業の利用件数	－ (平成 25 年度)	180 件／年 (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 住民の地域生活を支えるボランティア活動は地域ぐるみでの支え合いを示すことから、地域ささえあいボランティア事業の利用件数を指標とし、その継続的増加を目指します。		



## 【施策と取り組み内容】

### 1. 地域における支援体制の構築

地域ぐるみの福祉に対する住民の意識高揚を図るため、学校や社会教育における福祉教育を推進するとともに、ノーマライゼーション理念の一層の普及・啓発を推進します。また、社会福祉協議会をはじめ地域福祉を支える民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動の支援により、住民主体の福祉活動の活性化に努めます。

また、顕在化しやすい「配偶者暴力等」及び「自殺予防や心の健康」についての普及啓発を積極的に行い、相談窓口の充実を図り、自殺者や自殺願望者にも対応した地域での見守り体制・助け合い体制の強化と行政との連携強化に努めます。

### 2. 社会参加の促進

高齢者・障がい者が生きがいをもって地域社会で活躍できるよう、余暇活動の場の確保など、社会参加の機会の充実に努めます。また、ひきこもり者の支援も実施し、誰もが社会参加できる環境づくりを促進します。

施策名	取り組み内容
1. 地域における支援体制の構築	1) みんなが声をかけて助け合うという「声かけ運動」の促進
	2) 福祉の地域づくりの推進
	3) 地域での支え合い意識の推進
	4) 配偶者暴力等に関する相談窓口の充実
	5) 自殺予防対策の充実
2. 社会参加の促進	1) ボランティア活動及び行催事への参加の促進
	2) ひきこもり者対策の推進

## 2) 福祉の地域づくりの推進

### 【現況】

本町では、社会福祉協議会が高齢者や障がい者、児童等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等とが連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。

### 【問題点と課題】

心身ともに豊かな生活を送るためには、健康の維持・増進が基本であり、生涯健康で、生まれ育った地域でその人らしく生活することが望まれています。町では、保健・医療・福祉が密接に連携して平均寿命の延伸に努めており、住民自らが健康に対して積極的に考えるとともに、住民の気力・活力を支援する環境づくりが必要です。

しかし、町内の社会的基盤については、施設の老朽化や、山間地域のため道が細く、急な坂や階段があり、誰もが使いやすい状態とはなっていないことから、その対応が必要です。

### 【今後の方向性】

○高齢者・障がい者が安全で快適な生活が送れるよう、だれもが安心して快適に利用できる道路や施設等の基盤整備、町内の移動手段の確保など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「地域でお互いをささえあう環境づくり」の満足度	47.3% (平成 25 年度)	60.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 公共施設等のバリアフリー化の推進**

すべての住民が不自由なく安全に安心して生活が出来る環境づくりに向け、住居から車道までの福祉モノレールの設置、公共施設等のバリアフリー化（段差の解消、だれでもトイレ等）の推進を図ります。

**2. ユニバーサルデザインの活用**

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって安全で快適な生活を送ることが出来るよう、ユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。

施策名	取組み内容
1. 公共施設等のバリアフリー化の推進	1) 福祉モノレール事業の充実
	2) 「だれでもトイレ」等の充実
	3) 人にやさしい道づくり事業の推進
2. ユニバーサルデザインの活用	1) ユニバーサルデザインの普及啓発





### 3) 住民との協働による地域の活性化

#### 【現況】

本町は豊かな自然に育まれた山々や、その合間を縫う多摩川の清流へとつながる幾多の沢があり、心に癒しを与えてくれる環境にあふれています。

こうした環境を住民自ら活かすことによって、地域の活性化が図られてきましたが、人口の減少に伴いこうした活動を展開することが難しくなっています。

しかし、森林セラピーの推進など、こうした様々な自然環境を活かした新たな活動の場づくりや就労機会の向上に結びつけることも少しずつ進められてきています。

#### 【問題点と課題】

魅力ある地域づくりに取り組むとともに、奥多摩の豊かな水や自然のイメージ、住民の活動を広く町外に伝え、就労や社会参画の機会を提供する環境づくりが必要です。

#### 【今後の方向性】

○豊かな自然、美しい景観、住民同士の親密な結びつきといった魅力や住民との協働を PR することにより、地域の活性化に活かします。

#### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「地域でおたがいをささえあう環境づくり」の満足度	47.3% (平成 25 年度)	60.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 地域での健康づくり**

全住民が生きがいをもって地域社会で活躍できるよう、余暇活動の場の確保など、社会参加の機会の充実に努めます。また、奥多摩の良さをPRするために町ホームページ等の充実やキャラクター等を活用し情報発信の充実に図ります。

施策名	取組み内容
1. 地域での健康づくり	1) 健康をイメージする地域資源の発掘
	2) 健康づくりを推進する魅力的な人材の発掘と育成
	3) 町ホームページでの情報発信
	4) 奥多摩町キャラクターの活用



## 4) 生活弱者を支える地域づくり

### 【現況】

生活保護制度は、健康で文化的な生活が維持出来るように支援する制度であり、国民生活の最後のセーフティネットとして、低所得者への支援に対し重要な役割を担っていますが、高齢化・核家族化、リストラ、さらには身体的な理由から生活保護の相談・申請件数も増加しています。

本町の生活保護世帯・人員は、平成 25（2013）年度末現在、66 世帯、83 人となっています。気軽に相談でき、心配や不安を抱えずに安心して生活できるように、多様な相談に対応した相談窓口の設置と職員の資質向上に努めています。また、西多摩郡を所管する西多摩福祉事務所と連携し、生活保護の対応や低所得者対策に取り組んでいます。さらに、奥多摩町社会福祉協議会と連携し、低所得に対して生活に必要な資金の貸付等の支援を図っています。

### 【問題点と課題】

生活保護制度は、住民が健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的としているため、今後ともその趣旨に沿って適切な保護制度の運用に努めていかなければなりません。同時に単なる経済的な支援ばかりではなく、被保護世帯の自立を助長するための各種相談活動や生活指導、就労支援を充実していくことも重要な課題になっています。

また、厚生労働省では、生活保護制度や新しいセーフティネットづくり等の社会保障全般の見直しを行っており、制度改正に対応した支援体制の充実が求められています。

さらに、現在地保護などの緊急時の対応については、土日夜間についても対応が求められますが、福祉事務所が町内に無いことから、関係機関と連携し対応することが必要になっています。

### 【今後の方向性】

- 社会的・経済的な自立更生を図るため、低所得世帯の個々の状況・可能性を十分に把握し、就労支援の強化による就労意欲の向上に努めます。
- いつでも気軽に生活上の相談が出来、指導が受けられるように、生活相談・指導体制の充実に努めます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数	1 世帯 (平成 25 年度)	3 世帯 (平成 36 年度)
指標設定の考え：健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度の主旨に則り、生活保護が廃止となった世帯数を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 制度の適正な運用**

低所得者の個々の状況を的確に把握し、実情に即した適正な保護の実施に努めます。また、就学援助制度、生活福祉資金貸付制度、ハローワークによる就業支援など、自立支援施策の利用を促進します。

**2. 相談・情報提供の充実**

身近な相談ができる場所としての町の窓口の機能強化を図るとともに、福祉事務所のケースワーカー等の関係機関と連携し、経済面だけではなく、生活面・健康面等も視野に入れ、相談対応及び情報提供の充実に努めます。

施策名	取組み内容
1. 制度の適正な運用	1) 生活保護制度の適正な実施
	2) 自立支援施策の利用促進
	3) ハローワークなどを活用した就労支援
2. 相談・情報提供の充実	1) 相談窓口の設置及び情報提供の充実



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

## 第2章

# やさしさ ふれあい 人と自然

第1節

## 自然とともに歩むまちづくり

第2節

## だれもが住みたくなる 心かようまちづくり

## 1) 循環型社会の形成

## 【現況】

本町は豊かな森林資源に恵まれていますが、木質資源の有効活用を図るため、平成23年度に「奥多摩温泉もえぎの湯」に木質バイオマスボイラーを導入し、木質資源の循環（供給・流通・利用）による自然エネルギーの活用、地域経済の活性化についてのシステムの実証実験等を実施しています。木質バイオマスの利活用を図るため、木材搬出体制の構築、最適な搬出方法を導入し、木質バイオマス利活用システムによる木材の買い取りを行っています。

また、「巨樹と清流のまち」である本町は、有効貯水量185,400千㎡の小河内ダム（奥多摩湖）があり、本町と山梨県丹波山村、小菅村及び甲州市にまたがる東京都水道局水源林でもあり、都民の水がめとして広く知られています。清冽な水をたたえる奥多摩湖や多摩川の支流の美しい渓谷など、優れた水辺環境・水資源に恵まれています。自然に対する影響を最小限にとどめ、湖面や河川を有効に利用した観光振興や水資源・水利用・エネルギー等の活用を図ることが必要です。

このため、登山ルート上等に小水力発電による公衆トイレを設置するなど、自然環境、衛生環境を考慮した施設整備を展開しています。

## 【問題点と課題】

豊富な水資源・森林資源を活用し、地球温暖化防止への貢献、地域経済の活性化等にも結びつく利用・循環システムを推進していくことが必要です。

また、本町の優位な環境である森林や水を活かし、国立公園区域、水源地としての厳しい条件に適合する湖面、河川の利用の在り方を検討していくことが求められています。

## 【今後の方向性】

- 奥多摩町は、豊かな森林、水源地として、食料・水・エネルギー・廃棄物処理を含む地球規模の環境問題への対応の中で、豊富な水資源を活かす小水力発電の導入促進や木質バイオマスエネルギーの活用を研究し、再生可能エネルギーを活かします。
- 湖面・河川の利用を図るため、イベント等の検討や環境を損なわない利用方法を検討していきます。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
「循環型社会の形成」の満足度	— (平成 27 年度)	50% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

**【施策と取組み内容】**

**1. 温室効果ガスの削減**

森林整備及び生活館等の LED 化推進により、温室効果ガスの削減及び地球温暖化の防止を図ります。

**2. 木質資源の活用**

木質バイオマスの利活用を図るため、木材搬出体制の構築、木質バイオマス利活用システムを推進していきます。

**3. 再生可能エネルギーの利用促進**

費用対効果も検証し、山間部の河川を利用した小水力発電及びバイオマストイレの普及を図り、自然環境の保全を推進します。また、電気柵電源など小水力発電の活用を研究します。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 温室効果ガスの削減	1) 多摩の森林再生事業による森林整備の推進
	2) 花粉症発生源対策事業による森林整備の推進
	3) 地球温暖化防止実行計画の推進
2. 木質資源の活用	1) 木質バイオマス資源利活用システムの推進
	2) 木質バイオマスエネルギー活用の推進
3. 再生可能エネルギーの利用促進	1) 水力発電小売事業への転換によるコスト削減効果の PR
	2) 太陽エネルギー導入への情報提供
	3) バイオマストイレ等観光用公衆トイレの推進



## 2) 豊かな自然・生態系の保全、環境まちづくりの推進

### 【現況】

本町は、全域が秩父多摩甲斐国立公園に包含される豊かな自然と清流に恵まれたまちで、町内には、東京都が管理する多摩川、日原川があり、それ以外にも町が主体となり管理している普通河川が数多く存在しています。

河川及び水路等については、その補修や整備を図るとともに、台風や豪雨の影響による河川の氾濫に対しては、早急な災害復旧工事を実施しています。また、治山、治水、砂防については、国や都へ危険地区の整備要望を行い、土砂災害防止対策を促進しています。

自然環境の保全、美化においては、不法投棄の監視活動を行うとともに、5月30日（ゴミゼロの日）を基準として各自治会で地域の一斉清掃を行っています。また、森林の手入れ不足等により、尾根筋や住宅に近い林縁部の立木が育ってきていることで、住宅への日照障害が発生している箇所について、町が助成を行い伐採することで生活環境の改善を図っています。

また、近年は地域猫（のら猫）等への無責任な餌やりにより、近隣住民がフン・尿などの迷惑を被る事例があります。ペット等については、責任・愛情をもって終生飼育し続けてもらうため、動物愛護週間などを通じ広報紙などでPRしています。

### 【問題点と課題】

近年は異常気象による河川及び水路等の氾濫が多く増水時に対応できる施設整備が必要とされています。また、森林の荒廃が原因で治山箇所、日照障害箇所が増えていることから、住民の生活環境と自然環境保護のため、その対策が必要となります。

不法投棄においては主に幹線道路から外れた町道や林道などの待避箇所から投棄され、監視が困難な面があります。また、騒音調査や交通量調査、視認等により公害防止を強化する必要があります。

この大自然に恵まれた自然環境を、生態系を乱すことなく将来にわたり保全・維持していくことが重要です。

また、ペット等については、地域猫への餌やりマナーの確立など地域猫対策、飼い犬のノーリードによる散歩禁止等、飼い主などへのマナー向上の啓発が必要です。

### 【今後の方向性】

- 国立公園区域である豊かな森林植生は、美しい渓谷などに育まれる多様な生き物の棲みかであり、生態系・生物多様性を確保する最前線であると同時に、多くの人々の癒しの場づくりを進めます。
- 東京都と連携を図り、土砂災害防止対策を促進するとともに、自然と調和した河川環境の整備を推進します。
- 不法投棄防止、環境美化看板の設置などによる環境美化PRや各自治会一斉清掃の実施による地域への愛着を図ります。
- 住宅への日照を障害している支障木の伐採に対して引き続き助成を行います。
- 動物愛護、ペット飼育のマナー向上の意識向上を図ります。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
「豊かな自然・生態系の保全、環境まちづくりの推進」の満足度	— (平成 27 年度)	50% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

**【施策と取組み内容】**

**1. 環境の保全と推進活動**

将来にわたり生活・自然環境を保全するために、環境審議会、環境保全員の確保を図ります。また、環境の保全と推進活動について、環境担当部門と住民や関係機関との協議を行います。

**2. 生物多様性を考慮した多自然川づくりやビオトープづくりなどの推進**

生物の生息・生育環境や景観等に十分配慮し、出来る限り現況の良好な自然環境を保全する工夫を行います。

**3. 自然環境に配慮した渓谷沿いの遊歩道の推進**

生物の生息・生育環境に配慮し、自然材料を用いた河川遊歩道など、自然の姿を最大限に活かす工夫を行います。

**4. 河川環境の整備と保全**

河川環境に配慮した計画的な整備を推進するとともに、台風や豪雨の影響による河川等の氾濫に早急に対応し、災害復旧に努めます。また、治山、治水、砂防については、国や都へ危険地区の整備要望を行い、土砂災害防止対策を促進します。

**5. 環境美化の推進**

森林に囲まれ自然環境に優れている反面、不法投棄も行われ環境面への影響が出ていることから、その防止を図り、自然美化・環境保全に努めます。

**6. 日照確保対策の推進**

尾根筋や林縁部の立木を伐採する日照確保制度を広報・周知し、日照の確保に努めます。

**7. 人と犬・猫が共生するまちづくり**

地域猫対策を工夫するとともに、飼い犬のノーリードによる散歩禁止や飼い犬・猫のフン・尿の片づけなどのマナー向上を呼びかけます。

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

施策名	取組み内容
1. 環境の保全と推進活動	1) 環境審議会の運営
	2) 環境保全員の確保
	3) 環境教育の展開
2. 生物多様性を考慮した多自然川づくりやビオトープづくりなどの推進	1) 生物多様性の最前線としての動植物との共生意識の高揚
3. 自然環境に配慮した渓谷沿いの遊歩道の整備	1) 遊歩道の整備要請
	2) 遊歩道の整備
4. 河川環境の整備と保全	1) 管内一円の河川及び水路等の整備の計画的推進
	2) 豪雨及び台風災害に対する災害復旧の対応
	3) 治山・治水・砂防対策と土砂防止対策の促進
	4) 河川整備の促進
5. 環境美化の推進	1) 不法投棄防止看板・環境美化看板の設置
	2) 不法投棄防止の広報掲載
	3) 一斉清掃の実施
	4) ごみ処理施設維持・管理のための負担
	5) ごみ収集・運搬員の確保
	6) ごみ処理施設の維持管理
6. 日照確保対策の推進	1) 日照障害区域の調査研究
	2) 日照対策事業の充実
7. 人と犬・猫が共生するまちづくり	1) 広報や放送による地域猫防止、地域猫が発生した場合の対策
	2) 飼い犬・猫のフン・尿マナー向上、ノーリード散歩の抑制PR
	3) 去勢手術の補助



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

### 3) 資源循環型社会形成、身近な生活ルールの普及

#### 【現況】

平成 22 (2010) 年度以降、年間の総ごみ量は、対前年度比 5% 程度の増減で推移し、発生抑制（リデュース）への意識が希薄な状況にあり、一人当たりの排出量は事業系のごみも含むことから多い傾向にあります。また、ごみ拠点（ステーション）排出以外に、ごみの直接持込（一般家庭）が近年増加傾向にあります。

リサイクル率については、資源回収分と収集分の合算で、平成 24 (2012) 年度においては総ごみ量の 31.8% となっています。各自治会の資源回収活動については町から資源回収奨励金を交付し、活発に行われていることで、町の資源収集が減少しています。

経費削減のため、ごみはステーション回収を行っており、更に動物被害防止のため、ごみ収納庫を設置しています。また、分別排出の徹底を図るため、町広報によりごみの分別排出に関する普及・啓発を図るとともに、可燃物の減量を図るため生ごみ処理容器の購入に対して補助を行っています。

本町のごみ処理については、奥多摩町クリーンセンターで長い間町単独処理を行ってきましたが、施設の老朽化や後年への財政負担等が大きいため、西秋川衛生組合への加入をお願いし、西秋川衛生組合の組織市町村等との調整がされた後に協定が締結され、平成 26 (2014) 年 1 月から西秋川衛生組合へのごみの搬入が開始されました。既存施設については、解体等に関する将来計画の検討を行っています。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、委託業者が収集・運搬し、秋川衛生組合へ搬入していますが、バキューム車でのごみ取りが難しい世帯は、補助ホース・ポンプを利用してごみ取り不可能世帯の解消に努めるとともに、下水道整備に伴い不可能世帯の減少が予想されます。

#### 【問題点と課題】

広報活動の実施が不定期であることで、分別意識が希薄になることから、定期的に広報活動を実施し、意識低下を防ぐ必要があります。また、観光（施設）や事業所から発生するごみについて、より一層、ごみ減量化の取り組み強化を図る必要があります。

ステーション方式での収集であることから、高齢者がごみを出す際、距離が遠いことや重いものをもって行けないなど、排出困難者に対する対応の検討を行う必要があります。

し尿及び浄化槽汚泥量が減少していますが、収集・運搬委託費については、組合との距離があることから、委託料は緩やかな減少となっています。また、町の下水道普及率によっては、組合負担金割合が多くなる可能性があります。さらに、組合施設の老朽化に伴い再構築にむけて検討を行い、施設整備に向けた財政確保が必要になっています。

下水道普及に伴い、補助ホース・ポンプ利用世帯や不可能世帯は減少していきませんが、下水道整備完了後も解消されるまでには時間がかかることが予想されます。



## 【今後の方向性】

- リデュース（発生抑制）への意識向上を図り、ごみの減量化を推進するとともに、資源回収についての積極的なPR、住民・事業者ともに各種ごみの分別徹底を促進しリサイクル率を向上します。また、生ごみ処理容器補助については、対象を拡大します。あわせて、ごみ排出困難な高齢者・障がい者の対応を工夫します。
- 既存施設の将来計画の検討をするほか、公共下水道整備が困難な地理的条件の中で、し尿処理を円滑に行うことによって公衆衛生の向上を図ります。

## 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「資源循環型社会形成、身近な生活ルールの普及」の満足度	— (平成 27 年度)	50% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

## 【施策と取組み内容】

- 1. 身近な生活ルールの啓発**  
生活環境の向上に向け、ごみのポイ捨ての禁止や野焼きの抑制等、身近な生活ルールの啓発と周知を進めます。
- 2. ごみの減量と3Rの推進**  
積極的なリサイクル活動の推進により、再生品の利用拡大や有資源の有効利用、ごみを出さない暮らし方の啓発を行う3R活動の推進、生ごみのたい肥化の促進等により、ごみの減量化を図ります。
- 3. ごみ排出方法の対応**  
ステーション数の見直しや福祉との連携によるごみ排出困難な高齢者・障がい者の対応を推進します。
- 4. 既存施設の将来計画の検討と整備**  
施設の将来計画については、循環型社会の構築を目的とした施設整備の検討を行い、資源循環型社会の形成を進めます。
- 5. し尿処理**  
し尿収集・運搬業務委託を継続して行い、し尿処理施設の維持管理を図るとともに、収集困難箇所での補助ホース・ポンプの利用による不可能世帯の解消に努めます。
- 6. 町内での放射線量の計測**  
福島原子力発電所の事故に伴い、その影響を常に把握するため空間放射線量の定期的な測定と公表を行います。

施策名	取組み内容
1. 身近な生活ルールの啓発	1) ごみのポイ捨ての禁止、野焼きの抑制
	2) 地域における農薬散布などの見直し
	3) 斎場施設利用のための負担
2. ごみの減量と3Rの推進	1) 雑紙の資源化など分別方法の周知
	2) 資源ごみの野外ストック場の確保
	3) 持ち込みごみ削減への取り組み
	4) 生ごみのコンポスターの普及
	5) ごみを出さない、使い捨ての見直しなどの呼びかけ
	6) 自治会単位での施設見学会の推進
	7) 廃棄物推進員を中心としたごみ減量化活動普及
3. ごみ排出方法の対応	1) 排出困難者の対応
	2) ごみ収納庫の設置
	3) 収集方式の検討
4. 既存施設の将来計画の検討と整備	1) 循環型社会形成推進地域計画の推進
	2) 施設解体に伴う計画と整備
	3) 最終処分場埋立終了に伴う整地整備
	4) 奥多摩町廃棄物処理計画の策定
5. し尿処理	1) し尿収集・運搬業務の委託
	2) し尿処理施設維持・管理のための負担
	3) 補助ホース・ポンプの利用
	4) 不可能世帯の補助
6. 町内での放射線量の計測	1) 町内空間放射線量の測定



第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編



## 4) 道路の整備

### 【現況】

本町の国道・都道については、町の中央を流れる多摩川の左岸沿いに国道411号が、右岸沿いに都道吉野街道が、支流の日原川沿いに都道日原鍾乳洞線が通り、この2つの幹線を中心として町道が敷設され町並みが形成されています。

国道411号は、町の交通及び産業振興の大動脈としての役割を果たしていますが、歩道の設置が少ないため、歩道や交通安全施設の整備を図る必要があります。また、基幹道路が現在1路線のみであり、災害時の寸断を考慮し、多摩川南岸に都道の整備を東京都に要望しています。

その他、国道、都道については、各自治会、PTA等の要望を取りまとめ道路、橋梁、歩道等の安全対策となる改修促進について、町より国・都に対して要望しています。また、東京都西多摩建設事務所と町での建設行政連絡会議においても協議しているところです。

町道は、平成26(2014)年4月現在、334路線・総延長249.7kmであり、生活や産業の利便性向上のため、東京都市町村土木補助事業において道路新設、道路改良の路線を継続的に計画し、各年度で道路整備事業を推進しています。道路整備事業の内容については、大規模事業は補助事業で行い、小規模事業は町単独事業で実施しています。

また、交通安全施設対策事業として、東京都補助事業で継続的に防護柵の設置を行い、町単独事業で管内一円に道路反射鏡を計画的に設置しています。

各自治会から補修等の要望が多い町道については、各要望に応えられるように危険度の高い箇所から維持補修事業を着実に進めています。

なお、町が管理する橋梁は、平成26(2014)年度現在162橋であり、このなかで建設後50年を経過する橋梁は83%、20年後の平成46(2034)年には94%を占めることとなります。

農道については、現在9路線を管理し、維持補修工事を実施しています。また、林業の振興に必要な基幹施設である林道は、新たな林道開設と改良及び29路線の適切な維持管理に努めるため、維持補修工事を実施しています。





## 【問題点と課題】

国道・都道については、町から多くの要望事項を提出していますが、財政的な面からも早期対応が難しくなっている状況です。その中で、多摩川南岸道路については城山トンネルが平成27年度に開通する予定ですが、全線の早期完成が重点となっており、今後とも東京都との協議を進めていきます。しかし、計画地域によっては用地買収及び補償に関する地権者の同意が得られないことから、計画の推進が円滑にできない路線があります。

道路改良や維持補修については、地域の自治会、PTA等の要望が年々多くなり、危険度の高い箇所から実施していますが、数が多いため対応に追われている状況です。

町道334路線の安全性を確保するための道路状況を適切に把握できていない部分があります。町道を常時良好な状態に維持、通行の安全確保に努めることが重要です。また、橋梁が老朽化を迎える中、従来の対処療法型の維持管理を継続した場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が急激に増大となることが懸念されます。

農道については、9路線を管理していますが、近年、耕作者の減少が著しく、後継者不足で受益面積が確保できず、農道としての機能が満たされていない状況です。

林道は、近年、林業の低迷によって、林道としての活用がされていない路線が多く、それら維持管理面において財政的にも苦慮している状況です。今後は、通行の安全を確保しつつ、林道としての機能向上が図れる改良事業を重点に実施することが必要です。

## 【今後の方向性】

- 地域住民の意見・要望等を取りまとめ、国道・都道の安全対策促進について、国・都への要望を継続的に行うとともに、多摩川南岸道路の早期完成に向けて、東京都と町で連携を図り、要望に対する早期実現を目指します。
- 町道は、事業計画の充実を図り、安心安全で機能的な道路、費用対効果のある道路計画を推進するとともに、予備設計により地権者への事前説明を行い早期実現に向け地権者の同意を得ます。また、地域住民のニーズに応えられる維持補修工事を継続実施し、加えて道路台帳システムを補正することにより、道路維持管理体制の充実を図るとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していきます。
- 9路線の現況調査を行い農道の整備を計画的に実施するとともに、受益者と連携を図り耕作面積の拡大を推進します。また、林道については、効果的な林業経営、森林の適正維持管理及び機能が果たせる整備計画を図るほか、用地確保については、無償譲渡のため、今後とも地権者の協力を得ながら進めます。

## 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「町道や生活道路の整備」の満足度	47.6% (平成25年度)	55% (平成36年度)
<b>指標設定の考え：</b> 「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

## 【施策と取組み内容】

### 1. 国、都への要望

国道、都道の拡幅等の要請や安全対策の促進、ダム周りの新しいバイパスの要請の継続、また、多摩川南岸道路早期完成に向けて、東京都西多摩建設事務所との行政建設連絡会の充実を図りつつ、国や都への要望を継続的に行います。

### 2. 機能的な道路整備の推進

地権者の同意を得ながら、幹線道路に連結する道路や交通安全施設の整備に努め、機能的な道路建設を推進します。

### 3. 安全で快適な環境づくりに配慮した道路改良の推進

既存道路の維持管理、斜面の安全対策、改修や改良計画、併せて橋梁の維持管理及び耐震の整備計画を進めながら、安全で快適な環境づくりに配慮した道路改良を推進します。

### 4. 町道の維持管理

除雪対策や草刈りなど小規模集落への町による支援の検討を行うとともに、道路台帳の補正を順次進めるなど町道管理システムの更新を図ります。

### 5. 機能的な農道整備

9路線の農道については、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、小規模土地改良事業による計画的・機能的な農道整備を検討します。

### 6. 林業の振興に必要な基幹施設整備

防護柵、法面など、林道の安全対策を向上させつつ、適切な維持管理に努めます。また、東京都と連携しながら、林道の開設、改良事業計画を重点に推進します。





施策名	取組み内容
1. 国、都への要望	1) 国道411号、139号の拡幅の要請
	2) 国道、都道の安全対策の促進
	3) 行政建設連絡会の継続
	4) 多摩川南岸道路早期完成に向けての支援
	5) ダム周りの新しいバイパスの要請の継続
2. 機能的な道路整備の推進	1) 東京都市町村土木補助事業の計画の推進（新設・改良）
	2) 交通安全施設整備事業の計画の推進（新設・改良）
	3) 地権者への協力の要請
3. 安全で快適な環境づくりに配慮した道路改良の推進	1) 道路斜面崩壊対策、落石対策の計画的な推進
	2) 既存道路の改修、改良計画の推進
	3) 橋梁の維持管理及び耐震の整備
	4) 町道の維持補修工事の推進
4. 町道の維持管理	1) 山間部集落の除雪体制整備
	2) 道路台帳の整備
5. 機能的な農道整備	1) 農道の維持管理
6. 林業の振興に必要な基幹施設整備	1) 林道の維持管理
	2) 林道の開設、改良事業計画の推進
	3) 治山事業計画の推進



## 5) 公共交通システムの確立

### 【現況】

町内の公共交通機関としては路線バスとJR青梅線があり、路線バスについては、現在13路線、1日36本が運行されています。人口の減少やマイカーの普及により住民の利用者は減少する中、日常生活の足として必要な公共交通機関であることから、バス路線維持のため赤字路線を運行するバス事業者に対して補助（過疎バス対策事業）を行っています。バスの路線によっては、1日3本のみの路線や最終便が早い路線などもあり利便性の向上が求められています。

JR青梅線については、1時間に2本程度の運行をしており、本町の重要な輸送手段となっております。また、休日や行楽シーズンには多くの観光客の足となり、観光立町を標榜する本町にとって重要な役割を担っています。

また、永年にわたり、住民や観光客等の足として民間のタクシーも大きな役割を果たしていましたが、平成24（2012）年度には従来からの事業者の営業が打ち切れ、その後町内で営業を行うタクシー事業者がいない状況でしたが、現在は新たなタクシー事業者により運行されています。タクシーは、高齢化が進行する状況の中、一層「きめ細やかな交通機関」として確保が求められています。

なお、高齢者で自ら外出のできない方を対象に医療機関に限って、ワゴン車による外出支援サービス事業を「社会福祉協議会」に委託し運行しています。また、地域ささえあいボランティア事業として、公共交通機関の不足を補い高齢者や交通弱者の通院や買い物、外出などの生活を支援する、住民相互の協力による事業も新たにスタートしています。

今後は、路線バスやタクシー、外出支援サービス等の一層の充実を図るとともに、様々な角度から交通手段の確保に向けた検討が必要となっています。

加えて、バス路線等交通の結節点となるJR奥多摩駅は、休日には観光客等の混雑もあり、町の顔としてのトイレを含む休憩施設などの環境整備や、タクシー等の乗り場など機能整備が必要となっています。

### 【問題点と課題】

利便性の低い路線への対策を中心に、遠隔地域におけるダイヤ改正や路線変更、新たな増便が必要です。

また、バス停までの距離が遠い地域もあり、急用時等を含め路線バスだけでは十分でない地域へのきめ細やかな交通手段の確保が必要です。

さらに、福祉的な外出支援サービスも考慮しながら、現状の事業を継続して推進するとともに、高齢化に向かう地域での新たな公共交通の確保に向けた検討が必要です。



## 【今後の方向性】

- 住民の日常生活に欠かせない公共交通機関（路線バス等）の利便性の向上など住民が利用しやすい公共交通を確保します。
- 鉄道とバス等との交通結節点として奥多摩駅前総合的な整備・推進を図ります。
- 高齢化が進行する状況の中、一層きめ細やかな交通機関として、タクシー運行の継続を図ります。
- 地域ささえあいボランティア事業を継続して推進し、公共交通機関の不足を補い高齢者の外出支援などを図ります。あわせて新たな交通システムの検討を行います。

## 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「利用しやすい交通手段の充実」の満足度	23.5% (平成 25 年度)	33.5% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

## 【施策と取組み内容】

### 1. 住民が利用しやすい公共交通の確保

住民、観光客等の公共交通機関（路線バス等）の利用を推進するとともに、可能な範囲でダイヤ改正や路線変更等の改善を促します。また、東日本旅客鉄道株式会社に対して、JR 青梅線の直通の電車確保への要請を継続します。

### 2. 新たな交通システムのしくみづくり

タクシー事業者による運行の継続を図るとともに、高齢者や交通弱者への外出等生活支援事業の拡充を図り、路線バス等の経営に配慮しつつ、新たな交通システムを検討します。

### 3. 駐車場の確保

駅前の混雑緩和に向け、町営駐車場の有効活用を図ります。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 住民が利用しやすい公共交通の確保	1) 住民が利用しやすいバス運行の検討
	2) JR 青梅線の利便性の確保
2. 新たな交通システムのしくみづくり	1) 福祉目的交通システムの充実
	2) タクシー運行の継続
3. 駐車場の確保	1) 町営駐車場における町民パス制度の検討

## 6) 上下水道の整備

### 【現況】

下水道は、快適な生活環境を確保するとともに、東京都の水道水源地として多摩川の水質保全のためにも早期整備が望まれています。下水道普及率は平成 20 (2008) 年時点で 4.7%と著しく低く、公衆衛生環境の悪化や河川の水質汚染が懸念されていましたが、現在は公共下水道・奥多摩処理区の整備を進め、平成 21 (2009) 年度から供用開始し、処理区内の水洗率（接続済）は 65.5%となっています。

公共下水道・小河内処理区については、処理区内の水洗率（接続済）は 99.6%に達しており、小河内浄化センターで汚水処理を行い、施設を円滑に管理・運営することで、良好な放流水質を確保しています。

奥多摩処理区下水道事業については、地域再生法に基づく地域再生計画を平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの後期計画についても認定を受け、同法に基づく汚水処理施設整備交付金の交付により、公共下水道及び市町村設置型浄化槽整備を進めています。

平成 22 (2010) 年 4 月より水道事業は東京都の水道事業に統合され、普及率は 98.8%になっています。その他の町内 5 地区には、簡易給水施設が設置されています。

その 5 地区については、過疎化、高齢化が進み、水道施設点検が困難な状況になっており、水道組合による維持管理の軽減が一層必要となっています。

現在、5 地区の簡易給水施設については、適正な維持管理に努め、安全で安定した水道水を供給しています。水質検査については、水道法に定められた毎日水質検査、原水検査、浄水検査を実施しています。

### 【問題点と課題】

公共下水道（奥多摩処理区）の整備に伴い供用を開始し、公共下水道への接続が増えていますが、さらに、接続が増えるよう促進する必要があります。

公共下水道（小河内処理区）は、平成 11 (1999) 年の全面供用開始から長期間運営を行っており、今後、維持管理が重要となっています。

市町村設置型合併処理浄化槽を整備し、早期に整備した機器の故障等が増えており、良好な処理水確保のため、適正な維持管理が必要です。

簡易給水施設は、施設の耐用年数が経過するとともに、維持管理を水道組合に委託していますが、高齢化が進み施設点検が困難な状況になっています。安全な水質・安定給水のため、老朽化設備の整備とともに、施設の維持管理対策が必要になっています。



## 【今後の方向性】

- 公共下水道（奥多摩処理区）の整備を計画どおり平成27（2015）年度で完了させ、公共下水道への接続が100%になるように推進するとともに、公共下水道（小河内処理区）の処理水の良い水質が確保できるように、計画的に維持管理を行います。
- 市町村設置型合併処理浄化槽の整備促進と適正な維持管理を進め、良好な処理水の確保に努めます。
- 簡易水道の計画的な都営水道化を促進するとともに、老朽化設備の対策を図りつつ、施設の維持管理を水道組合または業者に委託し、適切な維持管理に努めます。
- 水道法に定められた水質検査を適切に実施するなど、安全な水質を保ちつつ、安定的な給水に努めます。

## 【指標】

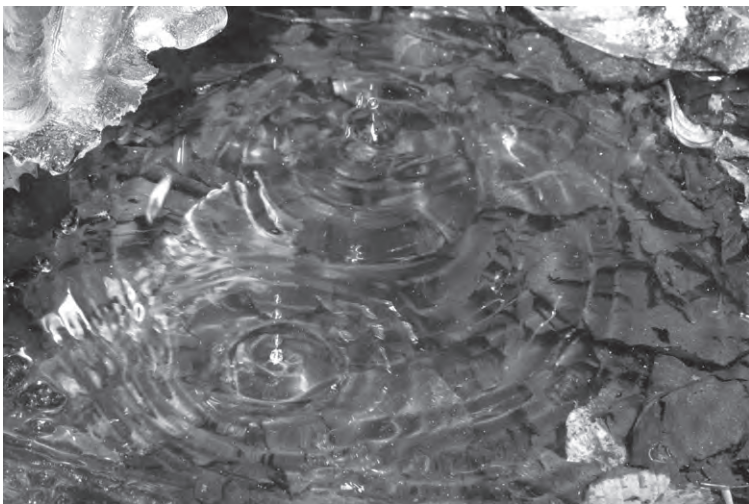
指 標	基 準 値	目 標 値
公共下水道の接続率	65.5% (平成25年度)	100.0% (平成36年度)
<b>指標設定の考え：</b> 本町の豊かな自然環境の一つである水質の確保につながる公共下水道への接続は、住民の意識によるものであり、公共下水道の接続率を指標とし、その向上を目指します。		

## 【施策と取組み内容】

1. **公共下水道の整備促進**  
公共下水道への接続を推進するとともに、奥多摩処理区の整備を促進します。
2. **公共下水道の維持管理対策**  
浄化センターの維持管理や水質検査の実施、下水輸送施設の保守点検を実施するなど、維持管理対策を推進します。
3. **浄化槽（市町村設置型）の整備促進**  
既存浄化槽の適正な維持管理を含め、未設置箇所への市町村設置型合併処理浄化槽の整備を促進します。
4. **簡易給水施設の都営水道化の促進**  
簡易水道5か所の都営水道化に向けて、都との協議を継続します。
5. **簡易給水施設の適切な維持管理対策**  
老朽化設備の更新に努め、施設の維持管理を組合等へ委託し、簡易給水施設の適切な維持管理に努めます。  
今後とも、水道法に定められた毎日水質検査、原水検査、浄水検査等の実施継続による安全で安定的な給水維持に努めます。



施策名	取組み内容
1. 公共下水道の整備促進	1) 整備区域における接続促進策の継続
	2) 優遇制度等の情報提供
	3) 奥多摩処理区の整備
2. 公共下水道の維持管理対策	1) 浄化センターの充実
	2) 水質検査の実施
	3) 下水輸送施設の充実
3. 浄化槽（市町村設置型）の整備促進	1) 排水処理の適正化
	2) 浄化槽の整備促進
	3) 浄化槽の維持管理の充実
4. 簡易給水施設の都営水道化の促進	1) 要望、調査等の活動の推進
5. 簡易給水施設の適切な維持管理対策	1) 簡易給水施設の充実
	2) 水質検査の実施



第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

## 1) 小さなコミュニティを活かす活動の促進・活気づくり

## 【現況】

住民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、住民が主体となった身近なまちづくり活動を支援し、住民が自ら行うまちづくり提案制度として、平成 17（2005）年度から「まちづくり・ひとづくり支援事業」を、平成 20（2008）年度以降は「身近なまちづくり支援事業」を実施しています。食の文化祭や郷土料理の本を作成するなど 43 件の事業を支援してきました。近年では、事業申請も低調な状況にありますが、引き続き、自治・自立意識の高揚を図るため、地域が自ら行うまちづくりを支援する必要があります。

なお、地域コミュニティ施設・生活館は、避難所の位置付けがなされていることから、耐震の整備や急傾斜地内の施設整備、老朽化に伴う改修や修繕などが必要となっています。

また、行政と住民とが協働してまちづくりを進める上で、自治会との協力が重要ですが、人口減少、高齢化等により自治会としての機能の維持が難しい地域が見られます。

まちづくりの推進役ともなるボランティア・NPO 等については、現在、町内の NPO 法人に対し奥多摩町福祉会館や子ども家庭支援センター内で活動場所の提供を行っています。

## 【問題点と課題】

住民が主体となった身近なまちづくり活動や NPO 等の支援の在り方、今後の方向性を検討する必要があります。

また、地域の生活館、コミュニティセンターの老朽化が著しく、改修費や修繕費等のコストを踏まえ、計画的な整備を行う必要があるとともに、人口減少による小規模な自治会の存続が危ぶまれており、自治会主導での統合等を支援・促進する必要があります。

## 【今後の方向性】

- 行政と住民の責任分担の明確化や住民が主体となった身近なまちづくり活動の支援により、コミュニティの活性化の取り組みや住民等との協働による行政を推進し、地域が元気で自立できるまちづくりを目指します。
- 地域住民の活動の場、避難場所であるコミュニティセンター、生活館の建て替え、改修、修繕を行います。
- 自治会の再編成や過疎化の進行に対する有効な体制を整えられるよう、住民が主体となって意見交換を行うことができる場づくりや、行政が主導し自治会の統合等のモデルづくりを行います。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
地域住民が提案し実施する事業数	43 事業 (平成 17 年度～26 年度)	延べ 50 事業 (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 地域住民による「元気なまちづくり推進事業」の実施はコミュニティ活動の活性化を示すものであり、地域住民が提案し実施する事業数を指標とし、その増加を目指します。		

**【施策と取組み内容】**

**1. 地域コミュニティの活性化**

地区ごとの人口減に対応して自治会を再編するなど、適正な自治会活動が継続的に行われるよう支援します。

地域活力の確保に向けて地域リーダーの育成、子ども・女性・青年の活動支援などコミュニティ活性化を図るための環境整備を進めます。また、自治会の再編に向けて、住民が主体となって意見交換ができる場づくりを支援しています。

**2. 商店街の活性化**

住民の地域活動拠点施設の整備を、関係機関との協議に基づき推進します。

**3. NPO 法人への支援と活動の推進**

地域活力の確保に向けて、NPO 等への支援などコミュニティ活性化を図るための環境整備を進めます。

**4. 地域が自立できるまちづくり制度の推進**

住民自治・自立意識の高揚を図るため、地域が自立できるまちづくりの提案制度の充実を図ります。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 地域コミュニティの活性化	1) まちづくりの対話を継続的に続けるしくみづくり
	2) 防災無線での情報提供等による行政・コミュニティの情報共有・催し等の参加の促進
	3) 自治会活動の活性化・再編の検討
	4) 役場の各課の組織的対応の強化・風通しのよい組織風土の醸成
	5) 地域課題を解決するための活動を担うコミュニティ組織の育成
	6) 地域リーダー育成事業の推進
	7) コミュニティ施設改善事業の充実
2. 商店街の活性化	1) テントショップの開設
	2) 空き店舗の活用推進
3. NPO法人への支援と活動の推進	1) NPO 団体等への支援
4. 地域が自立できるまちづくり制度の推進	1) 地域が自立できるまちづくり提案制度の推進
	2) 新たな制度の創設

## 2) 女性の元気を活かすまちづくり

### 【現況】

男女共同参画社会の推進を図ることで、女性の元気や能力を引き出し、女性の視点を活かしたまちづくりを進めることが求められています。現在、東京都においても生活文化局が市町村に向けて、男女平等セミナーや各種講習会の開催、また各種パンフレットの配布など、積極的に男女共同参画社会を推進しています。

現在、女性に対するDVなどについては、相談窓口を設置していますが、性的差別を受けるといった事案は少ない状況となっています。今後、本町において、女性を取り巻く環境に問題等が発生した場合には、名称等も含めて再度事業の検討を行う必要があります。

基本的人権は憲法で保障された権利であり、人権擁護の活動に取り組んできましたが、社会的趨勢としては、いじめや虐待、職場等のパワーハラスメント、差別などの問題が多く、最近では、インターネットによる人権侵害も、新たに顕在化しています。

### 【問題点と課題】

男女共同参画社会の確立を図る条件の整備を進めるとともに、女性の元気を引き出しまちづくりへとつなげていく方策が必要です。

また、人権侵害については表に出にくい内部的な背景もあることから、きめ細かな対応が必要です。

### 【今後の方向性】

○男女共同参画社会の推進を図ることによって、女性の活力や能力を引き出し、女性の目から見たまちづくりを促進します。そのため、各行政委員会での女性参画を促し、女性にとっても、男性にとっても住みよいまちづくりを実現します。

○新たな人権問題が顕在化する可能性についての認識及び相談等の対応に努めます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
町が設置する委員会等への女性の参画割合	36.0% (平成 26 年度)	50.0% (平成 36 年度)

**指標設定の考え：**町政に女性の意見が反映される、町が設置する委員会等への女性委員の登用は、男女共同参画社会の推進を示すものであり、町が設置する委員会等への女性の参画割合を指標とし、その向上を目指します。



**【施策と取り組み内容】**

**1. 男女共同参画関係施策の推進**

男女共同参画社会の現状や各種情報提供、啓発を行うためのパンフレットを作成し、社会参加意識の高揚を図ります。

また、各種委員会へ女性委員の参画を促すとともに、女性団体が公益的に行う各種行事やイベントに際し支援を行います。

**2. 人権啓発事業の推進**

人権啓発を実施し、人権に関する意識を高めていきます。また、人権問題に係わる相談を受ける窓口の連携を高め、新たな人権問題にも適切に対応できる相談体制を築きます。

施策名	取り組み内容
1. 男女共同参画関係施策の推進	1) まちづくり協働分野への女性の積極的登用
	2) 女性の元気を引き出し、まちづくりへとつなげていく 機会の拡充
	3) 女性政策、男女共同参画の推進
	4) 女性団体への活動支援
2. 人権啓発事業の推進	1) 配偶者暴力等に関する相談窓口の充実
	2) 人権啓発事業の充実



### 3) 高齢化に対応する防災体制づくり

#### 【現況】

現在、常備消防は東京消防庁に事務委託しており、交通事故、救急搬送、火災対応等に備える消防施設や装備の充実を図っています。なお、平成13（2001）年に完成した「東京消防庁奥多摩ヘリポート」を活用した交通事故等の負傷者をヘリ搬送することで、消防・救急体制の強化が図られており、現在は消防署庁舎を建て直すことで設備・資機材の充実が図られています。

また、非常備消防として消防団が組織され、地域での消防活動や火災予防活動などを行っています。近年は若者の減少と高齢化に伴い消防団員の確保が難しくなっており、団員数は定員割れをしている状況の中で入団者の勧誘を推進しています。

東京都における大地震の被害想定で、本町の被害は軽微との診断もありますが、自主防衛による減災対策に重点を置くことが必要であり、防災・減災を目的として、21自治会全てに自主防災組織の活動を支援していきます。

なお、東日本大震災以降、生活圏が山間地に点在しているということで孤立化対策をふまえた中長期的避難場所を古里小学校、氷川小学校、奥多摩中学校、旧古里中学校、旧日原小学校、旧小河内小学校の6か所を指定し、大型防災倉庫を設置し、資機材等の整備を行い大地震対策への充実を図り、町総合防災訓練時に中長期避難場所への避難訓練を輪番に開催しています。

#### 【問題点と課題】

消防力の充実として、消防団員確保及び地域防災計画に基づき、災害対策本部等の組織の見直しと消防団及び自主防災組織の装備の近代化を図る必要があります。

そのため防災体制を一層強化するため、常備消防との連携をさらに強化し、自主防災組織とも連携して防災体制の確立を図る必要があります。

また、震災時には道路の崩壊などにより孤立する恐れがあるため、避難場所の表示や災害用物資の充実及び減災教育の推進が必要です。

#### 【今後の方向性】

- 山間地のため道路の崩壊などにより孤立化する可能性があり、避難場所の明確化や非常物資の充実、自主防災組織への震災用資機材の近代化と充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- 今後の団員の確保として、女性団員の確保も検討していくとともに、消防力の充実として、21自治会の自主防災組織を中心に、防災訓練等による減災対策への訓練を充実させる必要があります。





**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
町総合防災訓練への参加率	29.0% (平成 25 年度)	50.0% (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 町総合防災訓練への参加者の増加は、本町の高齢世帯の増加に対応し、高齢者の防災対策につながることから、町総合防災訓練への参加率を指標とし、その向上を目指します。		

注)「町総合防災訓練への参加率」は、防災訓練対象地区居住人口に対する参加者数。

**【施策と取組み内容】**

**1. 消防力の充実**

若者の減少と高齢化に伴い消防団員の確保が難しくなっている中で、若者の定住化を図ることによって消防団員の増員を図るとともに、住民の生命・財産を守るため、自治会と連携しながら団員の確保を図ります。

**2. 広域的救助応援体制の強化**

大規模災害に備え、広域的救助応援体制の強化を図ります。

**3. 防災行政用無線の整備**

災害情報、避難勧告等の円滑な伝達のため防災行政用無線の維持管理に努めるとともに、防災行政用無線のデジタル化への検討を行います。

**4. 防災意識の高揚**

地域防災計画に基づく避難場所等への避難訓練等を行います。

**5. 災害対策の推進**

孤立対策として、各自治会の自主防災組織を支援することにより、災害発生時でも適切に対応できる体制を確保するとともに、非常物資の備蓄、地域防災計画に基づく災害に強いまちづくりを一層進めます。





施策名	取組み内容
1. 消防力の充実	1) 将来の防災を担う消防少年団員の確保、育成
	2) 消防団員の確保及び多機能型車両の配備など装備品等の近代化
	3) 住宅密集地域等で緊急自動車が行き通る道路幅員の確保・消防水利の充実
	4) 自治会等への AED 設置及び防災マップ作製による防災教育の推進
	5) 消防施設及び一次避難場所の安全確認と耐震化の推進
2. 広域的救助応援体制の強化	1) 日原地区、小河内地区の孤立化対策としてヘリポートや、う回路の整備の推進
3. 防災行政用無線の整備	1) 防災行政用無線の維持管理
	2) 防災行政用無線のデジタル化への検討
4. 防災意識の高揚	1) 自主防災組織の結成を充実及び防災士などの防災リーダーの育成
	2) 高齢者に配慮した町総合防災訓練及び2次避難訓練の開催
	3) 街角防災訓練の充実及び防災関係機関との防災訓練(図上訓練)の検討
5. 災害対策の推進	1) 自主防災組織による住民参加型防災訓練への連携及び防災用かまど等の防災資機材活用方法の充実
	2) 避難行動要支援者の把握及び近隣の支援者の確保
	3) 小中高生を対象とした通報や応急救護体験等の幼児期からの防災学習の推進
	4) 災害等による孤立化に配慮した連絡手段の強化、関連資機材、備蓄食料の確保と家庭での備蓄の推奨
	5) 災害時の車両遭難防止のための関係機関連携による交通規制の推進
	6) 除雪等における関係機関との連携と安全対策の啓発
	7) 地震、雪害及び風水害等の避難勧告基準等の整備及び各マニュアルの作成
	8) 雨水対策の充実
	9) 家具類の転倒防止及び住宅用火災警報器の設置・点検、火気使用器具類の安全確認等の推進



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



## 4) みんなの協力による防犯・空家対策

### 【現況】

本町は、年間 170 万人以上の観光客が訪れており、マイカーなど車を利用して訪れる方も少なくありません。町内の交通事故のほとんどが観光客によるもので、年々増加傾向にあります。特に、祝祭日の奥多摩周遊道路は観光客の起こす事故が後を絶たない状況です。

悲惨な交通事故を起こさせないよう、住民一人ひとりに交通安全思想の普及を図るとともに、交通ルールの遵守の徹底を図るために交通安全講習会を春と秋に開催し、あわせて道路の急カーブの線形改良や交通安全施設、歩道の整備を進めています。

また、犯罪のない安全・安心まちづくり条例の施行とともに、安全で明るい地域社会を実現するため、夏休み期間に町内のキャンプ場及び奥多摩駅前での防犯活動を行っています。なお、登録制による防犯メールの配信、児童保護者へのメール配信も行っています。

### 【問題点と課題】

観光客による祝祭日の奥多摩周遊道路などでの事故の増加や、交通安全講習会への参加者の減少が課題となっています。

犯罪のない安心・安全まちづくりを推進するために、防犯意識の高揚と啓発運動の充実及び防犯灯の低電力化への整備が必要です。

### 【今後の方向性】

- 犯罪のない安心・安全まちづくり推進協議会の開催と、その諸活動の支援や防犯灯の LED 化及びコスト削減への検討を行います。
- 観光客による事故の増加傾向に対する指導と周知及び交通安全講習会への参加者増への検討を行います。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
防犯巡回指導への参加率	65.0% (平成 25 年度)	75.0% (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 各自治会から青梅防犯協会へ役員、協力員、女性部員を推薦し、防犯意識の高揚を目的に活動を推進しているが、増加傾向にある振り込め詐欺等に対して防犯活動の充実を図るため防犯巡回指導の参加率を指標とし、その向上を目指します。		

注)「防犯巡回指導への参加率」は、防災協会会員等に対する参加者数。(平成 25 年度における防犯協会会員等は、青梅防犯協会奥多摩支部、保護司奥多摩分区分合わせて 66 人。)



**【施策と取組み内容】**

**1. 交通事故ゼロの推進**

交通事故が増加する中、交通安全への意識を高めるとともに、その対策に係る講習会等を開催し、事故防止を推進します。

**2. 防犯対策の推進**

犯罪のない明るいまちづくりを進めるため、防災行政用無線にて啓発を行うとともに、暗く危険な場所へ防犯灯の増設を推進します。

**3. 建物管理の推進**

空家が犯罪等の温床になることのないよう、対策の充実を図ります。

施策名	取組み内容
1. 交通事故ゼロの推進	1) 春・秋の交通安全運動と講習会への支援
	2) 観光客への交通安全指導の推進
	3) サイクリング観光者へのマナー指導
2. 防犯対策の推進	1) 防犯灯の増設による防犯対策及びLED化によるコスト削減
	2) 防犯活動への支援
	3) 犯罪のない安心・安全まちづくり推進協議会の運営
	4) 空家（廃屋）への防犯対応と対策を図る条例の検討

## 5) スローライフのPRによる住宅・若者定住対策

### 【現況】

町内に居住する若い世代が良好な住環境を求め、町外へ転出する傾向が増大しており、過疎化に拍車をかける状況になっています。住環境を整備することにより、町内居住者の町外への転出に歯止めをかけ、住民の定住化を図ることが求められています。

そのため、町営住宅の整備を推進しており、現在、公営住宅法に基づく公営住宅が44戸、町単独で整備した町営住宅が42戸、合計86戸の町公営住宅を供給し、併せて、適切な維持管理業務を行い、住環境の向上に努めています。

また、空家活用による若者等の定住化促進を目的として、一般住宅を買収によって取得し、町営住宅として活用を図っています。

空家・土地の有効活用を通して、町への定住促進の拡大により地域の活性化を図るため、空家バンク制度を実施しています。

若者の定住を応援することにより、次代を担う若者の増加を図り、過疎化を防止し、豊かで活力のある地域づくりを目的に若者定住応援補助金等制度を実施しています。

「巨樹と清流のまち」を標榜する本町は、広大な森林を有し、全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれています。また、町の中心を多摩川が貫流しており、上流の有効貯水量185,400千 $\text{m}^3$ を有する小河内ダム（奥多摩湖）は、都民の水がめとして広く知られています。

本町の総面積225.63 $\text{km}^2$ に対する地目別の構成比を見ると、山林が57.54%、その他（公園・河川・湖沼・道路等）が41.33%を占め、田・畑および宅地は、それぞれ0.69%、0.44%となっております。

### 【問題点と課題】

都市への人口流動化、高齢化、核家族化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、空家が数多く存在することの認識・危機意識をもつことが必要です。

空家について、空家バンク制度での活用その他、町営住宅としての活用を図ることが必要です。また、住宅地分譲、若者定住応援補助金等制度を利活用していただくよう啓発、普及を図る必要があります。

### 【今後の方向性】

- 定住促進に向け、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりなど、地域の受入体制の充実に努めます。
- 空家バンク制度での活用その他、町営住宅として活用するなど、空家を有効活用する対策を検討するとともに、定住対策用賃貸住宅の充実など、若者が定住できる住環境の整備を進めます。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
空家バンク登録された物件の活用数	18 件 (平成22年度～26年度)	延 45 件 (平成 36 年度)
<p><b>指標設定の考え：</b>空家バンクへの登録は、町が進める住宅・若者定住対策への住民の理解と支援を示すものであり、また、その物件の活用数（売買や賃貸）は定住促進を押し進めることから空家バンク登録された物件の活用数を指標とし、その増加を目指します。</p>		

**【施策と取組み内容】**

**1. 空家等の有効活用**

空家の町営住宅化、空家提供者への補助制度の推進など、空家の有効活用に努めます。

**2. 定住化のための住宅取得の促進**

定住促進住宅地分譲事業の推進など、定住化のための住宅取得を促進します。

**3. グリーン・ツーリズムの推進**

グリーン・ツーリズムを通じてスローライフを PR し、都市住民の定住化を推進します。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 空家等の有効活用	1) 空家バンク制度の推進
	2) 空家の調査及び賃貸ニーズのマッチング
2. 定住化のための住宅取得の促進	1) 若者定住のための分譲地確保、土地の提供・斡旋等の促進、若者賃貸住宅の整備促進
	2) 「スローライフを楽しむまち」づくりの PR による二地域居住・定住化の促進
3. グリーン・ツーリズムの推進	1) グリーン・ツーリズムの全町展開

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



第3章

# 町の中と外から関心を持たれる 教育のまちづくり

第1節 みんなでチャレンジする  
生涯学習のまちづくり

第2節 豊かな能力と強いところを  
育むまちづくり

第3節 誰もがスポーツ活動に  
参加するまちづくり

第4節 伝統と先進の文化・芸術に  
あふれたまちづくり



## 1) 大人を元気にする生涯学習プログラムの作成・推進

## 【現況】

高度情報化や産業構造等の急激な変化、生活水準の向上や高齢化社会を要因とする余暇の増大等がみられる中、本町においても学びの意識が多様化しています。

こうした中、地域の資源や人材を活用した学習や事業への取り組みが重要になり、世代を越えたコミュニティづくりや、安全・安心して暮らせる地域社会づくりが図れる取り組みを進めています。地域の協力を得て開催している「文化芸術展」や町内の芸術家が企画する「おくてん（奥多摩アートフェスティバル）」においては、町内保育園の園児及び小中学校の児童、生徒を対象に体験学習を実施しています。

また、本町にある社会教育関連施設では、生涯学習ニーズに対応した取り組みが実施されています。奥多摩文化会館の多目的ホール及び視聴覚室、会議室等については、研修会・講習会・ミニコンサート・展示会・発表会等様々に利用されています。平成14（2002）年からその管理運営事務を「一般財団法人奥多摩木村奨学会」に委託している古里図書館および氷川図書館では、蔵書検索機能に予約機能を追加するなど、利用者の利便性の向上に寄与しています。また、せせらぎの里美術館、日原ふるさと美術館等でも地域との連携により活発な活動を展開しています。

## 【問題点と課題】

住民それぞれが知識を蓄積し、個性や能力を伸ばし生きがいのある充実した生活を送れるように学習機会をさらに充実させる必要があるほか、学習機会の充実には指導者の確保及び育成が必要となっています。

また、今後ますます高齢社会が進む中で、高齢者が社会との関わりを保ち続けるために生涯学習の果たす役割は一層大きくなっていますが、町全体としての生涯学習の方向性は十分定められておらず、各施設や活動をどのように展開するかを明らかにする必要があります。

## 【今後の方向性】

- 高齢化が進む中で、子どもから高齢者まで多くの住民の生きがいを育む生涯学習環境の充実が求められており、地域社会とのつながりを保ち、住民の心の健康にも良い影響を及ぼす、地域や区内の交流機会を積極的に創出する生涯学習活動の充実を図ります。
- 奥多摩町の生涯学習は、先頭に立つ人づくりと企画力が必要であるとともに、子どもから高齢者まで積極的・主体的に活動参加できる場と育成支援を進めます。また、生涯学習の場が町内の世代間交流の場となるよう努めます。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
「生涯学習の推進」の満足度	49.6% (平成 25 年度)	60.0% (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え</b> ：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

**【施策と取組み内容】**

**1. 大人から子どもまで参加できる生涯学習プログラムの充実**

生涯学習計画を定めるとともに、本町の生涯学習を進める指導者や新たなリーダーを積極的に発掘・育成することにより、生涯学習のまちづくりを目指します。

また、そのための学習の場づくりや地域の人々が学校教育に参加する機会の拡充をとおして、住民と社会とのつながりの強化を図ります。

**2. 高齢者が企画し、実施する、高齢者による生涯学習推進のまちづくり**

高齢者に与えるのではなく、高齢者に任せる生涯学習環境づくりを推進します。

**3. 社会教育施設の整備**

生涯学習の拠点施設である奥多摩文化会館や図書館のサービスの更なる向上に向け、適切な施設の充実や整備・改修を進めます。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 大人から子どもまで参加できる生涯学習プログラムの充実	1) 生涯学習計画の策定
	2) 地域人材の登録制度の推進
	3) 学校教育との連携強化（チャレンジおくとまとの連携と支援の充実）
	4) 生涯を通じた学びの場（世代間・地域間交流）の拡大と指導者の育成
2. 高齢者が企画し、実施する、高齢者による生涯学習推進のまちづくり	1) 高齢者に任せる生涯学習活動への支援
3. 社会教育施設の整備	1) 図書館サービスの向上
	2) 文化会館等施設や設備の改修の推進

## 2) 住民協働の教育のまちづくり

### 【現況】

青少年の犯罪が発生していない本町では、青少年問題協議会を開催して、行政、学校、PTA、民生委員・児童委員等の関係者間の意見や情報交換を行い青少年の健全育成を図るなど、従来から青少年犯罪のないまちづくりを推進しています。毎年夏休みに入る前に、小学生用、中学生用、一般家庭用のチラシを作成し、学校や自治会をとおして配布し、その啓発に努めています。また、東京都が作成して送付されるパンフレットも設置し広報しています。

本町では、小中学生にあいさつ運動が浸透しており、登下校時に住民に対してあいさつしている姿が見かけられるようになってきていますが、「あいさつ運動」のチラシの配布など、地域全体で青少年の健全育成と地域の安全を図る活動の成果といえます。

一方、青少年の組織化や拠点づくりは、少子化による青少年人口が減少しているため進まぬ状況にあります。しかし、大学生や専門学校生のボランティアによる引率で神津島への洋上セミナーや、スキーの指導を地元のスキークラブにお願いする小学生スキー教室等を通して、学校や家庭以外の場で集団行動を行うことにより、社会性や協調性等を育むとともに、地域と人とのつながりが持てる体験や、地域社会のリーダーとなる青少年の健全育成を図っています。

### 【問題点と課題】

本町の青少年による犯罪、非行が発生しないように今後も健全育成を行う必要があるとともに、犯罪に巻き込まれないよう、家庭・地域・学校と行政が連携して青少年が健全な活動ができる地域づくりが必要です。

### 【今後の方向性】

○青少年の健全育成を図るため、地域ぐるみで犯罪や非行防止を推進するための啓発、広報を推進するとともに、青少年対策地区委員会の再編や活動支援を推進します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
「健全な青少年の育成」満足度	56.3% (平成 25 年度)	65.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 青少年対策地区委員会の充実**

「あいさつ」の励行活動を進めるとともに、青少年が犯罪や非行に巻き込まれることのないよう、青少年対策地区委員会を再編し、支援方策を検討します。

**2. 青少年リーダーの育成**

町の次代を担う青少年の育成を図ることにより、住民が安心して暮らせる社会の実現に努めます。

施策名	取組み内容
1. 青少年対策地区委員会の充実	1) 青少年非行のない地域づくり
	2) 青少年対策地区委員会の再編と活動への支援
2. 青少年リーダーの育成	1) 青少年健全育成事業の推進



### 3) 人材交流のまちづくり

#### 【現況】

国際的な視野からの人材育成や地域振興を推進していく必要があり、現在、国際交流事業としては、中国淳安県との間で相互訪問（隔年）と、中学生・高校生海外派遣事業を展開しています。この事業は、生活様式や文化の異なる人々との交流を通して、国際的視野を持った中学生・高校生を育成すること、また、中国淳安県との相互交流では、文化、歴史、異文化コミュニケーション次世代を担うリーダーの発掘を推進してきました。

この事業を通して、多くの住民が異文化コミュニケーションを体験することで、自身の世界観を醸成し、今後のまちづくりに貢献することが期待されますが、交流活動の見直しが必要となっています。

また、町内では外国文化の理解に向け、英語や中国語教室を実施しているほか、語学講座でも生活様式や文化等の紹介も取り入れて、理解の促進に努めています。

#### 【問題点と課題】

交流事業経験者等から次代を担うリーダーの発掘の方法や受け入れ時の対応など、人材の育成が必要となっています。なお、中国淳安県との相互交流については、今後の交流事業の内容の精査が必要となっています。

また、地域間の青少年等との交流や、ホームステイによる生活体験等をとおして相互理解を深めるとともに、伝統・文化等を肌で感じ取り、広い視野を持った中学生及び高校生リーダーを育成する必要があります。

#### 【今後の方向性】

○周辺の市町村との交流の機会が少ない本町の青少年に、積極的に交流できる機会を提供するとともに、青少年のボランティア活動、社会参加活動等の促進を図ります。

○相互交流を通じて、異文化コミュニケーションの促進を図ります。また、より良い交流事業の推進に努めます。

#### 【指標】

指標	基準値	目標値
交流事業への参加者数	49人／年 (平成26年度)	60人／年 (平成36年度)

**指標設定の考え：**交流事業（海外派遣、神津島洋上セミナー、子ども国際交流音楽祭、若者交流事業）は、他地域の生活や文化に触れ視野を広め、その交流を深めようとする住民の意識の高まりを示すものであり、交流事業への参加者数を指標として、その増加を目指します。



**【施策と取組み内容】**

**1. 国際交流活動の継続と充実**

生活様式や文化の異なる人々との交流を通して、広い視野と知識をもった国際感覚あふれる人材の育成を図るとともに、多様な世界観を持つ地域リーダーの養成に向け交流を推進します。

**2. 外国の文化、語学教育の充実**

外国文化、外国語にふれる機会を増やすために、語学講座や外国文化講座などの実施を図ります。

**3. 他自治体の子どもたちとの交流機会の拡充**

都内の周辺自治体や、他県の自治体の子どもたちとの交流機会の拡充を図ります。

**4. 結婚対策事業の推進**

未婚の男女の出会いの場を提供する事業を周辺自治体と連携し、人々の出会いの場を創出していきます。

施策名	取組み内容
1. 国際交流活動の継続と充実	1) 交流事業の推進（海外派遣事業）
	2) 海外交流経験者の交流活動への参加促進
	3) 外国からの受け入れ態勢の充実
2. 外国の文化、語学教育の充実	1) 外国語講座や外国文化講座の推進
3. 他自治体の子どもたちとの交流機会の拡充	1) 神津島洋上セミナーの推進
	2) 子ども国際交流音楽祭の推進
4. 結婚対策事業の推進	1) 若者交流事業の推進



## 1) 奥多摩の教育の情報発信

### 【現況】

本町の小中学校は少人数教育を続けている中で、各校で特色ある学習を推進し、基礎学力を育むための補助事業（部活動補助を含む）を行い、奥多摩の自然を通じた体験学習や、学校給食センター栄養士等による食育を各校で取り入れながら、児童・生徒一人ひとりへの細やかな配慮や質の高い教育が行われています。また、そうした教育の状況を広報紙「奥多摩の教育」や奥多摩の教育指針である「奥多摩町の教育」の発行により周知・PRしています。

### 【問題点と課題】

奥多摩の教育を広く理解してもらえるよう、「奥多摩の教育」をより親しみやすく、わかりやすく発行することが必要であるとともに、町外に対する奥多摩教育の情報発信が必要です。

### 【今後の方向性】

- 恵まれた学校教育環境であることの認識と理解を深めるために、奥多摩における学校教育の情報を広く住民に伝えるとともに、広く町外への情報提供に努め、関心の高まりを醸成します。
- 子どもを持つ家庭が、奥多摩の教育を求めて移住する程の、質の高い奥多摩教育の維持・向上と、そのための情報発信に努めます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
子どもを持つ家庭の移住件数	0 件 (平成 25 年度)	延べ 10 件 (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 奥多摩の教育環境や教育制度の良さや魅力を町内外に情報発信して、1 件でも多くの家庭に移住してもらえるように広報します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 奥多摩教育の住民理解の促進と、対外的な PR の強化**

安心して教育を任せることのできる質の高い奥多摩教育の推進と、子どもを持つ家庭の定住化を促すために広く情報発信を行い、対外的な PR の強化を図ります。

**2. 教育環境の良さの魅力発信と定住化の誘致活動の促進**

優れた奥多摩教育を活用し、その情報発信により移住希望者への誘致活動を推進します。

施策名	取組み内容
1. 奥多摩教育の住民理解の促進と、対外的な PR の強化	1) 保護者への奥多摩教育の情報発信と意識改革の促進
	2) 「奥多摩の教育」や「奥多摩町の教育」の発行
	3) 奥多摩教育の広域的 PR 活動の実施
2. 教育環境の良さの魅力発信と定住化の誘致活動の促進	1) 子育て世代への奥多摩教育の魅力発信
	2) 町外へ向けての魅力情報発信





## 2) 新たな奥多摩教育の検討推進

### 【現況】

過疎化や少子化の影響により、本町では年々児童生徒数が減少しており、古里小学校の児童数は、平成 25（2013）年の 88 人から 5 年後の平成 30（2018）年には 56 人に、同様に氷川小学校は 82 人から 57 人と、両校合わせて約 35%の減少が見込まれています。また、古里中学校の生徒数は 47 人から 5 年後の平成 30 年には 40 人に、10 年後の平成 35（2023）年には 29 人に、氷川中学校は 35 人から 38 人に一時的に増加しますが、10 年後には 23 人と減少する見込みで、両校合わせて 10 年後には小学校と同様、約 35%の減少が見込まれたことから中学統合を進めたところ です。

教育環境の向上に向け、学校施設の改修、整備として外壁工事、木質化整備工事、維持補修工事を実施しているほか、教材備品（理科教材含む）や児童生徒用パソコンの整備、校務用コンピュータの整備を行い、効率的な運用を図っています。

核家族化は家庭での教育力の低下の要因にもなっていますが、家庭教育講座の開講や家庭教育に関する情報提供を行っているほか、教育相談の拡充の一環として、平成 25（2013）年 6 月に町教育委員会にスクールソーシャルワーカーの配置を開始しています。

### 【問題点と課題】

児童生徒数の減少による学校・学級の小規模化に伴い、教育課程の編成や学校行事、部活動等の運営に支障をきたしていることから、中学校は平成 27（2015）年 4 月に統合と決定しましたが、小学校については、まずそのあり方を検討して行く必要があります。

また、学校統合と併せ教育課程の見直しが必要であるとともに、教育内容の充実に向け、上級学校への進学を見据えた基礎学力の向上、高度情報化や国際化に対応した教育の推進、児童・生徒の保護者負担軽減の拡充、意欲ある教員の確保が重要となっています。

併せて、快適な学習環境の充実に向け、学校施設の老朽化対策を進めるとともに、情報化に対応した教育を今後とも進めるために、学校用コンピュータの定期的な更新が必要です。

### 【今後の方向性】

- 今後 10 年間は今以上の少子化の波にさらされながら、本町の教育を守り続ける必要があり、保護者だけでなく、地域を支える教育の在り方を、ひとりでも多くの住民が考え、共有する試みを進めます。
- 中学校統合後の円滑な学校運営を図るとともに、中学校の統合経過や、保護者、地域住民の意見を踏まえた小学校のあり方について検討します。
- 児童・生徒が充実した小中学校生活を送れるよう、教育内容や環境の充実を図るとともに、教育施設の整備を図ります。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
「奥多摩ならではの教育の実施」の満足度	52.8% (平成 25 年度)	70.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します		
全国学力学習状況調査平均正答率 (中学 3 年・応用 B 問題)	国語 B 国平均 +5.5% 数学 B 国平均 +5.0% (平成 25 年度)	国語 B 国平均 +10% 数学 B 国平均 +10% (平成 36 年度)
指標設定の考え：生徒の基礎学力の向上を図る学校教育の成果は、全国学力学習状況調査のポイントとして示されることから、全国学力学習状況調査平均正答率を指標とし、その平均点以上を目指します。		

**【施策と取組み内容】**

1. 保育園から中学校までの一貫的な教育の推進検討  
保育園から中学校までの一貫教育の可能性について研究を進めます。
2. 奥多摩教育を考える機会の拡充と参加の促進  
安心して教育を任せることのできる質の高い奥多摩教育の推進と、子どもを持つ家庭の定住化を促すために広く情報発信を行います。  
また、家庭・地域と学校の連携の強化に向けたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進するとともに、統合後の中学校の円滑な運営と、小学校のあり方について検討を行います。
3. 子どもの考える力を育む教育の充実  
児童・生徒の適切な成長を促す質の高い奥多摩教育の継続・向上を図ります。
4. 教育設備整備事業の充実  
奥多摩の学校教育内容や教育環境を支える校舎や学校施設の整備に努めるとともに、先端的な情報化教育を実現する ICT 環境の整備に努めます。
5. 保護者負担軽減の拡充  
家庭における教育費の増加を抑え、児童・生徒が学び続けるために、就学上の各種支援の継続と充実を進めます。

施策名	取組み内容
1. 保育園から中学校までの一貫的な教育の推進検討	1) 一貫した子どもの育成と教育の総合的な成長支援の強化
2. 奥多摩教育を考える機会の拡充と参加の促進	1) 統合後の中学校の円滑な運営と、小学校のあり方の検討 2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入 3) スクールソーシャルワーカーの活用
3. 子どもの考える力を育む教育の充実	1) 意思や感情、思考を子どもの年齢に合わせて育む教育の導入検討 2) 児童・生徒の基礎学力の向上と体験学習の充実 3) ICT教育の推進 4) ALTの活用による小学校低学年からの英会話教育の拡充 5) 伝統芸能の学校授業への拡充 6) 芸術や文化などに触れる機会の拡充
4. 教育環境の整備と支援の拡充	1) 部活動支援やスポーツ推進と、体力向上の推進 2) 学校と学校給食センターの連携による食育の推進 3) 小・中学校校舎や施設の維持と改修 4) 教育用コンピュータの整備 5) 特別支援教育の推進
5. 保護者負担軽減の拡充	1) 就学上の各種支援の継続と充実 2) 学校教育等における保護者負担の低減



第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

### 3) 奥多摩の教職員への支援

#### 【現況】

本町では、自然を活かした特徴ある奥多摩教育を進めるために、学校教職員の資質の向上に向け、転任教職員の町内視察研修並びに西多摩地域での合同研修、各学校での校内研修及び研究発表を実施しており、各学校に対しては研究指定校・奨励校を定め奨励費の支給、教材・教育指導書の充実を図っています。

#### 【問題点と課題】

東京都の人事政策により、一地域に長らく赴任する教職員が少なくなる中で、奥多摩の教育に熱心に取り組む教職員の確保が、教員異動の公募制を活用して、さらに必要となっています。

#### 【今後の方向性】

○熱心で優秀な教職員が多い奥多摩教育を維持するため、教員異動の公募制を活用して、奥多摩での教育を希望する教職員の積極的に確保するとともに、指導方法工夫改善加配による教員も継続して確保し、研究奨励費並びに教材・教育指導書の充実を図ります。

#### 【指標】

指標	基準値	目標値
公募による教職員の割合	32.0% (平成 26 年度)	75.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：奥多摩教育への理解と関心を町として高めることが、教員異動の公募制に応募する教職員の増加を促すことから、公募による教職員の割合を指標とし、その増加を目指します。		
教育研究指定校・奨励校の学校数	2 校 (平成 26 年度)	3 校 (平成 36 年度)
指標設定の考え：2 か年を研究期間とする教育研究指定校のほか、学校の志願により 1 年間指定する教育研究奨励校もあわせて指標とする。また、教職員への支援の充実を図り教職員の意欲を醸成し、毎年度、町内全ての学校において教育研究の推進を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 奥多摩教育を実施する教職員の充実と支援**

奥多摩教育を熱心に推進する教職員を確保するため、西多摩公募制度を活用します。また、学校における研究指定制度を充実し、教職員の育成を図ります。

施 策 名	取 組 み 内 容
<b>1. 奥多摩教育を推進する教員の確保と支援の拡充</b>	1) 教員異動の公募制を活用した意欲ある教員の確保
	2) 専科（美術等の教科専門）の教員（講師）の配置
	3) 指導方法工夫改善加配（習熟度別少人数加配）による教員の確保
	4) 学校における教育研究の奨励
	5) 教材・教育指導書の充実



## 4) 水源教育の実施

### 【現況】

昭和 13 (1938) 年 11 月 12 日に起工式を挙行し、昭和 32 (1957) 年 11 月 26 日、945 世帯の移転と工事における 87 名の尊い犠牲のもと、19 年余りの歳月と約 150 億円の総工費をもって完成した小河内ダムは、ダム上流域に降る雨や雪 (年間約 1,600mm) が丹波川、小菅川などに流れ込んで集まり、その集水域面積は約 263km<sup>2</sup> (都内区部面積の約 40%) の広がりがあります。

小河内ダムの完成当時、東京の水源は主に多摩川水系に依存していましたが、現在は東京都の水源の約 20% となっています。しかし、小河内ダムは東京都の独自水源として、利根川水系の渇水時や事故時には放流量を増やすなど、都民の安定給水の確保に重要な役割を果たしています。

従来、ダムができるまで生活していた多くの住民の協力により都民の水がめとして小河内ダムができ、またそれにより都民に対して安心を提供しているという誇りを、次代の子どものに伝える機会を提供しようとしてきましたが、現在も、小河内ダムは都民の緊急時の水がめとして東京都水道局により適切に管理されている半面、湖面の活用には積極的な対応を取らない状況が続いています。

### 【問題点と課題】

東京都水道局に対しては、これまでイベントやスポーツの活用を求めてきましたが、子どもたちの教育の一環として湖面を利用した教育の実施により、その意義を実体験させる機会を設ける必要があります。

### 【今後の方向性】

○東京都水道局や東京都教育委員会との連携や協議を踏まえながら、地域資源の活用という視点や、地域と学校との協力によって、小河内ダムに対する理解や水資源の保全の重要性の認識を、湖面を活用した教育プログラムにより推進することに努めます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「水源教育の実施」の満足度	— (平成 27 年度)	50% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 小河内ダム湖面を活用した水源教育の実施**

小河内ダムの湖面を活用した水源教育の実施に努めます。

施策名	取組み内容
1. 小河内ダムの湖面を活用した水源教育の実施	1) 都民の飲料水としての小河内ダムに対する理解と指導の拡充
	2) 水資源の保全の重要性を知る教育の拡充
	3) 湖面を利用した教育の実施





## 5) 家庭での教育力の強化

### 【現況】

子どもを持つ家庭が、安全・安心に子育てできるように本町では、奥多摩文化会館の隣接地に、平成23(2011)年4月1日から子ども家庭支援センター「きこりん」を開所しました。0歳～18歳未満の子育てを応援する「きこりん」では、地域みんなで子どもを守り、すべての親がゆとりをもって子育てができるように、子どもと家庭に関する総合相談やファミリー・サポート・センター、子育てサロン、ベビーマッサージ、リトミック、軽体操等のサービスを提供しています。

併せて、各地区にある子どもたちの遊び場に設置してある遊具は、点検を実施し、危険な遊具を撤去しているほか、奥多摩総合運動公園の遊具を改修するなどをして、利用者の安全の確保に努めています。

子どもたちの学習機会を提供するために、ブックスタート事業を行えるように図書館での乳幼児用図書の充実を図っています。

また、保護者と学校との連携強化を図るために講演会事業を行い、子育てや子どもの健全育成等について、学べる機会を設けています。

### 【問題点と課題】

町内各地区の遊具の点検を今後とも継続的に実施し、必要に応じて遊具の改修と危険な遊具の撤去を行うことによって利用者の安全の確保に努めることが必要です。

また、親を対象とした家庭教育講演会等多くの参加者を募るため、PR方法等の充実が必要です。

### 【今後の方向性】

○子どもたちが安全に、安心して楽しく遊び、学べる環境づくりを推進します。

○次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに、成長できるように親を対象とした学習機会と親子のふれあいの場をつくり、家庭教育力の向上を推進します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
「家庭教育への支援、推進」の満足度	49.4% (平成25年度)	60.0% (平成36年度)

指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。



**【施策と取組み内容】**

**1. 遊び場の確保**

子どもたちが安全に、安心して遊べる場の確保に向け、定期的な検査に基づく危険な遊具の撤去と改修を継続します。

**2. 学習機会の充実**

親同士のコミュニケーションの場となっている親子ふれあい事業の充実と、図書館における乳幼児期の図書の充実により、幼児期に学習の機会を提供します。また、家庭教育講座への興味・関心を高めるためにPRの拡充を図るとともに、家庭教育関係の情報提供の充実に努めます。

**3. 保護者と学校の連携強化**

保護者と学校の連携については、町PTA連絡協議会を通して、各学校の諸問題等の情報共有や問題解決を図っていることから、町が率先して運営等について支援します。

施策名	取組み内容
1. 遊び場の確保	1) 遊び場の整備と充実
2. 学習機会の充実	1) 親子ふれあい事業の推進（幼児英語教室等）
	2) ブックスタート事業の充実
	3) 家庭教育講演会等の充実
	4) 家庭教育関連資料の提供と啓発
3. 保護者と学校の連携強化	1) PTA連絡協議会への支援（講演会等）



# 誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり

## 1) 子どもの体力向上の推進

### 【現況】

夏・冬・春休みに各1回行う2泊3日の行事として子ども森林塾を開催し、身近な自然・森林を再認識する場を子どもたちに提供しています。

また、スポーツ推進委員による放課後スポーツ教室、小学生スキー教室や中学生による少年少女スポーツ大会（ビーチボールバレー）を実施するほか、青少年スポーツ団体の育成を図るためジュニアスポーツ教室として平成25（2013）年度は野球、卓球、バドミントン等の8種目を開催しています。

また、学校教育においては、小学校での林業体験学習を体験の森において実施するほか、山葵栽培の体験、ヤマメの養殖、中学校を含めた全校での椎茸栽培など、自然を通じた教育が進められています。また、体力向上の一環として、小学校においては「なわとび旬間」、中学校においては町駅伝大会への参加を継続して実施しています。

### 【問題点と課題】

全国的に見て子どもの体力が低下しているという問題があり、子どもたちの体力向上が課題となっています。指標の一つとして、毎年、全国の小中学校で実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」があげられますが、平成25（2013）年度において小中学校全学年合計点では、全国平均837.3点、東京都平均799.1点のところ、町全体830.9点と、全国平均は若干下回るものの、東京都平均は大幅に上回っています。学年によっては東京都平均を下回る学年もあることから、学校における体力向上の取り組みの継続はもちろんのこと、放課後の活動を含め地域でのスポーツ活動への取り組みも重要です。

### 【今後の方向性】

○子どもの体力向上を図ります。そのために、スポーツをする環境づくりに取り組みます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 小中学校全学年合計点	830.9点 (平成25年度)	842.0点 (平成36年度)
指標設定の考え：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」を指標として、小中学校全学年合計点の向上を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 子どもたちの誰もが参加できるスポーツ環境の充実**

子どもの体力に見合ったスポーツを楽しめるスポーツメニューの充実を図り、子どもたちの体力向上を図ります。

施策名	取組み内容
1. 子どもたちの誰もが参加できるスポーツ環境の充実	1) 子どものスポーツメニューの充実



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

## 2) ニュースポーツの積極的導入と推進

### 【現況】

スポーツ推進委員会で住民を対象にニュースポーツとしてノルディックウォーキング教室を開催し、また、子どもを対象とした放課後スポーツ教室において、ビーチボールバレーやドッチビーの教室を開催しています。

### 【問題点と課題】

スポーツは住民の健康づくりに適した活動ですが、そのためにはスポーツ教室やイベントを開催しスポーツの普及をさらに推進する必要があります。

### 【今後の方向性】

○体を動かすことは住民の健康づくりにも欠かせないことであり、子どもだけでなく、ニュースポーツの導入などにより、大人も積極的にスポーツに参加するまちづくりを推進するとともに、指導者の招へいや育成が必要です。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
軽スポーツ及び少人数スポーツの導入数	1 種目 (平成 25 年度)	3 種目 (平成 36 年度)
指標設定の考え：軽スポーツ及び少人数スポーツの導入は主にスポーツ推進委員会が担っており、人気がない等のスポーツは参加者が少なく事業を継続することができないことから、スポーツ推進委員会で導入し継続して実施している種目を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 誰でもできるスポーツの紹介と指導者の招へいと育成**

住民の健康づくりの促進と住民相互の交流機会の向上に向け、スポーツイベント等でのスポーツの紹介を行うとともに、ニュースポーツ指導者の招へいを図ります。

また、多くの住民がスポーツ活動に参加できるように、軽スポーツや少人数でもできるスポーツの導入を進めます。

**2. スポーツへの参加促進のための広報の強化**

住民が積極的にスポーツ活動に参加するよう、広報紙やその他の媒体を活用します。

施策名	取組み内容
1. 誰でもできるスポーツの紹介と指導者の招へいと育成	1) 軽スポーツや少人数スポーツの導入促進 2) スポーツ指導者の招へい
2. スポーツへの参加促進のための広報の強化	1) 広報紙等での紹介や案内の充実



### 3) スポーツ関係団体の連携

#### 【現況】

本町のスポーツやレクリエーションを推進する団体として、奥多摩町体育協会とスポーツ推進委員会があり、体育協会では各種スポーツ大会（綱引き大会、軟式野球大会、卓球大会、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、駅伝競走大会等）を開催しています。

また、スポーツ推進委員会ではハイキングやビーチボール教室の開催等、体育協会で実施していないスポーツやニュースポーツの導入を行っています。

町と体育協会及びスポーツ推進委員会が連携している事業としては、歩く大会や町民体育祭、加藤旗駅伝大会があります。

#### 【問題点と課題】

スポーツ指導者が高齢化しており、指導者の確保や育成、並びにスポーツ団体の育成と活動を支援する必要があるとともに、町内のスポーツ活動の更なる活性化を図るには住民との協働が不可欠です。

#### 【今後の方向性】

○スポーツに関連する団体や住民との協働を進め、効果的な活動を町全体で行います。

#### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
スポーツ関係団体の連携事業数	3 事業／年 (平成 25 年度)	6 事業／年 (平成 36 年度)
指標設定の考え：複数のスポーツ関連団体の連携が本町のスポーツの振興を促進することを示すものであり、スポーツ関係団体の連携事業数を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. スポーツイベントや活動の協力体制の充実**

スポーツイベントを定期的で開催するとともに、スポーツ関連団体の連携強化により、効率的なスポーツ活動の展開を促進します。

**2. スポーツ団体への活動支援の強化**

スポーツ団体への財政面も含めた支援を推進するとともに、スポーツ関連団体の連携強化や活動支援を行います。

施策名	取組み内容
1. スポーツイベントや活動の協力体制の充実	1) スポーツイベントの実施
	2) スポーツ関連団体の連携強化
2. スポーツ団体への活動支援の強化	1) スポーツ団体の育成と支援





## 4) 施設活用の充実

### 【現況】

本町の運動施設には、奥多摩総合運動公園、スポーツコミュニティ会館（奥多摩スポーツコミュニティ会館、日原スポーツコミュニティ会館）及びスポーツ広場などがあります。

各種スポーツの振興のため本町では、奥多摩総合運動公園、スポーツコミュニティ会館の利用促進や、町立小中学校の校庭・体育館、古里小学校プールの開放を行っており、夏季期間の観光施設への優先的な開放に向けて、限られている施設の調整を図りながら効率的に開放事業を実施しています。

また、利用者の利便性の向上に向け、奥多摩総合運動公園のグラウンドの芝生化や、だれでもトイレの設置を行っています。

### 【問題点と課題】

利用者の利便性とサービスの向上を図るために、運動施設の使用許可等ソフト面の改善や、施設・設備の老朽化がみられており、計画的な修繕、改修が必要となっています。

### 【今後の方向性】

○スポーツ関連施設の環境整備を進めるとともに、老朽化が進むスポーツ関連施設の整備を計画的に進め、利用者の利便性の向上を図ります。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
学校開放施設、スポーツ関連施設の利用者数	35,953 人／年 (平成 25 年度)	37,000 人／年 (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 住民が活用しやすい学校開放施設やスポーツ関連施設づくり（運営や整備等）の推進が利用者の増加につながるものであり、スポーツ環境の向上を示すことから、学校開放施設、スポーツ関連施設の利用者数を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 学校開放施設、スポーツ関連施設の充実**

学校開放施設やスポーツ関連施設の整備を進めるとともに、住民が一層使いやすくするための改善を図ります。

施策名	取組み内容
1. 学校開放施設、スポーツ関連施設の充実	1) 小中学校開放施設やスポーツ関連施設等の整備と充実
	2) 施設利用の利便性の向上



第1編  
概要

第2編  
基本構想

第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

## 1) 郷土芸能団体と行政の協力による、郷土芸能の保全

### 【現況】

かつて本町には 20 の地区毎に獅子舞等の伝統芸能が守られてきましたが、近年、十分な活動が出来ていない芸能保存団体もあります。これまで地域文化を継承するために、郷土芸能の映像による保存は順調に推移しているものの、どの芸能保存団体にとっても若者をはじめ人材が不足しており、伝統芸能の継承には苦慮しています。

### 【問題点と課題】

本町の伝統芸能の保存映像は、その多くが VTR で保存されていますが、データメディアの変化に伴い、デジタル化を進める必要があります。

併せて、過疎化が進む中で伝統文化の継承、後継者の育成はどの芸能保存団体にとっても大きな課題となっており、全町的な統一した対策が必要となる段階となっています。

### 【今後の方向性】

- 本町の郷土芸能を次代に確実に継承するために、映像化（データ化）はもとより、芸能保存団体に任せるだけでは消滅の危機に瀕してしまう地区においては、町の責任での対応策を推進します。
- 奥多摩町が奥多摩町らしくあり続けるために、獅子舞等の郷土芸能の衰退は是非とも避けなければならないため、地域や地区の垣根を越えた抜本的な対策を図ります。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
芸能保存団体数（維持）	20 団体 （平成 26 年度）	20 団体 （平成 36 年度）

**指標設定の考え：** 町内各地区に残る郷土芸能団体の維持が、地域の歴史や文化等を適正に後世へ伝える環境づくりを示すものであり、芸能保存団体数を指標とし、基準値の維持を目指します。



**【施策と取組み内容】**

**1. 郷土芸能大会の実施**

地区毎でなく、全町合同でイベント等の実施を試行し、郷土芸能の継承を図ります。

**2. 児童、生徒による継承事業の実施**

児童、生徒による演奏体験や伝統芸能の学校授業への導入を図ります。

**3. 地域文化の積極的な継承**

郷土芸能を次代に確実に伝えるためのデータの保存・整備を進めます。また、地区単位での継承が難しい状況となっている郷土芸能に対しては、町としての継承活動を検討します。

施策名	取組み内容
1. 郷土芸能大会の実施	1) 全町合同のイベント等の実施
2. 児童、生徒による継承事業の実施	1) 郷土芸能の継承体制の整備と推進
	2) 児童、生徒による演奏体験の推進
	3) 伝統芸能の学校授業への導入
3. 地域文化の継承	1) 郷土芸能映像の保存



## 2) 奥多摩の郷土芸能の情報発信

### 【現況】

本町は、郷土芸能が豊富にあります。天保時代（1830～44年）に考案された箱車（内部に車輪が3つ組み込まれているロクロ車）に黒衣で腰を掛け、手足の指を巧みに使い、浄瑠璃の語りに合わせて人形を一人遣いで操る「川野の車人形」、小丹波おはやし（こ組囃子連）や南氷川おはやしのほか、八雲神社獅子舞、海沢獅子舞・神楽、奥氷川神社獅子舞、白髭神社獅子舞、元栖神社獅子舞、棚沢獅子舞、山祇神社獅子舞、根元神社獅子舞、青木神社獅子舞、一石山神社獅子舞、小河内神社鹿島踊り・獅子舞・花神楽などが各神社や集落毎に毎年行われています。

その中で、小河内神社鹿島踊りは、国指定重要無形民俗文化財であり、奥多摩湖（小河内ダム）の完成に伴い全戸転出した小河内南岸の日指、岫沢、南、三集落の祭礼に上演されるもので、祇園踊りともいわれますが、現在は後継者不足により町外転出者の協力を得て保存されています。

このように本町の郷土芸能の存続は厳しい状況に置かれていますが、これまで数度にわたり郷土芸能パンフレットの作成を行い、その紹介に努めています。

### 【問題点と課題】

本町は郷土芸能の宝庫と近年認識されており、興味・関心の高まりがみられるものの、町のホームページで紹介はしているものの、町外への積極的な情報提供をしていないことから、より一層興味・関心を持たれる情報提供の手段と方法を充実することが求められています。

### 【今後の方向性】

○奥多摩の郷土芸能の情報発信に取り組むとともに、多くの人の目に触れる環境づくりを進めます。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
郷土芸能ホームページへのアクセス件数	－ (平成27年度)	500件/月平均 (平成36年度)
指標設定の考え：町ホームページに設ける郷土芸能関係のリンクページへのアクセス件数を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 情報発信の強化**

町内の郷土芸能団体への活動支援を積極的に行うとともに、郷土芸能品の整備拡充にも支援を行います。

また、郷土芸能のまち奥多摩の興味・関心を高めるため、インターネットやパンフレット等を活用し情報発信を行います。

**2. 対外的な宣伝活動の強化や観光施策との連動**

郷土芸能品（獅子、笛、太鼓等）を町内の公共施設で常設展示することにより、その管理・保全を強化するとともに各種イベントを開催し、郷土芸能の周知を図ります。

施策名	取組み内容
1. 情報発信の強化	1) インターネットによる PR 映像提供
	2) 郷土芸能のパンフレット作成・配布
2. 対外的な宣伝活動の強化や観光施策との連動	1) 郷土芸能品の管理、保守点検の強化
	2) 広報（PR 活動）や各種イベントの開催



### 3) 奥多摩芸術の情報発信

#### 【現況】

奥多摩文化会館では、奥多摩町文化団体連盟を中心に文化芸術展が毎年開催されるほか、表現活動の発表会も同時期に開催しています。

また、文化活動の拠点としての役割も果たしており、そこでは小中学校の児童・生徒の作品を展示する奥多摩展も毎年開催されています。

本町には文化・芸術関連の作家も多く居住していますが、町では作家団体の O AFC（奥多摩アートフェデレーション）と共同事業「おくてん（奥多摩アートフェスティバル）」を実施しています。

「おくてん」は本町で活動する芸術家等が、自らのアトリエ、工房、ギャラリー等を開放する 1 か月間にわたるアートの祭典であり、町外の多くの人たちからも関心が寄せられるイベントとして定着しています。

#### 【問題点と課題】

各種団体が芸術文化活動を更に活発に展開していくために、活動の支援を行うとともに、作家団体と連携した事業を充実させていく必要があります。

また、芸術作家が多く暮らす本町ですが、芸術活動の情報発信は不十分であり、今後一層対外的な広報活動を展開し、その周知を図る必要があります。

#### 【今後の方向性】

○奥多摩町は、芸術を育みやすい環境にあり、多くの芸術家が居住しています。しかしながら、その力を十分に活用していないのが現状であり、奥多摩芸術の発信と交流の充実が必要です。併せて、新たな芸術家が本町で活発に活動できる環境づくりが必要です。

○各種団体の活動を支援し、併せて、芸術家の団体等と連携し芸術文化の振興を推進します。また、芸術文化振興、人口対策、観光振興に資するために、芸術家用アトリエ付住宅を検討します。

#### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
おくてん（奥多摩アートフェスティバル）への来場者数	3,272 人／年 （平成 25 年度）	4,000 人／年 （平成 36 年度）
指標設定の考え：おくてんは町全体でひとつのアートづくりを進める象徴であり、その政策の進捗は来場者により示されることから、おくてんへの来場者数を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 芸術情報の発信強化**

芸術のまち奥多摩の興味・関心を高めるため、奥多摩芸術に関するホームページやパンフレットを充実し、町内外へのPRや周知を図ります。

**2. 町全体でひとつのアートづくり**

町内の文化関連団体への活動支援を行うとともに、町内居住の芸術家の活動支援を行います。また、町内への居住を促すためにアトリエ付住宅の検討を進めます。

施策名	取組み内容
1. 芸術情報の発信強化	1) ホームページやパンフレットの充実（おくてん等）
2. 町全体でひとつのアートづくり	1) 文化団体等各種団体への活動支援
	2) 作家団体との共同事業（おくてん）の実施と住民のコラボレーションの推進
	3) アトリエ付住宅の検討





## 4) 美術館等の環境整備

### 【現況】

本町の文化活動の拠点施設として、奥多摩文化会館、せせらぎの里美術館、日原ふるさと美術館、奥多摩水と緑のふれあい館があります。

せせらぎの里美術館は、江戸末期に建てられた純和風奥多摩の民家を一部移築しており、絵画を始め、美術、工芸品など、奥多摩をはじめ多摩地域に縁のある作家や作品を幅広く展示しています。誰もが訪れやすい奥多摩のよさを実感できる美術館として憩いとくつろぎを提供しています。

また、日原ふるさと美術館は、芸術文化の向上と旧日原小学校の跡地の有効活用及び地域の振興を図ることを目的に開館しましたが、奥多摩町森林館と併せて地域エコミュージアムの中核をなし、町の文化芸術の振興に大きく寄与しています。

奥多摩水と緑のふれあい館は、東京近代水道 100 周年及び小河内ダム竣工 40 周年の記念事業として、東京都水道局と奥多摩町の共同で旧奥多摩郷土資料館跡地に建設し、平成 10（1998）年 11 月にオープンしました。奥多摩の豊かな自然・ダムの仕組み・水の大切さなどを紹介しながら、東京都の水源地である奥多摩町と、水道を利用する都市住民との交流を図ることを目的に、奥多摩町の歴史・文化・郷土芸能・地場産業等の紹介及び企画展示を行い、都市と山村のふれあいの場をつくるため事業運営を行っています。

また、施設管理、展示施設、来館者サービスに関する委託を行い、施設の設置目的に合う施設運営を行っていますが、近年海外からの旅行者が増加しています。

### 【問題点と課題】

施設の周知を一層強化するとともに、多くの人々が訪れる環境の整備が必要です。

奥多摩水と緑のふれあい館は、施設及び展示施設の老朽化や来館者が減少しており、管理や保守点検を充実するとともに、来館者のニーズに合った運営を更に進める必要があります。

### 【今後の方向性】

- 住民の誰もが知り訪れる美術館づくりに向け、施設の周知や芸術作品の展示にふさわしい展示施設の整備とスペースの拡充を推進します。
- 水源地である奥多摩町と水道を利用する都民との交流の促進により、水と緑のふれあい館への来館者の増加を図るとともに、奥多摩の歴史等の理解を深めてもらうことを目的に、魅力的なイベントの開催、展示施設の整備を図ります。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
せせらぎの里美術館への来館者数	2,672 人／年 (平成 25 年度)	3,000 人／年 (平成 36 年度)
<p><b>指標設定の考え：</b> 憩いとくつろぎを提供する文化・芸術の拠点の一つとして、奥多摩のよさを実感できる環境を提供し、その満足の広がりを利用者数に示されることから、せせらぎの里美術館への来館者数を指標とし、その増加をめざします。</p>		
奥多摩 水と緑のふれあい館への来館者数	200,000 人／年 (平成 25 年度)	220,000 人／年 (平成 36 年度)
<p><b>指標設定の考え：</b> 来館者の意見を把握し企画を充実することが本町の自然や水の大切さを伝えることとなり、その試みが利用者数に示されることから、奥多摩 水と緑のふれあい館への来館者数を指標とし、その増加を目指します。</p>		

**【施策と取組み内容】**

**1. 住民の誰もが知り訪れる環境づくり**

各種イベントの充実を図るとともに、広報活動を積極的に行うことによって来館者の増加を図ります。

**2. 美術館等展示施設の整備**

芸術作品の展示にふさわしい展示施設の整備と展示スペースの拡充を進めます。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 住民の誰もが知り訪れる環境づくり	1) 町内美術館の PR の充実
2. 美術館等展示施設の整備	1) 展示施設の整備と展示スペースの拡充
	2) 施設管理、保守点検の実施

## 5) 美術品等の保管場所の確保

### 【現況】

本町は、倉田三郎氏から 1,967 点の油絵、墨彩画、スケッチ等を、福島重徳氏から 53 点の絵画を、佐久間玉溪氏から 33 点の書などの多くの寄贈を受けた作品を所有しています。これ以外にもスペースの問題から町立図書館に配置できない図書なども年々多くなっています。

また、各家庭でも雛人形や絵画等の作品など、長くしまわれたままの美術品が多くある中で、家庭での保管が難しくなっており、個人で所有するのではなく広く公開したいとの思いから、町等への提供の申し出が多くなっています。

### 【問題点と課題】

現在、日原や南氷川の保管庫で絵画等の作品を、また、個人の方が所有している蔵を借用するなどして、これら寄贈を受けた美術品の保管をしています。しかし、年々増加する美術品等を適切に管理・保管する場所が不足しており、その確保が必要となっています。

### 【今後の方向性】

- 廃校や使用されていない町有施設、町有地などのスペースを活用し、寄贈された美術品・工芸品・図書等の適切な管理・保管を進め、せせらぎの里美術館や日原ふるさと美術館の定期的な展示替えによる入館者の増員や、住民の図書リクエストに迅速に対応するなど読書活動の推進を図ります。
- 多くの雛人形を確保し、毎年開催しているひな人形展をさらに盛大に実施することで、広く町内外の方に公開します。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
美術品等の保存点数	2,100 点 (平成 25 年度)	2,500 点 (平成 36 年度)
<p><b>指標設定の考え：</b> 保管場所の確保により美術品等の保存が数多くでき、数多く保存することによって、活用の幅も広がることから保存点数を指標とし、その増加を目指します。</p>		

**【施策と取組み内容】**

**1. 美術品等を保管するための未使用町有施設等の活用**

美術品等の保管場所の検討と確保に努め、美術品等の散逸や劣化及び損傷を防ぐことで、これら美術品等の有効な活用を図ります。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 美術品等を保管するための未使用町有施設等の活用	1) 美術品・工芸品等の保管と保管施設の整備



## 6) 文化財の保全と継承

### 【現況】

現在本町には、国指定文化財が2件（有形民俗1件、無形民俗1件）、東京都指定文化財が13件（有形2件、無形民俗3件、無形民俗2件、史跡名勝天然記念物6件）、町指定文化財が61件（建造物4件、有形41件、無形10件、史跡名勝天然記念物6件）あります。

町指定文化財の新指定については、文化財保護審議会と連携し、継続して調査を進めながら歴史的価値等を勘案し指定に向け協議しています。町内の文化財は、水と緑のふれあい館や青目立不動尊展示施設で常時公開し、郷土芸能についても、地域の例祭のみならず各種イベントで公開していますが、文化財の電子化については、データメディアの変化が激しいことから事業が進んでいない状況です。

また、奥多摩の生きた文化財である巨樹等の紹介と理解の促進を図る奥多摩森林館は、平成6（1994）年10月1日にオープンし、平成7（1995）年度から通年開館で運営していますが、来館者は日原鍾乳洞等周辺の施設を含め年々減少傾向にあります。そのため、開館後20年が経過し建物の老朽化、設備の劣化も目立つようになる中で、目標とした集客は得られておらず、その現状を打開するために体験学習的な目的を持つ巨樹を巡るコースの整備を進め平成23（2011）年には3コースを新設しましたが、現在、林道閉鎖等により進展しない状況にあります。

### 【問題点と課題】

町に現存する文化財のうち、歴史的な価値を有すると考えられる多くの資料はすでに町の指定となっていることから、今後は歴史的視点のみならず、生活文化の視点に立った検討も加えて検討する必要があり、広い視点から資料調査を実施することが必要です。

また、文化財の公開については、所有者等とも協議しながら今後も積極的に公開することが必要です。併せて、指定文化財の案内板の中には老朽化し改修が必要となるものも多く見られています。

奥多摩森林館は、日原地区の振興の中で役割等を明確にするとともにその方向性も含め見直し、適宜改修を行うとともに、巨樹コースは、その価値を高めるためにも今後の林道の整備状況を見ながら進める必要があります。

### 【今後の方向性】

○新たに指定する文化財について、幅広い視点に立ち調査・検討するとともに、案内板等を計画的に整備し、来訪者に魅力ある文化財巡りを提供します。併せて、電子化された文化財メディアを広くホームページ等で公開します。

○日原全域を巨樹ミュージアムと位置付け、これに伴う施設の整備を進めるとともに、様々なイベント等に地域を挙げて取り組みます。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
「文化財の保護と活用」の満足度	56.9% (平成 25 年度)	65.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		

**【施策と取組み内容】**

**1. 文化財の保護と活用**

町内にある文化財の保存・活用に関し必要な調査・研究を進めるとともに、文化財の公開・活用を積極的に推進します。そのため、指定文化財の管理と整備に努めます。

**2. 文化財関連施設の整備・充実**

奥多摩森林館の周知を図るとともに、巨樹ミュージアムを紹介する機能の充実に努めます。また、生きた文化財である本町の巨樹を体験するコースの増設と、それに併せた日原地区におけるエコ・ツーリズムを推進します。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 文化財の保護と活用	1) 文化財の公開・活用の推進と新たな文化財の発掘
	2) 案内板の差し替えや、指定文化財の管理・整備
	3) 歴史民俗資料の調査と資料集の刊行
2. 文化財関連施設の整備・充実	1) 巨樹ミュージアムとしての森林館の整備と改修
	2) 巨樹・巨木コースの充実及び整備の推進
	3) 地域と連携した日原版エコ・ツーリズムの推進



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



第4章

# みんなの力がつながる観光・産業づくり

## あによお やんべえ おくたま

第1節

### 住民が元気になる交流観光づくり

第2節

### 奥多摩ならではの地域産業の推進

第3節

### 観光・産業づくりを推進する力の強化



## 1) 住民が元気になる交流観光づくり

### 【現況】

本町には豊かな自然を求める観光客が数多く訪れ、年間の観光入込客数は176.5万人（平成24（2012）年調査）と推計されています。

観光が及ぼす地域経済への波及効果は大きいことから、地域活性化の核として観光づくりに取り組んでいます。

### 【問題点と課題】

過疎と高齢化が進行する中で、住民自らが観光づくりに参画し、観光客と住民との交流などを通じて、観光魅力づくりが推進される意義は大きく、今後とも一層の住民参画と協働の観光づくりの展開が必要です。

### 【今後の方向性】

○観光ビジョン（おくたま観光スピリット21）が目指す「住民が楽しく暮らせるまち」を基本理念に、観光づくりの展開を図ります。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
観光客数（西多摩地域入込観光客数調査）	176.5万人／年 （平成25年度）	200万人／年 （平成36年度）
<b>指標設定の考え：</b> 観光資源の発掘、交流観光の推進、住民協働の観光づくりの展開により、観光客数の増加につながることから、観光客数を指標としてその増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 地域の再発見活動から観光資源の発掘**

町内の21自治会各々で、奥多摩山里歩き絵図（21の宝さがし）の作成を継承し、歴史文化、伝統食などの掘り起こし、地元を再発見する住民自らの活動を進めます。

また、奥多摩山里歩き絵図を基礎にして、地域に昔からあるありのままの風景、自然や歴史、山の暮らしを訪ねて、楽しみながら歩く小経（こみち）であるフットパスとしての整備と活用を図ります。

**2. 交流観光の推進**

「外から人が訪れることで、地域の人たちが元気になる」観光づくりを推進するとともに、訪れる人にとって「地域の人たちとの交流が魅力となる」観光づくりを進めます。

**3. 住民参画と協働の観光づくりの展開**

地域住民が主体的に参画し、地域内外の交流と協働による観光づくりを展開します。また、観光関連事業者や従事者の育成とおもてなしの心の実践を進めます。

施策名	取組み内容
1. 地域の再発見活動から観光資源の発掘	1) 奥多摩山里歩き絵図（21の宝さがし）の活用
	2) 山里歩きフットパスの整備と活用
2. 交流観光の推進	1) グリーン・ツーリズムの全町展開（再掲）
	2) エコ・ツーリズムの推進
	3) 森林セラピー事業の推進（再掲）
3. 住民参画と協働の観光づくりの展開	1) 観光ビジョン策定委員会提案事業の推進
	2) 花の里づくり事業の推進
	3) 観光客宿泊誘致の支援
	4) クリーンキャンペーンの実施
	5) 観光従事者の育成
	6) 観光ガイドの連携と交流
	7) 観光協会の育成

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

## 2) 健康と癒し環境の提供

### 【現況】

本町では、奥多摩型のグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム、森林セラピー事業など、体験・学習と交流、健康づくりなどの新たな活動ニーズへの対応を進めています。

特に森林セラピー事業では、町内の豊かな森林環境を活用し、住民や来遊者の健康増進を図るため事業を展開しています。

また、東京都の指定管理者として、自然公園施設である山のふるさと村の体験施設及び宿泊施設の運営管理を受託しています。本施設では、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうための自然体験及び自然の大切さを知ってもらうための活動、都民の健全なレクリエーションの場を提供することを目的にし、来園者に親しまれる事業を運営しています。

併せて、奥多摩都民の森の宿泊体験施設並びに体験の森の管理運営も受託しています。平成5（1993）年の開設当初の目標である、都民に対し森に関する理解を深めるための体験活動についてはある一定の成果を遂げています。さらにこの経験を踏まえ、東京都水道局の多摩川水源林隊や、町内外における森林ボランティア活動のリーダー（奥多摩山仕事の会他）として活躍しています。

### 【問題点と課題】

グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム、森林セラピー事業など、本町の環境と資源を活かしながら、環境保全を重視する癒しの観光づくりを進め、活動の普及・定着を図っていく必要があります。

山のふるさと村は、年ごとに入園者数が減少傾向にあり、その目的や機能、可能な活動についての新たなPR方法と情報提供が必要になっているとともに、集客へのイベント企画の強化などが必要とされています。また、オープンより施設が20年以上経過して、設備の老朽化が進んでおり、東京都への施設設備等改修の要望とそのための協議が必要となっています。

奥多摩都民の森は、東京都より宿泊稼働率の向上が求められるものの、ホームページを通じての広報と情報提供、年間数回（3～4回）掲載される都広報のみの宣伝に頼った集客となっています。今後は、東京都の予算拡充に対する要求と新規事業提案による新規予算の確保に向けた要望を継続して提出していく必要があります。

### 【今後の方向性】

- 知名度向上への対策を推進するとともに、新たなイベント企画開発などにより、利用者の増加を図ります。
- 山のふるさと村の運営管理体制の強化と施設の改修を進め、来園者の安全性向上を図ります。
- 奥多摩都民の森の体験の森のエリア内整備と充実、適正な管理体制の強化を図ります。また、園内の安全設備の改修を図り、利用者の安全性の向上を図ります。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
森林セラピー事業年間利用者数	1,500人/年 (平成25年度)	3,000人/年 (平成36年度)
<b>指標設定の考え：</b> 本町の森林セラピー事業の利用者の増加が、自然を活用した健康と癒し環境を提供する地域イメージの向上を示すことから、森林セラピー事業年間利用者数を指標とし、その増加を目指します。		

**【施策と取組み内容】**

**1. 森林セラピー事業の推進と健康と癒し環境の保全**

自然に包まれて、ゆったりと何もしなくとも時間を過ごすだけでリフレッシュできる環境を提供するとともに、その環境の維持に努めます。

また、森林セラピー事業については、徐々に浸透していますが、更なる推進を図るためには広報活動が重要であることから、官・学研究機関、NPO法人、国際学会等を通して広くPRし、企業や公的団体に働きかけ、森林セラピー事業の拡大を図ります。

併せて、奥多摩駅から近く、多くのハイカーが訪れる愛宕山周辺の環境整備に関する関係機関への要請を行うとともに、周囲の遊歩道を整備し、多くの観光来遊者を誘致します。

**2. 山のふるさと村の適切な管理**

来園者及び体験利用者のニーズ把握と施設のPRに努め、来園者の増加を図るとともに、園内の運営管理体制の強化と施設設備改修を積極的に要望し整備の促進に努め、来園者の安全な園内利用の向上を図ります。

**3. 奥多摩都民の森の適切な管理**

体験活動参加者のニーズ把握と参加者を通じた活動や施設のPRに努めるなど、参加者の増加を図るとともに、体験の森の森林整備計画を提案し、計画に沿った適正な管理を図るとともに、園内施設の安全施設整備の促進に努めます。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 森林セラピー事業の推進と健康と癒し環境の保全	1) 森林セラピー事業の推進
	2) PR活動の促進による新たな顧客の確保
	3) 遊歩道の整備（再掲）
	4) 愛宕山及びその周辺環境の活用
2. 山のふるさと村の適切な運営管理と整備	1) 管理運営業務計画による適正運営管理の充実
	2) 委託事業者（各財団）との連携、施設管理の充実
	3) 園内定期的巡視の強化
	4) 施設内設備更新及び安全対策施設整備促進
3. 奥多摩都民の森の適切な管理	1) 体験の森の森林整備計画による適正管理の充実
	2) 外部調査の導入
	3) パトロールスタッフとの連携
	4) 体験の森管理の委託事業者との協力連携
	5) 施設内安全施設の整備

### 3) アウトドア活動の拡充

#### 【現況】

近年の登山ブームにより登山者が増加しており、本町では定期的なイベント事業の実施に力を入れて誘客を図るとともに、近隣市町村との連携により広域的な観光 PR やイベントを実施しています。

また近年では、ボルダリング（岩山のフリークライミング）、ラフティング（ゴムボート：ラフトを使用した川下り）、キャニオニング（滝滑り、天然のウォータースライダー）、ツリークライミング（専用のロープや安全保護具を利用して木に登り、自然との一体感を味わう体験活動）等のアウトドアスポーツが盛んに行われるようになっていきます。

#### 【問題点と課題】

登山道や遊歩道等の安全性の向上を図るために、本町では環境整備を積極的に推進していますが、ボルダリング、ラフティング、キャニオニング、ツリークライミング等のアウトドアスポーツへの利用者の増加に対しては、その状況の把握や安全性の確保等の対策の充実に努めるとともに、これらのニーズに対応する環境整備の推進が求められています。

#### 【今後の方向性】

○四季を通じてのトレッキングに加え、各種アウトドア活動団体との連携を図り、森林や多摩川等の渓谷、白丸ダムなどをフィールドとする、アウトドア活動を実践するための環境づくりを推進します。

#### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
アウトドアスポーツの活動者数	28.8 万人 (平成 25 年度)	43.0 万人 (平成 36 年度)
指標設定の考え：平成 25 年中の登山、ハイキング者数と合せ、平成 36 年度までに新たにボルダリング、ラフティング、キャニオニング、ツリークライミング等新しいアウトドアスポーツ活動を含めた活動者数を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. アウトドア活動の多様な展開**

森林や渓谷、白丸ダムなどをフィールドとする新たなアウトドア活動の場として、自然を大切にしつつ活動できる場を推奨します。

施策名	取組み内容
1. アウトドア活動の多様な展開	1) 多様なニーズに対応したアウトドア活動の推進
	2) アウトドア活動の環境づくりの推進



## 4) 交通、宿泊施設等受け入れ環境の整備

### 【現況】

本町では、外国人旅行者にも適応した鳩の巣荘の改築をはじめ、様々な観光客のニーズに対応した施設整備を進めており、温泉施設では、奥多摩温泉もえぎの湯に加えて新たに小河内振興財団が設立され、鶴の湯温泉の活用が広がっています。

また、東京都の指定管理者として、自然公園施設である奥多摩湖畔公園山のふるさと村と奥多摩都民の森（体験の森）の宿泊及び体験施設の管理運営を受託しています。

### 【問題点と課題】

日帰り観光客は増加の一途を辿っていますが、観光企画面の強化やイベント事業の内容充実や、さらには平成32（2020）年の東京オリンピック開催を見据えた外国人旅行者の誘致により、多様な観光客の増加を図るとともに、日帰り主体の観光から宿泊客の増加をもたらす滞在型観光の推進、冬季の観光客誘致が課題となっています。

また、JR 青梅線の各駅や登山口、各観光拠点などに整備されている観光用公衆トイレの再整備が必要とされる箇所もあり、定期的な改修を進めています。

### 【今後の方向性】

○宿泊業者及び（一社）奥多摩観光協会との連携により、宿泊観光客の増加及び外国人旅行者の誘致を図るとともに、観光客に優しい安全な交通環境の整備を推進します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
宿泊観光客数	16.2万人 (平成25年度)	21.0万人 (平成36年度)

**指標設定の考え：**観光施設の整備並びに宿泊事業者と（一社）奥多摩観光協会との事業連携の強化が宿泊利用者の増加を示すものとして、宿泊観光客数を指標とし、その増加を目指します。



**【施策と取組み内容】**

**1. グローバル社会に対応した、観光受入環境の整備推進**

電車とバスの接続、観光公衆トイレの改修、駐車場の整備など、観光客の利用を考えた基礎的な環境整備を進めます。

**2. 車規制や交通手段の検討**

狭い道路、駐車場が無いなどの制約がある中でマイカーを使わない奥多摩の観光を検討します。

**3. 自転車利用の環境整備**

施設や拠点間をつなぐ自転車通行を考えたルート整備など、自転車に優しい、安全な環境づくりを推進します。

**4. 観光施設の充実**

観光客のニーズに対応した施設の機能整備、外国人旅行者にも対応した案内看板等の多言語化や観光トイレの環境整備など受け入れ環境面の整備と充実を図ります。

施策名	取組み内容
1. グローバル社会に対応した、観光受入環境の整備推進	1) 公共交通機関間の連携推進
	2) バイオマストイレ等観光用公衆トイレの推進（再掲）
	3) 観光用駐車場の拡充
	4) 宿泊事業者と観光協会との事業連携の推進
2. 車規制や交通手段の検討	1) マイカーを使わない観光の検討
3. 自転車利用の環境整備	1) 自転車にやさしいルートの検討
	2) 自転車にやさしい環境の整備
4. 観光施設の充実	1) きれいな観光トイレの実現（再掲）
	2) 観光施設の整備
	3) 遊歩道の整備（再掲）
	4) 外国人旅行者の誘致





## 5) 観光商品企画の推進

### 【現況】

本町では毎年春に、500名を超える参加者を迎え、新緑の奥多摩むかし道を歩く奥多摩セラピーウォークと、奥多摩クラフトフェアを同日に実施しています。

また、夏の夜の彩として奥多摩納涼花火大会が町内有志の協力を得て開催され、秋には住民の手作りイベントとして、奥多摩ふれあいまつりも開催されています。

また、芸術の秋のひと時をウィーンなどから著名な音楽家を招いての演奏会を行う山のふるさと村国際交流音楽祭（山ふる音楽祭）も華やかに開かれています。

町内の森林資源を活用したイベントでは、各種体験教室が奥多摩都民の森や山のふるさと村で行われています。

### 【問題点と課題】

住民と行政が一体となって各イベントを開催していますが、研修教育や冬季誘客を図るイベント、外国人旅行者を引き寄せる企画等、通年型の観光地として更なる観光客の開拓が求められています。

また、オフシーズンとなる冬季の奥多摩への誘客を図るために、改めて冬の魅力を掘り起し、冬季の誘客への研究を進めることや、多言語対応なども含めた外国人旅行者に対応する観光地づくりが必要です。

### 【今後の方向性】

○従来のイベントの一層の活性化を図るとともに、一年を通して来町される町となるよう観光商品企画を住民と行政が一体となって推進します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
イベント参加者数	10,725人/年 (平成25年度)	14,000人/年 (平成36年度)

指標設定の考え：各種イベントの充実により参加者数の増加が示されることから、イベント参加者数を指標として、その増加を目指します。



**【施策と取組み内容】**

**1. 奥多摩観光のブランド化**

(一社) 奥多摩観光協会をはじめ、町内外の関係団体や施設等の連携により、奥多摩をフィールドにする観光商品やイベントの企画開発をし、広く提案していきます。

**2. イベント企画の充実**

従来イベントの見直しと改善を進めるとともに、集客に効果的な定期的なイベント企画の充実を図ります。

施策名	取組み内容
1. 奥多摩観光のブランド化	1) 奥多摩ブランドの観光商品やイベントの企画開発
	2) 冬季誘客の推進
	3) 外国人旅行者の誘客（再掲）
	4) 自然環境プログラムの推進
2. イベント企画の充実	1) 魅力あるイベントの推進
	2) 各施設における誘客イベントの企画推進
	3) 広域連携によるイベントの推進
	4) 新たな資源活用企画の推進



## 1) 森林の整備と木質資源の活用

## 【現況】

本町は、行政面積の94%が森林で、そのうち約50%がスギやヒノキ等の人工林となっていますが、国産材の木材価格は停滞し、木材生産業は苦境が続いており、公共事業において地場産の木材を積極的に利用し、木材需要の拡大に努めています。

森林所有者については、不在村地主の増加、零細所有者の山離れ、中・大規模所有者の経営意欲減退が進み、私有林における自主管理及び個人管理は困難になってきています。

林業の担い手である林業従事者は年々減少し続けているとともに、従業者の高齢化も進んでいます。

本町では、森林再生事業や花粉症発生源対策事業等の森林整備を実施し、林業振興及び自然環境の保全を図っています。また、木質バイオマスによる木材の有効活用を推進しています。近年、森林の持つ公益的機能への期待が高まり、ボランティアによる森林整備が進められています。

## 【問題点と課題】

手入れが不足している過密森林は公益的機能が低下することから、森林再生事業による間伐事業を進めていますが、権利関係不明や境界不明などの理由により、森林再生事業の実施が困難な場所もあり、手入れがされずに残されている森林もあります。

また、間伐により伐採された木材のほとんどが搬出されずに林内に残されており、利用ができていない状況にあります。

林業従事者の担い手は、高齢化が進み慢性的に担い手不足の状況になっていますが、林業には高度な技術が必要となることから、後世に技術を伝承していく必要があります。

## 【今後の方向性】

○本町の広大な森林は、再生可能な木材資源を生産する場であり、水資源のかん養、土砂災害等を防止する国土保全、生物多様性の保全など多くの環境保全機能を果たし、そして、二酸化炭素を吸収・固定・貯蔵することによる地球温暖化の防止機能という大きな役割を担っています。今後とも公益的機能を保全する重要性に鑑み、森林環境の整備を推進します。

○伐採された木材の有効利用を図るため、木質バイオマス利活用システムを構築し、木質資源の有効活用を促進します。



**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
木材買取制度による原木買取量	1.3m <sup>3</sup> (平成 25 年度)	460.0m <sup>3</sup> (平成 36 年度)
<p><b>指標設定の考え：</b>もえぎの湯のチップ燃料を木材買取制度により買い取った原木で賄うことは、町内の木材搬出量の増加を示すことから原木買取量を指標とし、もえぎの湯のチップ燃料の全量を賄うことを目指します。</p>		

**【施策と取組み内容】**

**1. 森林環境の整備**

森林の公益的機能を保全するとともに、間伐等の必要な整備を行い木材資源の蓄積を図ります。また、林業に従事する人が暮らしていくことができる、新しい従事者を育てられる環境づくりを進めます。

**2. 参画による森林整備の推進**

「企業の森」や「市民の森」など企業や自治体が参画していく森林整備手法の導入や森林ボランティア、交流観光と連携する取り組みを通じて森林に携わる人たちの拡大に努めます。

**3. 木質資源の活用**

木材の搬出を促進するため、木質バイオマス利活用システムの構築により、地勢に適した搬出機器を活用し木材搬出を促進します。

また、木材買い取り制度による木質バイオマスなど、木質資源の有効利用を図り、木質資源の循環（供給・流通・利用）による地域産業及び地域経済の活性化を図ります。

**4. 景観・美観の保持**

国道沿い、遊歩道周辺の森林整備を行い、本町の美しい景観の保持に努めます。

施 策 名	取 組 み 内 容
1. 森林環境の整備	1) 多摩の森林再生事業による森林整備の推進（再掲）
	2) 花粉症発生源対策事業による森林整備の推進（再掲）
	3) 担い手の育成
	4) 森林管理巡視員の充実
	5) 松くい虫駆除対策の充実
	6) 奥多摩町森林整備計画の推進
	7) 森林の各種データを活用した総合的な森林管理
2. 参画による森林整備の推進	1) 企業や自治体が参画していく森林整備手法の導入
	2) 森林ボランティア、交流観光と連携する取り組み
3. 木質資源の活用	1) 木材搬出の促進
	2) 木質バイオマス資源利活用システムの推進
	3) 木質バイオマスエネルギー活用の推進
4. 景観・美観の保持	1) 景観対策森林整備事業

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

## 2) 奥多摩産物の生産・出荷・販売の仕組みづくり

### 【現況】

本町の農地は、傾斜地に小規模なものが点在しており、機械化・効率化が困難で、自家消費用の自給的な農業生産が主体で、町内産農産物としては流通することはほとんどない状況にあります。近年は過疎化・高齢化の進行により、農業従事者が減少するとともに、野生動物による農作物被害が発生し、農家の生産意欲を減退させ、耕作されない農地も増加しています。

町では農業委員会と協力して、有害鳥獣の捕獲や進入防止対策などを進め、獣害を受けにくい農作物の幹旋をしています。また、奥多摩山葵栽培組合、奥多摩町農林産物直売グループの活動を支援するとともに、小面積の栽培でも高収入となるように、昔から特定の地域で栽培されていた「治助イモ」などの地域ブランド化に取り組んでいます。

本町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、その豊富な自然の中には多くの野生動物が生息し、それらの野生動物（クマ、シカ、サル、イノシシ等）は、首都東京に生息する貴重な都民の財産ともなっています。しかしながら、生息している野生動物は、森林への食害・剥皮害、農作物への被害をもたらし、また、住民へ恐怖を与えたりと、住民との軋轢が大きな問題となっています。

対応としては、有害鳥獣捕獲を実施しており、小動物に関しては、捕獲用檻の貸し出しを行ない、加害獣を捕獲しています。サルの群れに関しては、メスザルに発信器を装着し、群れを管理して追い払いや捕獲も行っています。

農地の獣害防止対策として、まとまった農地は町で電気柵を設置し、点在する小規模農地については、簡易電気柵の設置に対して半額補助し、受益者が設置することとしています。また、山葵田の獣害対策として、山葵田用獣害防止ネットの設置をしています。

### 【問題点と課題】

傾斜地に農地が点在し、機械化ができず効率的に耕作ができない、農業従事者が高齢で耕作面積が小さいので生産効率が悪いなど、農業には大きな制約があります。さらに農地台帳・山葵田台帳が整っておらず、農地の賃貸借など農地の利用方法の改善や農地の集約化を図る上で支障になっています。

また、過疎化・高齢化の進行とともに、農業従事者が減少し、農家の生産意欲及び生産技術の向上への意欲が低下し、さらに、獣害の発生が農家の生産意欲を減退させています。このような中で、農業委員の高齢化と被選挙資格を有する人が減少し、今後の機能維持が懸念されています。

シカやクマによる森林・樹木への食害や剥皮害が、林業へ大きな被害を与えているとともに、シカ、イノシシやサルが、農作物に被害を発生させており、生産農家の耕作意欲を減退と耕作放棄地の増加にもつながっています。また、クマが人家周辺に出没しウサギや鶏を食われる被害が発生し、住民に恐怖も与えています。なお、食肉処理施設を整備し捕獲したシカの食肉処理を行なっていますが、捕獲搬入量に差があり安定供給が課題となっています。

有害鳥獣捕獲隊員の高齢化が進み、隊員の減少が続いており、今後の有害鳥獣捕獲に支障をきたすことが懸念されています。なお、様々な調査を活かして野生動物の生息頭数を適正化する、生息しやすい奥山の環境整備を行うなど、野生動物と人間の共存という理想に向かった取り組みが不可欠です。



**【今後の方向性】**

- 本町では、農林業や水産業、商工業などの地域産業の多くが観光と結びついており、今後とも各産業相互の連携によって地域産業を横断的・複合的に推進します。
- 山葵、治助イモ、コンニャク、奥多摩ヤマメなどの奥多摩産の農林水産物の生産だけにとどまらず、加工製造・販売やサービスなど、2次産業、3次産業領域に踏み込むことで、農林水産物の付加価値を生み出し、付加価値を高めていく産業づくりである6次産業化による事業展開を推進します。
- 農業委員会の強化を図り、農地の柔軟な利用方法の検討を進め、農地の集約化を図り、農地利用を推進します。
- 今後とも、有害鳥獣対策を強化し、森林や農作物被害の防止と軽減を図るとともに、鹿肉の料理研究など有害鳥獣を逆手にとった新たな活用を進めます。

**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
治助イモ種芋生産量	250 kg / 年 (平成 25 年度)	5,000kg / 年 (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 治助イモの種芋生産量が、治助イモの特産化の推進状況を示すことから、治助イモ種芋生産量を指標として設定し、その増加を目指します。		
食肉用シカ肉処理量	228kg / 年 (平成 25 年度)	500kg / 年 (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 食肉用シカ肉の処理量が、食肉用シカ肉の特産化の推進状況を示すことから、食肉用シカ肉の処理量を指標として設定し、その増加を目指します。		



## 【施策と取組み内容】

### 1. 農地の整備と遊休農地の活用

農業委員会が果たす役割が増加しており、農地の賃貸借を含めて耕作に向けた指導を強化します。併せて、農業委員会との連携により、農地台帳の整備と農地の柔軟な利用方法の検討を進め、農地の集約化を図るとともに、不耕作対策事業や若者定住化事業及び空家バンク事業などと連携し、農地利用を促進します。

また、耕耘機の導入や山葵田用モノレールの整備、災害に強い山葵田の造成を推進します。

### 2. ブランド化の推進

農地の有効利用に連携し、ブランド化を進めた治助イモをはじめ、山葵、コンニャク、ソバ、食肉用シカ肉などの特産物化を図ります。また、需要が伸びている奥多摩ヤマメなどを安定的に継続して供給していく体制の強化に努めます。

### 3. 地産地消の推進

農林産物直売グループの活動を支援するとともに、直売施設の整備、農産加工品の開発を進め、食育や観光とも効果的に連携する地産地消の仕組みづくりを図ります。

### 4. 栽培技術の伝承、後継者育成の推進

農業講習会の開催や、奥多摩わさび塾の開講など、栽培技術の伝承、後継者育成を推進します。

### 5. 農林業推進体制の強化

農業委員会組織と活動の強化に努め、農地パトロール、各種講習会や地域座談会などを通じて、地域の特性に応じた営農の推進を図るとともに、生産団体の育成と活動支援を図ります。

### 6. 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣対策事業を強化し、森林や農作物被害の防止と軽減を図ります。

### 7. 観光資源としての活用

食肉処理施設を活用し、捕獲したシカの安定供給体制の確立を図るとともに、料理研究など、鹿肉の活用方法を広げます。

また、野生動物ウォッチングの実施など有害鳥獣を逆手にとった新たな活用を進めます。



施策名	取組み内容
1. 農地の整備と遊休農地の活用	1) 農地の賃貸借を含めた、耕作に向けた指導の強化
	2) 農地集約化の推進
	3) 山葵田の造成と山葵田用モノレールの整備
2. ブランド化の推進	1) 奥多摩産農林水産物のブランド化推進
	2) 出荷・販売の仕組みの整備
3. 地産地消の推進	1) 農林産物直売グループへの支援
	2) 特産物加工販売施設の活用
4. 栽培技術の伝承と後継者育成の推進	1) 奥多摩わさび塾の開講
	2) 各種講習会の計画・実施
5. 農業推進体制の強化	1) 生産団体の活動支援
	2) 農業委員会の活動強化
6. 有害鳥獣対策の推進	1) 有害鳥獣捕獲対策事業の強化
	2) 農作物獣害防止対策事業の推進
7. 有害鳥獣の観光資源としての利活用	1) 鹿肉の安定供給体制の確立
	2) シカ個体の活用方法の拡充





### ③ 起業、事業おこしの促進

#### 【現況】

本町の商業は、郊外型の大型商業施設や宅配サービス業などの影響により、取り巻く環境が一層の厳しさを増しています。

青梅商工会議所による経営指導や研修会が実施され後継者の育成が行われており、東京都の補助事業を活用した年間2回の売り出しイベントの開催、町単独の補助を活用した年間2回100縁商店街イベントが開催されています。また、融資制度による地域企業への経済支援が行われています。

町では、東京都消費生活総合センターと連携し、消費者相談窓口を定期的に開設し、住民の被害防止と救済を行っています。

企業誘致については、現在、森林・林業の再生を主目的とした企業が、廃校・施設や民家を活用し事業の展開を進めるなど、町有地や町の土地・建物を活用した企業誘致に努めています。今後、雇用の確保を図るため、地域企業の育成と支援及び本町の立地条件や環境資源等を有効に活用できる企業誘致に努める必要があります。

また、鉱工業の大半が小規模であり、社会経済の動向に影響を受けやすい状況にあります。なお、石灰石や硅石を採掘している鉱業があり、主に2社が事業を行っていますが、他に大きな雇用の場の少ない町内にあって貴重な事業所であり、町の経済にも影響力をもっています。

#### 【問題点と課題】

身近な商店での購買活動が低下していますが、町の高齢化が進む中で、身近にできる買い物の場の確保は生活環境面からも重要です。そのため、買い物弱者対策をはじめ、地域社会における地元商店の重要性を再認識し、地元商店を活用する必要があります。これまでのような売り出しイベント等を定期的に継続して実施することにより、地元での買い物を定着させていくことが重要です。併せて、消費者問題の被害防止のため相談窓口を継続して開設する必要があります。

融資制度を継続して実施し、地域企業の経済支援を行う必要があります。また、後継者育成とともに、新たな起業者の事業おこしを支援するなど、新たな事業者を育成していくことも必要です。

企業誘致については、交通条件や土地の問題もあり、困難な状況にありますが、働く場の確保など町内における雇用促進を目指し、方策を検討していくことが必要です。

鉱業については、採掘、輸送等から、住民の生活の向上と自然環境の保全との調和などのバランスをとることも課題となっています。





**【今後の方向性】**

- 100 縁商店街の開催、さらに奥多摩アートフェスティバル「おくてん」の開催をしており、商業・サービス業の振興、地域産業の底上げも期待できる取り組みとして、チャレンジショップの場の提供、事業体等の誘致などを通じて、起業や事業おこしを支援し、事業化を促進します。
- 観光事業とも連携し、地域ぐるみの魅力的なイベントを推進することにより、商店街の振興を図ります。また、買い物弱者対策の取り組みを推進します。
- 融資制度の活用など経営の改善と後継者の育成を支援するとともに、空き店舗の活用や新たな事業おこしを支援するなど開業をしやすい環境を整備します。
- 悪質商法などの情報提供や啓発、消費者相談窓口の定期的な開設により、消費者被害の防止と救済を図ります。また、消費に関連する生活の充実に向けた情報提供に努めます。
- 厳しい状況にある鉱工業への支援や雇用の確保を図るため、町の立地条件や環境資源等を有効に活用できる企業誘致に努めます。

**【指標】**

指 標	基 準 値	目 標 値
テントショップの開設店舗数	0 店舗 (平成 26 年度)	延べ 6 店舗 (平成 36 年度)
<b>指標設定の考え：</b> 平成 27（2015）年度から町が進める、生産者等による特産品の販売や、新たに起業おこしや既存事業者のチャレンジの場の提供を受けて、町内事業者等が開設する店舗数が、町内の起業や事業おこしの進捗を示すことから、テントショップの開設店舗数を指標として設定します。		



## 【施策と取組み内容】

### 1. チャレンジ交流事業の推進

事業おこしにチャレンジできる場（チャレンジショップやチャレンジボックス等の販売の場）を積極的に提供し、起業や事業化を支援します。

また、奥多摩駅前とその周辺での、空き店舗や空家対策、商業機能や観光客へのサービス機能等の活性化を進めます。

### 2. 事業体等の誘致

空き店舗の活用等による観光サービス関連事業や教育研究関連施設などの誘致を促進します。

### 3. 地域事業者の育成と支援

地域の企業が、設備の近代化と経営体質の強化を図るために融資制度を活用できるよう適切な支援を行います。

空き店舗の活用や新たな事業おこしを支援するなど、町内で開業しやすい環境を整備するとともに、観光事業との交流連携活動を進め、地域ぐるみの商店街イベント活動を推進します。

### 4. 買い物弱者対策

買い物弱者である住民の日常的な買い物や生活用品などの購入にあたり、買い物代行、移動販売・サービスなどの対策を推進します。

### 5. 消費生活の充実

悪質商法等の情報提供と啓発を進めるとともに、消費者相談窓口を定期的に開設し、消費者被害の防止と救済に努めます。また、省資源やリサイクルなど環境に配慮した生活情報や食からの健康情報などの提供と啓発に努めます。

施策名	取組み内容
1. チャレンジ交流事業の推進	1) テントショップの開設（再掲）
	2) 奥多摩駅前の活用
	3) 起業家や事業おこしの支援
2. 事業体等の誘致	1) 空き店舗の活用推進
	2) 町有地や町有財産の活用した企業等の誘致
3. 地域事業者の育成と支援	1) 融資制度の活用による経営の強化
	2) 商店街イベント活動への支援
4. 買い物弱者対策	1) 買い物代行や移動販売等、買い物サービスの推進
	2) 地域ささえあいボランティア事業の充実（再掲）
5. 消費生活の充実	1) 消費者被害防止事業
	2) 環境問題や健康づくり等に配慮した情報の提供と啓発



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

## 4) 観光との連携

### 【現況】

本町では、平成 15（2003）年度から平成 18（2006）年度の 4 か年で海沢地区の遊休農地等を活用した体験農園（おくたま海沢ふれあい農園）を整備し、平成 19（2007）年 4 月にオープンしました。

農園運営委員会など地域住民の積極的な参画により、奥多摩型グリーン・ツーリズムを更に発展させ、町内の自然・生活文化・農業・林業等の体験を都市住民に提供する交流型観光産業の確立に努めてきました。当施設は、農業を中心とした体験を通じて交流を深め、利用者（都市住民）から好評で平成 25（2013）年度は全区画とも利用者で埋まっており、年間施設利用者は平成 24（2012）年度で 7,122 人となっています。

本町では、奥多摩漁業協同組合、氷川漁業協同組合、小河内漁業協同組合が多摩川をはじめ各河川を管理し、あゆ、にじます、やまめ、いwanaなどの放流を行っています。また、各漁業協同組合が管理している町内の河川に特設釣り場が 5 か所あり、営業をしています。

併せて、奥多摩ヤマメ・イワナ等を養殖し、生産が行われており、町内の飲食店を中心に利用されています。特産の奥多摩ヤマメは冷凍フィレ（切り身）に加工し、販売拡大に努めています。

町内には、東京都の奥多摩さかな養殖センターがあり、養殖業の生産性向上や地域ブランド魚介類の養殖支援の研究などが行われています。

### 【問題点と課題】

おくたま海沢ふれあい農園は、施設の整備を開始してから約 10 年が経過し、修理を必要な個所が年々増加している状況にあります。また、オープンして 7 年が経ち農園で行っている体験イベントのマンネリ化もみられ、新たな魅力づくりを継続していくため、奥多摩町グリーン・ツーリズム事業検討委員会や農園運営委員会などの推進組織の体制を強化するとともに、町内の体験施設や町外の活動組織などとの更なる連携が必要です。

また、遊休農地対策や空家バンク制度などと連携して、グリーン・ツーリズム事業の全町での展開も検討していく必要があります。

各河川の入漁者数、特設釣り場の遊漁者数の減少が続き、各漁業協同組合及び特設釣り場の経営は、厳しい状況にあります。また、近年は、集中豪雨などによる濁り水の発生、魚病により養殖魚が大量に死んでしまう事態が発生しており、経営の安定化が課題となっています。

養殖の基盤施設である養魚施設の老朽化が進み、大規模な改修を必要とする施設があり、整備が必要になっています。

従事者の高齢化が進み内水面漁業振興の意欲低下がみられることから、推進体制を強めていく必要があります。

### 【今後の方向性】

- おくたま海沢ふれあい農園を地域住民の参画による奥多摩型グリーン・ツーリズムの先例とし、地区の特性に応じた全町的な展開を目指します。
- 養殖魚の効率的な生産と安定供給を図るとともに、新たな料理や加工品の開発及び販売と消費量の拡大を図り、内水面漁業の経営の安定化に努めます。



**【指標】**

指標	基準値	目標値
グリーン・ツーリズム参加者数	7,050人/年 (平成25年度)	10,000人/年 (平成36年度)
<p><b>指標設定の考え：</b> 町内の観光と連携することを目指しており、グリーン・ツーリズム参加者数で示されることから、グリーン・ツーリズム参加者数を指標として、その増加を目指します。</p>		

**【施策と取組み内容】**

**1. 体験や学習機能の提供**

農林水産業をはじめ地域産業には体験や学習を提供できる素材が多いことから、地域産業の振興と地域活性化につながる観光的な取り組みを推進します。

特に、グリーン・ツーリズム事業の推進及び運営組織の体制を強化するとともに、地域内外の施設や活動団体等と連携したイベント企画などを推進するとともに、他地区での展開を検討していきます。

**2. 内水面漁業の推進**

奥多摩町内水面漁業振興協議会を設立し、観光情報の提供などと連携した入漁者、遊漁者の増加対策に努めるとともに、内水面施設の改修、養殖技術の向上を図り、養殖魚の効率的な生産と安定供給を図ります。また、奥多摩ヤマメ・イワナ等を活用した新たな料理や加工品の開発及び販売と消費量の拡大を図り、内水面事業で地域の活性化を図ります。

施策名	取組み内容
1. 体験や学習機能の提供	1) 地域産業での体験や学習の提供と魅力化
	2) グリーン・ツーリズムの全町展開（再掲）
2. 内水面漁業の推進	1) 奥多摩町内水面漁業振興協議会の設立
	2) 内水面施設の充実
	3) 内水面事業の充実



## 1) 人材と組織の育成

### 【現況】

本町では、イベントの実施にあたり（一社）奥多摩観光協会、住民及び行政が一体となって推進している他、森林セラピー事業は（一財）おくたま地域振興財団が事業を推進しています。

森林セラピー事業では、森の中を案内するガイド「森林セラピーアシスター」が町により認定されており、森林セラピー参加者に対してよりリラックスし、また森林浴効果が得られるようにサポートしています。

### 【問題点と課題】

現在は、町内に多くのアウトドア活動の取り組みやイベント、事業が行われていますが、それぞれが個々に活動を展開している状況です。

奥多摩の観光の力を強化するためには、町の中で展開している様々な事業やイベントを連携させ、一度体験をした参加者が何度も足を運びたいくなるよう、リピーターを飽きさせない事業展開をしていく必要があります。

そのためには、中間支援組織やコーディネート機能の仕組みを整備し、多くの住民や事業者等が事業へ参画できる体制と、これら事業を円滑に実施できる人材の育成が必要です。

### 【今後の方向性】

○観光・産業づくりを推進する上で、活かしていくべき多くの素材やアイデアを実行に移していくことが難しい状況にあることから、具体的な事業を実践していくために、相互を結びつけていく機能を果たす人材や組織の育成を図ります。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
町認定ガイド数	37人 (平成25年度)	50人 (平成36年度)
<b>指標設定の考え：</b> 町認定ガイドと各種ガイドツアーの連携が、本町における人材・組織の育成につながることから、町認定ガイド数を指標とし、その増加を目指します。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 人材力の強化**

多様な人たちが気軽な対話の場を通じた当事者になり、参画していく取り組みを図ります。また、住民相互、住民と行政、住民と事業者等をつなぐ機能を果たすコーディネーターを育成し、実践につなげるにより、調整を担うコーディネート機能を創出します。

**2. 組織の強化と充実**

住民相互、住民と行政、住民と事業者等をつなぐコーディネート機能を発揮する中間支援組織を創出し、実践につなげます。

施策名	取組み内容
1. 人材力の強化	1) 多様な分野の担い手の交流
	2) 観光ガイドの連携と強化（再掲）
2. 組織の強化と充実	1) コーディネート機能を持った組織の充実
	2) 専従人材の配置





## 2) 奥多摩の情報提供と受発信の強化

### 【現況】

本町では、毎年春秋に観光ポスターを作成し、町内の各施設及び JR 東日本管内の各駅での掲示による観光 PR や、多言語対応のパンフレット、カレンダーを作成し積極的な広告宣伝を行っているほか、観光協会と連携し、ホームページを活用した観光情報の発信を進め、観光客の誘致を展開しています。

### 【問題点と課題】

ホームページをはじめ、ICT（情報通信技術）を活用し、平成 32（2020）年の東京オリンピック開催時の外国人を含めた旅行者誘客に効果的な、観光情報の提供を強化していく必要があります。

### 【今後の方向性】

○観光・産業づくりに不可欠な情報発信の強化、充実が継続的な課題である中、多言語でのパンフレットを作成するとともに、ホームページに掲載するというような従来型のみならず、スマートフォンの普及やインターネットサービスの多様化が進んでいることから、多言語標記などインターネット活用の多面的な組み合わせにより新たな PR の方法を活用していきます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
観光協会ホームページアクセス件数	235,861 件 (平成 25 年度)	1,000,000 件 (平成 36 年度)
指標設定の考え：（一社）奥多摩観光協会ホームページへのアクセス件数が、町が発信する観光関連情報の有用性や信頼性を示すことから、ホームページのアクセス件数を指標とします。		



**【施策と取組み内容】**

**1. 時代に即した情報発信の確立と実施**

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や各種情報サービスシステムの活用により、情報交流の輪を広げるとともに、外国人旅行者を含め様々な観光客に対応した情報の提供、情報の受信を進めます。

また、関係団体の横断連携により、イベント等の情報を共有化しリアルタイムに発信します。

施策名	取組み内容
1. 情報の受発信対策の充実	1) 魅力ある情報発信
	2) 利用者に応じた情報の受発信
	3) 外国人旅行者の誘致（再掲）



第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



第5章

# 住民と行政がともに考え、ともに築く、 住みよい・住みたいまちづくり

第1節

## 官民協働による定住対策とまちづくり

第2節

## 成果を重視した行政改革の推進

第3節

## 身の丈にあった健全な財政運営の推進

## 1) 官民協働による総合的な定住対策の推進

## 【現況】

町内に居住する若い世代が良好な住環境を求め、町外へ転出する傾向が増大しており、過疎化に拍車をかける状況になっています。住環境を整備することにより、町内居住者の町外への転出に歯止めをかけ、住民の定住化を図ることが求められています。

そのため、町営住宅の整備を推進しており、現在、公営住宅法に基づく公営住宅が44戸、町単独で整備した町営住宅が42戸、合計86戸の町公営住宅を供給し、併せて、適切な維持管理業務を行い、住環境の向上に努めています。

また、空家活用による若者等の定住化促進を目的として、一般住宅を買収によって取得し、町営住宅として活用を図っています。

空家・土地の有効活用を通して、町への定住促進の拡大により地域の活性化を図るため、空家バンク制度を実施しています。

若者の定住を応援することにより、次代を担う若者の増加を図り、過疎化を防止し、豊かで活力のある地域づくりを目的に若者定住応援補助金等制度を実施しています。

本町では、有効に活用できる土地が少ないが、住民の生活や企業の活動には不可欠なものであり、それぞれの目的に応じて土地を有効に活用することが必要です。

また、登記所等に備え付けられている公図は、現地の境界と一致しないものもあり、そのため土地に関わる活動に支障をきたしたり無駄が生じたりしています。このような状況を改善するために境界を含む地籍を整備しています。

## 【問題点と課題】

都市への人口流動化、高齢化、核家族化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、空家が数多く存在することの認識・危機意識をもつことが必要です。

空家について、空家バンク制度での活用他、町営住宅としての活用を図ることが必要です。また、住宅地分譲、若者定住応援補助金等制度を利活用していただくよう啓発、普及を図る必要があります。

本町は、都市計画法に基づく都市計画区域は設定されておりませんが、計画的な土地利用を推進するため、本町にあった土地利用方針を定める必要があります。

また、地籍調査は平成17(2005)年度から実施されていますが、行政面積が広範囲のため、土地の境界等が不明確なままとなっている地域もあり早急な推進が必要です。

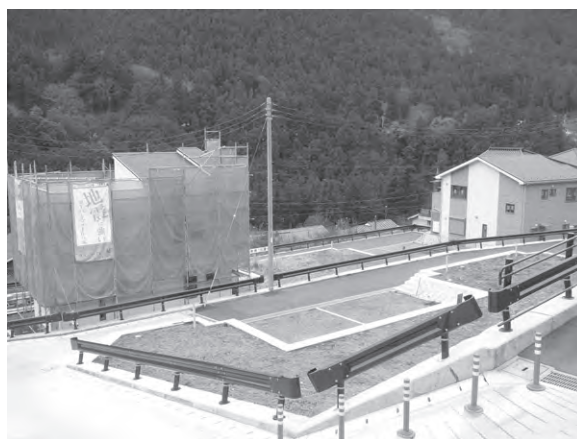


## 【今後の方向性】

- 人口減少が進む中で、総合的な定住対策の推進が大きな課題となっており、住宅確保から雇用、少子高齢化への対応等、官民一体となった取り組みを継続します。
- 定住促進に向け、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりなど、地域の受入体制の充実に努めます。
- 空家バンク制度での活用の他、町営住宅として活用するなど、空家を有効活用する対策を検討するとともに、定住対策用賃貸住宅の充実など、若者が定住できる住環境の整備を進めます。
- 住宅地域において、その利用目的や地域特性に応じた土地利用方針を定め、適正な土地利用を推進するとともに、土地取引の円滑化、災害が発生した場合の早期復旧、固定資産税の公平性の確保等を図るため地籍調査事業の迅速化を図ります。

## 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
年少人口及び生産年齢人口	年少人口 223人 生産年齢人口 1,834人 (平成36年度推計値)	年少人口 300人 生産年齢人口 2,000人 (平成36年度)
<p><b>指標設定の考え：</b>子育て支援、定住化のためのゾーニング、住宅整備及びPR等の少子化対策、若者の定住化対策の効果が、年少人口及び生産年齢人口の増加に示されるものとして、年少人口及び生産年齢人口を指標として、推計値に対してその増加を目指します。</p>		



## 【施策と取組み内容】

### 1. 子育て支援・定住化応援総合窓口の充実

地域コミュニティと連携し、定住対策の実行に向けた総合的支援組織を形成します。就業や空家等、総合相談業務の拡充を図り、若者の定住化を促進します。

### 2. 少子化対策・若者定住化対策事業の普及啓発

今住んでいる人がこれからも住み続けられるような「居住」対策、資源を活かして交流人口を増やし、グリーン・ツーリズムや6次産業化などの推進に伴う雇用の場の確保による「職場」対策、ライフサイクルに応じた住宅・宅地の供給による「住宅」対策を推進します。また、本町が進める子育て支援等の魅力を積極的に発信していきます。

### 3. 空家の有効活用

空家の町営住宅化、空家提供者への補助制度の推進など、空家の有効活用に努めます。

### 4. 定住対策用賃貸住宅の充実

新たな町営若者住宅の整備推進など、定住対策用賃貸住宅の充実を図ります。

### 5. 定住化のための住宅取得の促進

若者定住促進住宅地分譲事業の推進など、定住化のための住宅取得を促進します。

### 6. 町営住宅の長寿命化

長寿命化修繕計画に基づき、既存町営住宅の計画的な改修を推進します。

### 7. 土地利用

奥多摩町若者定住促進土地利用計画に基づく土地利用や、地域ニーズに応じた生活道の整備を進めるなど、住宅地域の土地利用を推進します。

また、農業生産機能の維持・強化を図りつつ、森林の公益的機能の維持・増進や農林道の基盤整備を進めるなど、農林業地域の土地利用を推進します。

### 8. 地籍調査の推進

地籍情報維持管理システムの充実を図るとともに、調査能力の拡充や調査作業を迅速化するなど、地籍調査を推進します。





施策名	取組み内容
1. 子育て支援・定住化応援総合窓口の充実	1) 奥多摩町定住促進土地利用計画の推進
	2) 空家バンク制度の推進（再掲）
	3) 空家の調査及び賃貸ニーズのマッチング（再掲）
	4) 若者定住のための分譲地確保、土地の提供・斡旋等の促進、若者賃貸住宅の整備促進（再掲）
	5) 地域コミュニティと連携した定住対策づくり（定住サポーターの設置・推進）
	6) 定住対策の実行に向けた総合的支援組織の検討（中間支援組織など）
	7) 自家営業可能な空家（店舗や作業場付住宅など）の斡旋
	8) 総合相談業務の拡充（空家・就労等）
	9) 企業等と連携した就労支援の実施
2. 少子化対策・若者定住化対策事業の普及啓発	1) 奥多摩の魅力発信事業の推進
	2) 「スローライフを楽しむまち」づくりのPRによる二地域居住・定住化の促進（再掲）
	3) 町有施設の安全・安心PR
	4) 住みたいまちづくりに協力してもらえらる奥多摩町のサポーター制度
	5) 奥多摩町の定住化モデル事例の紹介・PR
	6) おせっかい支援員制度の充実
	7) グリーン・ツーリズムの全町展開（再掲）
3. 空家等の有効活用	1) 空家の町営住宅化
	2) 空家提供者への補助制度の充実
	3) いなか暮らし支援住宅の推進
4. 定住対策用賃貸住宅の充実	1) 町営若者住宅の整備
	2) 町営住宅維持管理体制の充実
5. 定住化のための住宅取得の促進	1) 定住促進住宅地分譲事業の推進
	2) 住宅建設適地道路整備事業の推進
	3) 若者定住応援補助金等制度の充実
6. 町営住宅の長寿命化	1) 既存町営住宅の計画的な改修の推進
7. 土地利用	1) 奥多摩町定住促進土地利用計画の推進
	2) 農林業地域の土地利用
	3) 生活道の整備
8. 地籍調査の推進	1) 地籍情報維持管理システムの充実
	2) 調査能力の拡充と調査作業の迅速化

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



## 2) 住民と行政による協働体制の構築

### 【現況】

平成 17（2005）年度を初年度とする 10 か年（平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度まで）計画で、多くの住民の参画により、5 つの創造プロジェクトを柱に、また「若者の定住対策」、「子育て支援拡充」、「観光・産業の振興」を最重点事項として、積極的に施策の推進を図ってきました。

また、重要課題に対応した町内プロジェクトチームの設置、各種計画等における評価、行政と住民の意思疎通と相互理解、住民が主体的に提案できる制度の再構築、まちづくりを推進するための自治会との協働を展開しています。

### 【問題点と課題】

住民参加の委員会への参加が低調な状況にあり、参加しやすい条件の整備や参加の呼びかけを強化する必要があります。

また、身近なまちづくり支援事業の再構築等など制度の充実を図り、住民が主体となった身近なまちづくり活動の在り方、今後の方向性を検討する必要があります。

### 【今後の方向性】

○住民参加型のまちづくりに向け、町の計画づくりや評価に公募住民の参加や外部評価等の推進を図り、計画づくりから評価を行うことにより、透明性の高い行政運営を図ります。

○住民と協働して第5期長期総合計画の推進を図ります。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「住民提案の活用や、住民と行政の協働」の満足度	35.7% (平成 25 年度)	45.0% (平成 36 年度)

指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。



## 【施策と取組み内容】

### 1. 住民と職員とのパートナーシップの増進

各種計画の実施にあたって住民参加を図るとともに、最終的な評価を住民が行うことにより、行政と住民の意思疎通と相互理解を深めたまちづくりを推進します。

### 2. 自治会との協働の推進

まちづくりを住民と行政とが協働して進めるために、自治会単位で組織をつくり、住民と行政の意識を変えることによって、身近なまちづくりを推進します。また、地区担当制度を充実します。

施策名	取組み内容
1. 住民と職員とのパートナーシップの増進	1) まちづくり人材の発掘と育成
	2) 行政情報の分かりやすい情報発信
	3) 各種計画への参加
	4) 外部評価等の導入
	5) 町制 60 周年事業の実施
	6) 第 5 期長期総合計画の推進
	7) 地域が自立できるまちづくり提案制度の推進（再掲）
	8) 行政と地域をつなぐ職員の育成
2. 自治会との協働の推進	1) 住民・集落とともに考え、実践する安心・安全対策の推進
	2) 自治会活動の活性化
	3) 地区担当制度等の充実

## 1) 時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成

### 【現況】

「第3次奥多摩町行政改革大綱及び実施計画」に基づき、「しごとの改革」、「ひとの改革」、「しくみの改革」の3つの柱を連携させ、より質の高い行政運営と行政サービスの充実・向上を目指すとともに、その内容を毎年公表し、行政情報の提供と透明性の確保を推進してきました。

また、役場組織について、地方分権に伴う基礎的自治体の役割の増大や住民ニーズの多様化に対応して、簡素で効率的な行政組織を構築するため、組織機構、職員数及び給与などを継続して見直しています。その他にも事務事業の見直しとして業務委託の見直し、補助金の見直し、庁舎・車両管理などあらゆる分野でコスト削減に努めるとともに、今後も行政改革に積極的に取り組み、住民サービスの向上に努めています。

窓口事務に関しては、住民基本台帳、戸籍などに限らず、福祉関係などの申請書類の受付も行き、他の係と連携を図り、来庁者が一度で全ての申請ができる「ワンストップサービス」に努めています。

### 【問題点と課題】

地方分権の推進や厳しい財政環境のもと、行政改革への取り組みや住民ニーズを踏まえた施策の推進が図られる中で、職員の資質の向上が求められています。

また、窓口事務の更なるサービス向上や、庁用車両の台数の適正化が必要です。

### 【今後の方向性】

- 職員意識の改革に向けて、職員研修を充実させ、職員の意識改革を推進するとともに、政策や施策事業の立案にあたり職員の企画立案能力、法制執務能力を向上します。
- 「便利・やさしい・わかりやすい・早い」窓口対応など、窓口サービスの更なる充実を図ります。
- 庁用車両を更新時に維持管理費が安く燃費の良い小型車を採用し、小型車では対応できない車両は低燃費車、庁用バスの有効な活用を進めます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
職員の対応等に満足している住民の割合	— (平成27年度)	80.0% (平成36年度)
<b>指標設定の考え：</b> 職員研修等により職員の接遇対応の向上を図り、住民アンケート調査（住民への窓口・電話対応、挨拶等）結果を指標とし、住民の満足度の向上を目指します。		



## 【施策と取組み内容】

### 1. 職員の意識改革の徹底

自らの職務にやりがいを感じ、明確な目的と高い意欲をもって仕事に取り組む職員意識の醸成を図ります。

そのため、職員研修の充実を図ることによって職員の意識改善を常に行うとともに、OJT制度の運用や人材育成基本方針を策定します。また、健康診断の充実によって心身ともに健全な職員の育成に努めます。

### 2. 多様な行政需要に対応した柔軟な組織づくり

今後の多様な行政需要に対して、その都度、人員を増やすのではなく、行政全体として柔軟に対応できる組織づくりを推進します。

### 3. 窓口サービスの更なる充実

「便利・やさしい・わかりやすい」窓口対応・案内を工夫し、申請等の「ワンストップサービス」に努めます。

### 4. 庁舎や庁用自動車の運営管理の充実

庁舎及び庁舎設備の修繕と機器の充実を図ります。また、庁用自動車の効率の良い維持管理に向け、コストが比較的少なく燃費の良い軽自動車や低燃費車へ計画的に更新し、経費の節減を図ります。

### 5. 役場本庁舎の機能強化

役場本庁舎の耐震化検討や別の場所への建設の検討等を行い、機能の強化を図ります。

施策名	取組み内容
1. 職員の意識改革の徹底	1) 職員研修制度の充実
	2) 人事評価制度の推進
	3) 職員の健康診断の充実
2. 多様な行政需要に対応した柔軟な組織づくり	1) 役場組織の見直し
	2) 第4次行政改革大綱及び実施計画の推進
3. 窓口サービスの更なる充実	1) 戸籍システムの継続運用
	2) 利用しやすい受付カウンターの見直し
	3) 「やさしい・わかりやすい」窓口対応の推進
	4) 年金制度の周知・啓発
4. 庁舎や庁用自動車の運営管理の充実	1) 庁舎設備の計画的な更新
	2) 低燃費自動車、ハイブリット車の採用及び電気自動車の検討
	3) 庁用自動車の管理及び運行安全指導
5. 役場本庁舎の機能強化	1) 役場本庁舎の耐震化の検討
	2) 役場本庁舎の建設・公共施設への移転の検討

## 2) 客観的評価に基づく行政評価制度の導入と公表

### 【現況】

本町では、第4期長期総合計画実施計画において、活動指標と成果指標を設定し事務事業評価を実施しており、毎年の実施計画のローリング（見直し）時に確認し、事業の見直しにつなげています。

また、現在「第3次奥多摩町行政改革大綱及び実施計画」を推進する中、実施計画のローリングを踏まえ、事務事業全体の見直しを弾力的に行っています。

### 【問題点と課題】

住民の要望が高い一方で、短期的な解決が難しく、長期的に改善の見込みのない事業も少なくなく、評価結果を公表すること自体には問題がないものの、公表に向けた職員負担の軽減や短期的に結果が出ないことから住民の理解を促進する方法を検討する必要があります。

このような状況で政策や施策事業の立案に当たるには、職員の企画立案能力や法制執務能力の更なる向上も必要となっています。

### 【今後の方向性】

○限られた財源の中で、多様な住民ニーズに対応した事業実施など、成果重視の行政運営や住民への説明責任を果たすため、事務事業評価システムの改善を進めるとともに、隔年で実施する住民へのアンケート調査を活用した、中長期的な観点から行政評価を行う施策評価システムの積極的な運用を進めます。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
施策評価実施結果の満足度	— (平成27年度)	50.0% (平成36年度)

指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。



## 【施策と取組み内容】

### 1. 行政評価システムの推進

第4次行政改革大綱及び実施計画、施策評価・事務事業評価を実施するとともに、事業成果の住民への公表と、住民によるチェックを行います。

施策名	取組み内容
1. 行政評価システムの推進	1) 第4次行政改革大綱及び実施計画の推進（再掲）
	2) 施策評価の実施
	3) 事務事業評価の実施
	4) 適切な評価・改善の実施
	5) 事業成果の住民への公表



### 3) 周辺市町村との連携による効率的な広域行政の推進

#### 【現況】

西多摩地域広域行政圏協議会において、各種協議会の開催、参加にあたっての連絡調整及び会議運営等を行い、企画研究会による共通テーマによる情報交換や、公共交通部会における東日本旅客鉄道（株）八王子支社に対し、青梅線等の輸送力強化の抜本的な改善のための要望や、体育大会等の共同事業の開催など、積極的に取り組みを行っています。

また、西多摩地域広域行政圏協議会内に設置されている開発部会・生活部会・産業部会・教育部会・環境部会を通じ、各市町村による事業や情報交換などを通して、共有し、事業展開を行っています。

#### 【問題点と課題】

新たな共同事業の検討や各種公共施設の総合利用に向けた検討などを積極的に進める必要があります。

#### 【今後の方向性】

- 様々な事業が国や都から市町村へ移管されてきており、周辺市町村と連携して効率的、効果的に取り組みます。
- 4市3町1村の8市町村で構成する西多摩地域広域行政圏協議会で事務・事業の推進をすることにより、住民相互の交流や公共施設等の共同利用を促進し、施設建設費等の節減を図ります。

#### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「周辺市町村との連携」の満足度	41.2 (平成 25 年度)	50.0% (平成 36 年度)
指標設定の考え：「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標として、町の取り組みに対する住民の満足度の向上を目指します。		



## 【施策と取組み内容】

### 1. 広域行政圏の事務・事業の推進

地方分権に伴う権限委譲等による事業実施については、広域的な行政のもとで効率的に推進します。

また、西多摩地域広域行政圏協議会での住民の相互交流や公共施設の共同利用を図り、施設建設に伴う建設費の抑制や事務の共同化を進めます。

### 2. 関係自治体間の広域的連携

西多摩地域広域行政圏協議会での共通課題への取り組みを推進します。

施策名	取組み内容
1. 広域行政圏の事務・事業の推進	1) 住民の相互交流
	2) 公共施設の共同利用
	3) 事務の共同化
2. 関係自治体間の広域的連携	1) 共通課題への取り組み
	2) 国・都への要望事項など、町村会や関係自治体での広域的な対応



## 4) 情報化の推進とセキュリティの強化

### 【現況】

本町の情報システムは、LGWAN、地方税・国税電子申告、東京電子自治体共同運営（電子申請・電子調達）、西多摩郡4町村共同電算（住民基本台帳・住民税・国民健康保険等）、内部情報系（財務会計・文書管理・グループウェア・ファイルサーバー）等を運用しています。また、「電子計算組  
織運営委員会」のもとセキュリティ対策の徹底等を行っています。

併せて、紙の文書の他、電子データの文書管理システムも活用し情報公開制度に対応しています。

### 【問題点と課題】

情報セキュリティ対策として、24時間稼働のシステムが増加し、夜間・休日のシステム障害・停電・空調機故障への対応が問題となるとともに、データセンター利用促進が課題となっています。

### 【今後の方向性】

- 業務の電子システム化を推進し、事務事業の効率化、情報の共有化等を図るとともに、今までの紙文書に加え電子文書の管理を徹底させ、合わせて適正な文書管理を行うことで情報公開にも対応します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
クラウド化による情報システムのコスト削減	38,530千円 (平成25年度)	34,677千円(▲10%) (平成36年度)
<b>指標設定の考え：</b> 設置している情報システムのクラウド化により、稼働時間延長（24時間365日運用）、災害対応力強化（大地震・長期停電への対応）、不具合解消の迅速化等が図られることから、コスト削減額を指標とし、その縮減を目指します。		



## 【施策と取組み内容】

### 1. 業務の電子化・情報化の拡大

住民基本台帳と住民税以外の基幹系システム（介護保険等）も共同化でコスト削減を検討します。また、データセンターへの集約化を推進します。

### 2. 情報セキュリティ、個人情報保護の徹底

情報セキュリティ対策を推進します。また、適正な文書管理を行うことにより、情報公開等の要望に迅速に対応し、住民サービスの向上を図ります。

施策名	取組み内容
1. 業務の電子化・情報化の拡大	1) 各種業務の情報化推進
	2) 例規事務の効率化
	3) 業務システムのデータセンター集約化
2. 情報セキュリティ、個人情報保護の徹底	1) 情報セキュリティ対策の向上
	2) 社会保障・税番号制度への対応
	3) 情報公開事務の効率化



## 5) 広報・広聴の充実

### 【現況】

町の事業や各種お知らせを掲載した「広報おくたま」を毎月1回発行しているほか、防災行政用無線により、町の各種お知らせを定時・臨時放送で行っています。また、広聴については、町長への手紙の他、各種計画のパブリックコメントにより住民意見を反映しています。

ホームページについては、各課または関係団体等からの掲載依頼により随時掲載していますが、トップページの更新できない部分については委託業者へ掲載依頼を行っています。

なお、住民からの要望等があった場合、迅速に要望内容を該当部署へ連絡し対応しています。

### 【問題点と課題】

各課または関係団体等からの掲載依頼により、ホームページに随時掲載を行っていますが、必要な情報を誰もが簡単に閲覧等できるようにわかりやすく、見やすいホームページに工夫していく必要があります。また、併せて多様化する外国人の問い合わせに対しても対応を検討する必要があります。

### 【今後の方向性】

- 多様化、複雑化する情報社会に対応するため各種行政情報の伝達方法である広報活動を充実します。
- 住民の意見や要望を十分把握し、可能な限り町の施策に反映させていくために住民の声を聴く広聴活動の内容の充実を図ります。
- 生活・観光情報等各種情報をスムーズに検索でき、わかりやすい、かつ、町の魅力をアピールできるようホームページの充実を図ります。また、住民の参画のしくみづくりや外国人の問い合わせの対応について検討します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
ホームページのアクセス件数	69,000件/月平均 (平成26年度)	80,000件/月平均 (平成36年度)

**指標設定の考え：**ホームページへのアクセス件数が、町が発信する各種情報の有用性や信頼性を示すことから、ホームページのアクセス件数を指標とし、その増加を目指します。



## 【施策と取組み内容】

### 1. 広報の充実

住民に対する行政情報の提供と住民からの有益な情報提供を紙面に掲載する広報おきたま、朝夕の防災行政用無線による定時放送の充実を図ります。また、町の地勢や自然資源の豊かさ、住民活動などを小冊子にまとめ紹介する町勢要覧を作成します。

### 2. 広聴の充実

町政に対する要望・意見を住民から聴取し、その内容を十分把握して町政に反映させるため、広聴活動の充実を図ります。

### 3. ホームページの充実

ホームページによる情報発信については、奥多摩町ホームページの運営を行い、的確な情報発信に努め、町に対する意見等も広い分野から収集できるよう努めていく必要があります。また、外国人からの問い合わせについても対応が図れるように努めていく必要があります。

施策名	取組み内容
1. 広報の充実	1) 広報紙等への適時・的確な行政情報の掲載
	2) 町勢要覧の作成
	3) 防災行政用無線を利用した迅速な情報発信
	4) 行政情報のわかりやすい情報発信（再掲）
	5) 議会だよりの発行
2. 広聴の充実	1) 町長への手紙により要望・意見を住民から聴取
	2) 各種計画のパブリックコメントの実施
3. ホームページの充実	1) 各種情報の的確及び迅速な発信
	2) 制作・更新作業の簡易化
	3) JIS規格への対応とアクセシビリティの確保

## 1) 計画的、重点的な財政運営の推進

### 【現況】

景気は緩やかに回復する中、消費税率の引上げに伴う税収の増が見込まれますが、消費税増税分は膨らみ続ける社会保障費の財源に充てられることとなっており、国や都の財政環境は引き続き厳しい状況にあります。本町では、過疎化、少子高齢化が進み、町税は年々減少傾向にある中で、国や都への財源依存率が高くなっており、国や都の施策の影響を強く受ける状況にあります。

また、行政改革の一環として、町有施設において、効果的にその目的を達成するため、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例により、平成 26（2014）年現在、19 施設に 13 団体を指定し、管理運営を行っています。

### 【問題点と課題】

自主財源の代表的なものである町税は、主に生産年齢人口の減少に伴い、納税義務者が減っているため年々減少しており、自主財源の確保が課題となっています。財源を確保するためには、国都への財源依存を余儀なくされています。

また、本町は、集落が点在しているため、財政投資に対する効果（効率）が低いという問題点がありますが、住民に一定の行政サービスを提供していくため、また地域コミュニティを存続していくためには独自の政策も必要であり、効果的に予算投入を継続していく必要があります。

### 【今後の方向性】

- 厳しい財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に事業を推進するとともに、自主財源の確保や事業の費用対効果等を勘案した財政運営に取り組みます。
- 施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者制度を活用するとともに、施設運営や業務の外部化など、民間活力を活かすことで、行政運営の適正化に努めます。

### 【指標】

指 標	基 準 値	目 標 値
「財源の確保」の満足度	31.6% (平成 25 年度)	41.0% (平成 36 年度)

**指標設定の考え**：自主財源の確保が年々厳しくなるなか、計画的、重点的な財政運営を推進するための一つの方策として、一定水準の積立基金現在高を維持していきます。この結果、各種財政需要への対応が容易になり住民満足度にも結果が表れることから、「奥多摩町まちづくり住民アンケート」調査結果を指標とし、その満足度の向上を目指します。



## 【施策と取組み内容】

### 1. 計画的、重点的な財政運営

限られた財源を有効に活用するため、一般事務経費、施設維持管理費等経常的な経費の見直しを図るとともに、国・都等の補助事業に合致する事業の実施を行うなど、町単独事業費の抑制を図ります。

また、緊急度・必要性等に基づき、施策の選定を行い、計画的、重点的な予算措置を行うとともに、将来の財政需要に備えて基金の積立を行うほか、目的に合致する事業への基金の活用を行っていきます。

### 2. 指定管理者制度の積極的活用

民間活力を十分に活用し、効果的、効率的に施設を運営するため、指定管理者制度を積極的に活用します。

施策名	取組み内容
1. 計画的、重点的な財政運営	1) 10年先の財政フレームを見越した計画づくり（中期の財政計画）
	2) 将来を見据えた基金の積立及び活用
	3) 主に投資的事業における緊急度・必要性等に基づく予算措置
	4) 重要事業への効果的な予算（人員）等の確保
2. 指定管理者制度の積極的活用	1) 指定管理者制度を活用できる施設の検討



## 2) 財源確保による財政基盤の安定化の推進

### 【現況】

町税収入が年々減少していること等により、自主財源の割合を示す財政力指数が低下する一方、予算額は年々増える状況にあり、財源の多くを国・都へ依存している中、歳入の確保と歳出抑制を強力に進め、健全で強固な財政基盤を確立する必要があります。

また、公有財産台帳データの整備により、効率的に町有財産の把握、管理が行える体制が整えられ、町有財産の利活用を図っています。

### 【問題点と課題】

本町の財政指標は概ね良好な数値を示していますが、町税が年々減少していることにより、財政力指数は低下しています。税収は、高水準ではありますが収納率が頭打ちの状況の中で、滞納者が固定化されている傾向にあります。

また、寄付等により新たに町有財産となった土地等について、財源確保の点からも利活用を進める必要があります。

### 【今後の方向性】

○町の将来に向けて安定した財源確保が求められ、地域産業の活性化支援、定住促進対策などの自主財源を確保する施策の強化を図り、財政基盤の安定化に努めるとともに、堅実な財政運営を行っていくため、引き続き国・都等への財源確保対策の拡充を求めます。

○安定的な財政運営のため、現行法令に基づく適正な課税を行うとともに、未納者を出さないための取り組みの強化や、滞納処分を含めた未納者への対策を強化し税収の確保を図ります。

○町有財産の適正な管理を行い、未利用となっている町有財産等の利活用を推進します。

### 【指標】

指標	基準値	目標値
徴収率	97.7% (平成 25 年度)	98.0% (平成 36 年度)

**指標設定の考え：**適切な行政運営に基づく無駄のない財政運営の実現が図られることへの住民の理解が、未収金等の解消や徴収率にあらわれることに基づき、徴収率を指標としその安定的な推移を確保します。



## 【施策と取組み内容】

### 1. 安定的な財源の確保

財政運営への安定的な寄与を目的に、現行法令による適正な課税と、未納者を出さないための取り組みの強化や、滞納処分を含めた未納者への対策の強化により、徴収率の向上による税収の確保を図ります。

また、産業活性化の支援や定住促進対策などの取り組みを強化するとともに、ふるさと納税制度の活用などにより、自主財源の確保を図っていきます。

### 2. 受益と費用負担のバランスを検討した受益者負担の適正化

財産価格審議会等により、受益者負担の観点から、適正な使用料を算定します。

### 3. 東京都における奥多摩町の位置づけ・役割を明確にした財政支援の要請

東京都における、豊かな森林や水資源により環境保全に果たす本町の役割と重要性を踏まえた財政支援の要請を行います。

### 4. 公有財産の適正な管理と利活用の促進

データ整備を行った台帳を適正に管理しつつ、未利用となっている町有財産については、利活用を図ります。

施策名	取組み内容
1. 安定的な財源の確保	1) 産業活性化支援、定住促進対策など、自主財源を確保する施策の強化
	2) ふるさと納税制度の活用促進
	3) 適正な課税処理
	4) 未収金発生抑止の取り組み強化
	5) 滞納処分を含めた未納者への徴収強化
2. 受益と費用負担のバランスを検討した受益者負担の適正化	1) 施設の使用料等の適正な算定
3. 東京都における奥多摩町の位置づけ・役割を明確にした財政支援の要請	1) 財源確保のための国・都等への働きかけ
4. 公有財産の適正な管理と利活用の促進	1) 町有財産における公有財産台帳の管理、固定資産台帳の整備
	2) 普通財産（町有地等）の利活用



### 3) 身の丈にあった財政の健全化

#### 【現況】

自主財源を代表する町税が年々減少していることにより、自主財源の割合を示す財政力指数は低下していますが、国・都等の補助金等を活用するなどの財源確保を行うことや基金の積立等により、健全化判断比率や経常収支比率等の財政指標は概ね良好な数値となっています。

また、地方債現在高は、一般会計においては、臨時財政対策債（赤字補てん債）は増加しているものの、その他の起債を抑制していることもあり、年々減少しています。下水道事業会計は、平成 28（2016）年度の供用開始に向け整備を行っており、その財源に地方債を活用しているため、現在高は増えています。

#### 【問題点と課題】

現状において公債費支出の割合は少ないものの、下水道事業に係る地方債（過疎債・下水道債）及び臨時財政対策債の借入額が多額となっています。特に下水道事業会計においては、下水道整備事業において起債した地方債の償還が本格的に始まることから、公債費支出の増加が見込まれます。

また、老朽化等による公共・公用施設の維持・改修費の増加も今後見込まれます。これら後年度の財政負担を軽減すること並びに税収逓減等による収入不足に対応するため、減債基金・財政調整基金等の積立が引き続き必要です。

#### 【今後の方向性】

- 人口減・高齢化等によって税収等の歳入増が期待できない中、社会保障費や施設の老朽化等による更新需要など、歳出増が避けられない状況が続いており、事業の検証や財源の検討を行うことにより、これまで以上に身の丈にあった堅実かつ計画的な財政運営を進めます。
- 限られた人員（職員数）及び財源の中で、予算を効率的かつ効果的に運用（活用・執行）するため、役場組織全体（執行体制）の見直しや適正な職員配置等を行います。

#### 【指標】

指標	基準値	目標値
「まちの財政の健全化」の満足度	36.3% (平成 25 年度)	46.0% (平成 36 年度)

指標設定の考え：身の丈にあった財政の健全化を推進することに伴い、住民へ提供する各種サービス水準の維持・向上が求められます。このため、財政状況への安心度や信頼度に対する住民満足度を指標とし、その満足度の向上を目指します。



## 【施策と取組み内容】

### 1. 財政情報の公開

財政情報の積極的な公開のため、バランスシート、連結バランスシート、キャッシュフロー計算書、行政コスト計算書等を作成し、ホームページ・広報紙等での公表を行います。

### 2. 重点的、効率的な財源の配分

年々減少する町税など限られた財源を有効に活用するため、重要度や優先度に応じ、重点的、効率的に予算措置を行い事業を行っていきます。

### 3. 国・東京都などの補助事業の活用と経費の削減

社会保障費や下水道、道路等のインフラの整備、更新、維持管理に今後多くのコストが必要となることを認識し、国・都等の補助事業を把握し、特定財源を有効に活用しながら事業を実施します。

### 4. 身の丈にあった事業の実施

継続事業では、執行管理や事業効果の検証を行うことにより、効率的な事業実施を行い、新規事業では、将来にわたっての財源や事業効果を検討し、事業を選択、実施していきます。

施策名	取組み内容
1. 財政情報の公開	1) 財政指標等の公表
2. 重点的、効率的な財源の配分	1) 年度間の財政規模を考慮した事務事業の重要度、優先度に基づく予算措置
3. 国・東京都などの補助事業の活用と経費の削減	1) 補助対象事業等の特定財源の把握及び活用
4. 身の丈にあった事業の実施	1) 将来的な財源や事業効果を考慮した事業の選択、実施
	2) 関係部署と連携した執行管理・事業効果の検証
	3) 第4次行政改革大綱及び実施計画の推進（再掲）



# 第 4 編 資料編

第 1 編  
概要

第 2 編  
基本構想

第 3 編  
基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 4 編  
資料編

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



## 第5期奥多摩町長期総合計画について（諮問）

奥企第303号  
平成25年10月28日

奥多摩町まちづくり計画住民委員会  
委員長 小澤春義様

奥多摩町長 河村文夫

### 第5期奥多摩町長期総合計画について（諮問）

第5期奥多摩町長期総合計画の策定にあたり、平成27年度から平成36年度までの基本構想及び基本計画について、奥多摩町まちづくり計画住民委員会条例に基づき、貴委員会に諮問いたします。

## 第5期奥多摩町長期総合計画について（答申書）

平成26年4月18日

奥多摩町長 河村文夫様

奥多摩町まちづくり計画住民委員会  
委員長 小澤春義

### 第5期奥多摩町長期総合計画への提言について（答申）

平成25年10月28日付奥企第303号をもって諮問を受けた第5期奥多摩町長期総合計画策定に向けた提言について、50名からなる委員が5つの専門部会を組織し、精力的かつ真剣に今後10年間の奥多摩町のあるべき姿を検討した結果、別紙のとおりまとめましたので答申します。

この提言では、町の将来像（キャッチフレーズ）を「人<sup>もり</sup> 森林 清流 おくたま魅力発信！ 計画 ～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～」とし、まちづくりに係る5つの分野それぞれに目指すべき方向（基本方針）を設定し、なおかつそれぞれの分野において取り組むべき事項を定めています。

地方分権が進められている中、住民と行政の協働が益々求められていますが、過疎化の防止や少子高齢化対策に向け、効率的・効果的に施策・事業を展開し、この目標を達成されることを要望します。

最後に、この提言をまとめるにあたり、各専門部会において出された基本方針と取り組むべき事項を別紙のとおり添付しますので、参考とされることを求めます。



(答申書：続き)

## 1 奥多摩町の将来像

もり  
人 森林 清流 おくたま魅力発信！計画  
～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～

## 2 分野別の提言

### (1) 行財政分野への提言

基本方針：住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり

**提言1**：官民協働による定住対策とまちづくり

- ① 官民協働による総合的な定住対策の推進
- ② 自立性の高い住民自治・コミュニティの確立
- ③ 住民と行政による協働体制の構築

**提言2**：成果を重視した行政改革の推進

- ① 時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成
- ② 客観的評価に基づく行政評価制度の導入と公表
- ③ 周辺市町村との連携による効率的な広域行政の推進

**提言3**：身の丈にあった健全な財政運営の推進

- ① 計画的、重点的な財政運営の推進
- ② 財源確保による財政基盤の安定化の推進
- ③ 身の丈にあった財政の健全化

### (2) 教育・文化分野への提言

基本方針：町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり

**提言1**：みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり

- ① 大人を元気にする生涯学習プログラムの作成
- ② 住民協働の教育のまちづくり
- ③ 人材交流のまちづくり

**提言2**：豊かな能力と強いところを育むまちづくり

- ① 奥多摩の教育の情報発信
- ② 新たな奥多摩教育の検討推進
- ③ 奥多摩の教職員への支援
- ④ 水源教育の実施

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

**提言3**：誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり

- ① 子どもの体力向上の推進
- ② ニュースポーツの積極的導入と推進
- ③ スポーツ関係団体の連携
- ④ 施設活用の充実

**提言4**：伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり

- ① 郷土芸能団体と行政の協力による、郷土芸能の保全
- ② 奥多摩の郷土芸能の情報発信
- ③ 奥多摩芸術の情報発信
- ④ 美術館の環境整備
- ⑤ 美術品等の保管場所の確保

(3) 健康・福祉分野への提言

**基本方針：みんなで支えるホットなまちづくり**

**提言1**：誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり

- ① 健康寿命の延伸
- ② 健（検）診体制の充実
- ③ 地域医療体制の充実

**提言2**：安心して子どもを産み育てる地域づくり

- ① 子育てを応援する地域づくり
- ② きめ細かな対応が必要な子どもへの支援
- ③ 若者のめぐりあい支援対策の充実

**提言3**：高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり

- ① 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- ② 適切な介護サービスの確保
- ③ 高齢者の生きがいづくり

**提言4**：障がい者が自立して生活できる地域づくり

- ① 障がい者の地域生活支援の充実
- ② 障がい者の社会参加・雇用の促進

**提言5**：心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり

- ① 地域ぐるみでの支え合いの促進
- ② 福祉の地域づくりの推進
- ③ 住民との協働による地域の活性化
- ④ 社会保障制度の健全な運営





(答申書：続き)

(4) 生活・環境分野への提言**基本方針：やさしさ ふれあい 人と自然****提言1**：自然とともに歩むまちづくり

- ① 再生可能エネルギー活用への取り組み
- ② 豊かな自然・生態系の保全、環境まちづくりの推進
- ③ 資源循環型社会形成、身近な生活ルールの普及
- ④ 日照確保対策
- ⑤ 道路の整備
- ⑥ 公共交通システムの確立
- ⑦ 上下水道の整備
- ⑧ 通信ネットワークの整備

**提言2**：だれもが住みたくなる心かようまちづくり

- ① 小さなコミュニティを生かす活動の促進・活気づくり
- ② 女性の元気を生かすまちづくり
- ③ 高齢化に対応する防災体制づくり
- ④ みんなの協力による防犯・空家対策
- ⑤ スローライフのPRによる住宅・若者定住対策

(5) 観光・産業分野への提言**基本方針：みんなの力がつながる観光・産業づくり**

あによお やんべえ おくたま

**提言1**：奥多摩だからこそその体験・交流観光の展開

～ 行きたい、暮らしたい、輝くおくたま ～

- ① 住民が元気になる交流観光づくり
- ② リフレッシュ・健康と癒し環境の提供
- ③ 新しいアウトドア活動ニーズへの対応
- ④ 交通、宿泊施設等受け入れ環境の整備
- ⑤ 観光商品企画の推進

**提言2**：奥多摩ならではの地域産業の推進

～ 山村の叡智（えいち）「治助イモのふるさと」～

- ① 森林の整備と木材資源の活用
- ② 奥多摩産の生産・出荷・販売の仕組みづくり
- ③ 起業、事業おこしの促進
- ④ 観光との連携

**提言3**：観光・産業づくりを推進する力の強化

～ 対話、連携、発信、実行 ～

- ① 事業実践の促進
- ② 奥多摩の情報提供と受発信の強化

第1編  
概要第2編  
基本構想第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

## 奥多摩町まちづくり計画住民委員会 部会検討経過

【全体会】

回	開催日	内 容
第1回	平成25年10月28日(月)	<input type="checkbox"/> 委嘱状の交付 <input type="checkbox"/> 奥多摩町まちづくり計画住民委員会条例の説明 <input type="checkbox"/> 奥多摩町まちづくり計画住民委員会委員長の選出 ・委員長：小澤 春義 氏 <input type="checkbox"/> 副委員長及び部会長の指名 ・副委員長：小峰 陽一 氏 ・行財政部会：村木 義雄 氏 ・教育・文化部会：木村 光恵 氏 ・健康・福祉部会：山下 卓 氏 ・生活・環境部会：小峰 陽一 氏 ・観光・産業部会：濱野 芳男 氏 <input type="checkbox"/> 奥多摩町まちづくり計画住民委員会への諮問 <input type="checkbox"/> 部会編成 <input type="checkbox"/> 奥多摩町まちづくり計画住民委員会のスケジュール等の説明 <input type="checkbox"/> 基礎資料及び住民アンケート調査・中学生アンケート調査結果の説明
第2回	平成26年1月18日(土)	<b>【第1部】</b> <input type="checkbox"/> 中間報告会の開催 <input type="checkbox"/> 各専門部会からの中間報告 <b>【第2部】</b> <input type="checkbox"/> 奥多摩町まちづくり計画住民委員会、奥多摩町職員を対象とした講演会及び意見交換 ・講演会：地域に眠る本物を掘り出し、みんなを巻き込む観光まちづくり～長良川温泉泊覧会を事例に～ (講師) 長良川温泉泊覧会 事務局 プロデューサー 蒲 勇介 氏 ・ワールド・カフェ方式による意見交換
正副 部会長会	平成26年3月18日(火)	※第3回まちづくり計画住民委員会に向けた事前会議 <input type="checkbox"/> 各専門部会最終報告の進め方について <input type="checkbox"/> 基本構想(将来像)について <input type="checkbox"/> 答申について
第3回	平成26年3月28日(金)	※最終回 <input type="checkbox"/> 専門部会報告 ・①行財政部会、②教育・文化部会、③健康・福祉部会、④生活・環境部会、⑤観光・産業部会の順に、提言書に基づき各専門部会長より報告 ・5部会長より小澤委員長が報告書を受理 <input type="checkbox"/> 将来像(キャッチフレーズ)の検討 ・「人 森林(もり) 清流 おくたま魅力発信!計画」に決定
答 申	平成26年4月18日(金)	<input type="checkbox"/> 正副委員長 ・小澤春義委員長から河村文夫町長へ答申書の提出

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



## 【行財政部会】

回	開催日	内容
第1回	平成25年10月28日(月)	<input type="checkbox"/> 部会長及び委員の紹介 <input type="checkbox"/> 副部会長(原島 幸次氏)の選任 <input type="checkbox"/> 部会運営及び専門部会の提言について
第2回	平成25年11月12日(火)	<input type="checkbox"/> 専門部会のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 第4期長期総合計画進捗状況評価について <input type="checkbox"/> まちづくり住民アンケート調査結果概要報告について <input type="checkbox"/> 意見交換
第3回	平成25年12月3日(火)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定住促進策について</li> <li>・ 男女共同参画の推進について</li> <li>・ 地域コミュニティの維持・活性化について</li> <li>・ 協働の増進について</li> </ul>
第4回	平成26年1月28日(火)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オブザーバー(東京都総務局行政部)からの資料説明</li> <li>・ 広域行政の推進について</li> <li>・ 行政組織の柔軟性について</li> <li>・ 職員の資質の向上について</li> <li>・ 事務事業評価について</li> <li>・ 安定した財源の確保について</li> <li>・ 重点的な財政配分について</li> </ul>
第5回	平成26年3月4日(火)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書(案)説明に基づく協議と提言書の確定</li> </ul>

## 【教育・文化部会】

回	開催日	内容
第1回	平成25年10月28日(月)	<input type="checkbox"/> 部会長及び委員の紹介 <input type="checkbox"/> 副部会長(師岡 伸公氏)の選任 <input type="checkbox"/> 部会運営及び専門部会の提言について
第2回	平成25年11月15日(金)	<input type="checkbox"/> 専門部会のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 第4期長期総合計画進捗状況評価について <input type="checkbox"/> まちづくり住民アンケート調査結果概要報告について <input type="checkbox"/> 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奥多摩の教育について</li> <li>・ 奥多摩の教育のアピールについて</li> <li>・ 芸術・芸能と町の活性化について</li> </ul>
第3回	平成25年12月12日(木)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人を元気にする生涯学習プログラムの作成</li> <li>・ 各種講座への住民の参加について</li> <li>・ 地域の伝統芸能に触れる機会について</li> <li>・ 学校統合の問題について</li> <li>・ 奥多摩の教育と人間関係づくりについて</li> <li>・ 郷土芸能と保存について</li> <li>・ スポーツ、社会学習について</li> </ul>

## 【教育・文化部会】（※続き）

回	開催日	内 容
第4回	平成26年1月23日（木）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校統合と子どもの教育について</li> <li>・奥多摩教育のPRとホームページについて</li> <li>・スポーツについて</li> <li>・生涯学習について</li> <li>・文化、芸術と情報発信について</li> </ul>
第5回	平成26年2月13日（木）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流について</li> <li>・おくてんについて</li> <li>・奥多摩教育のPRと子育て世代の増加について</li> <li>・提言書（案）説明に基づく協議</li> </ul>
第6回	平成26年3月6日（木）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書内容に係る協議と提言書の確定</li> </ul>

## 【健康・福祉部会】

回	開催日	内 容
第1回	平成25年10月28日（月）	<input type="checkbox"/> 部会長及び委員の紹介 <input type="checkbox"/> 副部会長（宮野 亨 氏）の選任 <input type="checkbox"/> 部会運営及び専門部会の提言について
第2回	平成25年11月15日（金）	<input type="checkbox"/> 専門部会のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 第4期長期総合計画進捗状況評価について <input type="checkbox"/> まちづくり住民アンケート調査結果概要報告について <input type="checkbox"/> 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療体制について</li> <li>・健康づくり</li> <li>・健（検）診体制</li> <li>・看取りについて</li> <li>・地域での支え合いの体制</li> </ul>
第3回	平成25年12月13日（金）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつまでも健康であるために</li> <li>・安心して子どもを産み育てる環境づくり</li> <li>・新しい支え合いづくり</li> <li>・定住化対策</li> <li>・人の心があたたまる地域づくりとPR体制</li> <li>・障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくり</li> <li>・社会保障制度</li> </ul>
第4回	平成26年1月24日（金）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・看取りについて</li> <li>・送迎体制</li> <li>・安心して子どもを産み育てる環境づくり</li> <li>・障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくり</li> <li>・ひきこもり者に対する施策内容</li> </ul>
第5回	平成26年2月12日（水）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書内容に係る協議</li> </ul>
第6回	平成26年2月28日（金）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書内容に係る協議と提言書の確定</li> </ul>



## 【生活・環境部会】

回	開催日	内容
第1回	平成25年10月28日(月)	<input type="checkbox"/> 部会長及び委員の紹介 <input type="checkbox"/> 副部会長(酒井 政利氏)の選任 <input type="checkbox"/> 部会運営及び専門部会の提言について
第2回	平成25年11月11日(火)	<input type="checkbox"/> 専門部会のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 第4期長期総合計画進捗状況評価について <input type="checkbox"/> まちづくり住民アンケート調査結果概要報告について <input type="checkbox"/> 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりへの自由提案について</li> <li>・道路について</li> <li>・交通機関について</li> <li>・防災・火災・孤立集落対策について</li> <li>・奥多摩の自然環境・特性等を生かすことについて</li> <li>・身近な生活環境について</li> <li>・その他行政運営等について</li> </ul>
第3回	平成25年12月09日(月)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道について</li> <li>・日照等について</li> <li>・環境等について</li> <li>・下水道について</li> <li>・町・コミュニティについて</li> <li>・交通機関について</li> <li>・町の活気について</li> <li>・エネルギーについて</li> <li>・防災について</li> <li>・通信について</li> <li>・防犯・空屋等について</li> </ul>
第4回	平成26年1月21日(火)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ別課題の協議</li> </ul>
第5回	平成26年3月3日(月)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪対応について</li> <li>・提言書内容に係る協議と提言書の確定</li> </ul>

第1編  
概要第2編  
基本構想第3編  
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編  
資料編

【観光・産業部会】

回	開催日	内容
第1回	平成25年10月28日(月)	<input type="checkbox"/> 部会長及び委員の紹介 <input type="checkbox"/> 副部会長(杉村 良一氏)の選任 <input type="checkbox"/> 部会運営及び専門部会の提言について
第2回	平成25年11月12日(火)	<input type="checkbox"/> 専門部会のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 第4期長期総合計画進捗状況評価について <input type="checkbox"/> まちづくり住民アンケート調査結果概要報告について <input type="checkbox"/> 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口目標と考え方について</li> <li>・産業とならない林業</li> <li>・森林の保全・継承、新たな森林整備</li> <li>・地場産材の活用</li> <li>・農産物のブランド化</li> <li>・奥多摩の産業づくり</li> <li>・つくることの実験体験を売りに</li> <li>・奥多摩における観光とは</li> <li>・新しい活動ニーズへの対応</li> <li>・東京都にある奥多摩だからこその価値</li> <li>・その他、第5期計画では</li> <li>・2020年東京オリンピックに合わせて奥多摩発信</li> </ul>
第3回	平成25年12月6日(金)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観・眺望を良くしたい</li> <li>・リアルタイムな観光情報の提供と環境整備</li> <li>・中間支援組織</li> <li>・奥多摩の価値と宝の認識</li> <li>・愛宕山の活用</li> <li>・チャレンジの場の提供</li> <li>・奥多摩駅前の活性化</li> <li>・地域経済効果に結びつける積極的な営業活動</li> <li>・リアルタイムな情報発信、ネットワークづくり</li> </ul>
第4回	平成26年1月21日(火)	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議(協議内容は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備の現状と課題について</li> <li>・バイオマス利活用や森林整備の促進</li> <li>・長期視点の森づくり</li> <li>・森づくりと観光の連携</li> <li>・農業の展開</li> <li>・観光客への対応</li> <li>・町の玄関である駅前の活性化</li> <li>・特設釣り場のPRなど</li> <li>・企業・事業所の誘致を</li> <li>・自転車にやさしい環境づくり</li> <li>・住みたい人を受け入れていくまち</li> <li>・情報発信の強化</li> <li>・五輪誘客</li> <li>・部会提言に関して</li> </ul>



## 【観光・産業部会】（※続き）

回	開催日	内容
第5回	平成26年2月10日（月）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの活用</li> <li>・林業と森林の公益性</li> <li>・農地利用に関する制約</li> <li>・空き家</li> <li>・商業、商店</li> <li>・農産物の販売など</li> <li>・教育旅行や研修旅行の受け入れ</li> <li>・情報提供と発信</li> <li>・提言書内容に係る協議</li> </ul>
第6回	平成26年3月3日（月）	<input type="checkbox"/> 事務局からの報告事項と協議（協議内容は以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書内容に係る協議と提言書の確定に向けた調整</li> </ul>

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編

# ○奥多摩町まちづくり計画住民委員会条例

平成 15 年 3 月 12 日

条例第 1 号

## (設置)

第 1 条 美しい自然を有し、伝統と文化の薫る奥多摩町において、町と住民とが協働し、奥多摩町長期総合計画条例（平成 25 年条例第 1 号）第 1 条に規定する奥多摩町長期総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、奥多摩町まちづくり計画住民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、町長が諮問する総合計画に関する事項について調査及び審議する。

## (組織)

第 3 条 委員会の委員は、50 名以内をもって組織する。

2 委員は、委員会における審議に住民の多様な意見が反映されるよう、幅広い層から、公平に選考するよう努めなければならない。

3 委員は、次の各号に掲げる者から選出し、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 5 名以内
- (2) 識見を有する者 10 名以内
- (3) 町内各種団体から選出された者 20 名以内
- (4) 公募により選出された住民 10 名以内
- (5) その他町長が必要と認める者 5 名以内

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による町長の諮問にかかる事項の答申を終了したときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

4 委員長は、必要に応じて町職員を会議に出席させ、また、知識経験者等を会議等に招き、説明又は助言を求めることができる。

## (専門部会)

第 7 条 委員長は、総合計画策定に関する事項を専門的に調査及び審議させるため、行財政部会、教育・文化部会、健康・福祉部会、生活・環境部会、観光・産業部会を置く。

2 専門部会は、委員長が指名する 10 名以内の委員をもって組織し、部会長を置く。

3 部会長は、委員長が指名する。





- 4 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、必要に応じて町職員を会議に出席させ、また、知識経験者等を会議等に招き、説明又は助言を求めることができる。
- 6 専門部会は所掌事項に関する調査等が終了したときまでとする。

#### (諮問事案等の公表)

第8条 町長は、委員会への諮問内容、委員会の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

#### (諮問事項の答申)

第9条 諮問にかかる事項については、委員長は、文書をもって答申しなければならない。

#### (報酬)

第10条 委員には、報酬は支給しない。ただし、委員会に出席した者に対しては、旅費として議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）に規定する旅費相当額を支給する。

#### (庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

#### (委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。
- 3 奥多摩町政策審議会条例（昭和43年条例第30号）は、廃止する。

#### 附 則（平成20年9月11日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月7日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 奥多摩町まちづくり計画住民委員会部会構成表

部 会 名	事 業 の 内 容	備 考
行財政部会（委員 7 名）	原 島 幸 次	副部会長
	小 峰 一 郎	
	村 木 義 雄	部会長
	古 屋 勤	
	杉 村 誠 二	
	中 井 史 生	
	東京都総務局行政部	オブザーバー
教育・文化部会 （委員 11 名）	師 岡 伸 公	副部会長
	木 村 光 惠	部会長
	新 島 勲	
	原 島 雅 人	
	河 村 貴 子	
	森 川 右 起	
	原 島 和 喜	
	市 川 好 男	
	酒 井 卓 真	
	森 田 哲 哉	
健康・福祉部会 （委員 10 名）	舩 越 直 美	副部会長
	宮 野 亨	
	師 岡 さと子	
	川 邊 昌 道	
	山 宮 正 明	
	大 澤 五 百 子	
	宇 佐 美 隆 子	
	奥 平 周 二	
	小 澤 春 義	委員長
	山 下 卓	部会長
生活・環境部会 （委員 10 名）	白 田 武 司	
	相 田 恵 美 子	
	酒 井 正 利	副部会長
	小 峰 陽 一	副委員長・部会長
	澤 井 美 津 枝	
	原 島 二 三 和	
	清 水 善 太 郎	
	勝 山 一 夫	
	吉 田 瑞 穂	
	長 沢 享	
観光・産業部会 （委員 12 名）	坂 村 李 奈	
	菅 俊 一 郎	
	杉 村 良 一	副部会長
	濱 野 芳 男	部会長
	原 島 俊 二	
	奥 平 一 行	
	坂 村 裕 之 彦	
	川 久 保 典 彦	
	塩 野 廣 行	
	堀 隆 雄	
	滝 島 克	
	星 野 勤	
榎 戸 惠 浪		
須 崎 冬 樹		

第1編 概要

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4編 資料編



## 第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会設置要綱

平成26年4月24日

要綱第16号

### (設置)

第1条 美しい自然を有し、伝統と文化の薫る奥多摩町において、町と住民とが協働し、時代に即した第5期奥多摩町長期総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、「第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画基本構想・計画の策定に関する事項
- (2) その他、総合計画に関する重要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職名に基づく委員をもって組織し、委員長を企画財政課長とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による事項を策定したときまでとする。

### (会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

### (関係職員等の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて奥多摩町職員並びに関係機関職員を会議等に出席させ、また、識見を有する者及び都職員等を会議等に招き、説明又は助言を求めることができる。

### (検討会議)

第7条 委員長は、総合計画策定に関する事項を専門的に調査及び審議させるため、「第5期奥多摩町長期総合計画策定に係る検討会議」（以下「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議は、委員会の推薦した委員をもって組織し、座長を置く。
- 3 座長は、企画調整係長とする。
- 4 検討会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 5 検討会議は、必要に応じて町職員を会議に出席させ、また、識見を有する者等を会議等に招き、説明又は助言を求めることができる。
- 6 検討会議は所掌事項に関する調査等が終了したときまでとする。

### (事務局)

第8条 委員会に、事務局を置く。

事務局は、企画財政課とし委員会の庶務を処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

職 名	職 名	職 名
企 画 財 政 課 長	少子化・若者定住化担当主幹	総 務 課 長
住 民 課 長	福 祉 保 健 課 長	観 光 産 業 課 長
地 域 整 備 課 長	会 計 室 主 幹	議 会 事 務 局 長
教 育 課 長	奥 多 摩 病 院 事 務 長	

### 第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会委員名簿

平成26年4月24日～平成26年12月26日

職 名	氏 名	職 名	氏 名
企 画 財 政 課 長	若 菜 伸 一	少子化・若者定住化担当主幹	天 野 成 浩
総 務 課 長	井 上 永 一	住 民 課 長	宮 田 昭 治
福 祉 保 健 課 長	清 水 信 行	観 光 産 業 課 長	原 島 滋 隆
地 域 整 備 課 長	須 崎 政 博	会 計 室 主 幹	澤 本 恒 男
議 会 事 務 局 長	原 島 肇	教 育 課 長	守 屋 吉 彦
奥 多 摩 病 院 事 務 長	河 村 光 春		

委員長は企画財政課長とする。

### 第5期奥多摩町長期総合計画策定に係る検討会議委員名簿

平成26年5月13日～平成26年12月26日

課 名	氏 名	課 名	氏 名
企 画 財 政 課	新 島 和 貴	企 画 財 政 課	小 峰 卓 也
総 務 課	須 崎 洋 司	総 務 課	岡 野 敏 行
住 民 課	加 藤 芳 幸	住 民 課	坂 本 秀 一
福 祉 保 健 課	岡 部 優 一	福 祉 保 健 課	清 水 俊 雄
観 光 産 業 課	神 山 正 明	観 光 産 業 課	清 水 洸 佑
地 域 整 備 課	大 舘 新 吾	地 域 整 備 課	角 田 康 一 郎
会 計 室	筒 井 真 実	議 会 事 務 局	徳 王 龍 介
教 育 課	加 藤 勝 康	教 育 課	岡 部 勝
奥 多 摩 病 院	杉 田 直 人	事務局（企画調整係）	河 村 寿 仁 森 田 宏 樹

座長は企画調整係長とする。

事務局は企画調整係とする。

※委員2名の部分は異動により事務局が交代。上段の任期は平成26年5月13日～平成26年9月30日まで、下段の任期は平成26年10月1日～平成26年12月26日まで。



### ○タウンミーティング

奥多摩町第5期長期総合計画の策定にあたり、町が町民の意見や将来のまちづくりに向けた提案等を直接聴く場として平成26年9月に3つの会場で、合計5回実施しました。

回数	開催日時	会場	参加者数	質問など
1	平成26年9月18日(木) 午後7時～	小河内地区 小河内振興財団「会議室」 (旧小河内中学校)	30人	7人 12件
2	平成26年9月24日(水) 午後2時～	古里地区第1回 文化会館「視聴覚室」	20人	7人 10件
3	平成26年9月25日(木) 午後7時～	氷川地区第1回 福社会館「集会室」	18人	3人 5件
4	平成26年9月26日(金) 午後7時～	古里地区第2回 文化会館「視聴覚室」	50人	7人 13件
5	平成26年9月30日(火) 午後2時～	氷川地区第2回 福社会館「集会室」	38人	10人 17件
計			156人	34人 57件

### ○パブリックコメント

奥多摩町第5期長期総合計画の策定にあたり、広く町民等からの意見を求めるため、平成26年9月10日から9月30日までの間、パブリックコメントを募集し、1人の方から4件の意見を受け付けました。



## 第5期奥多摩町長期総合計画

---

発 行 平成27年3月  
発 行 者 奥多摩町  
〒198-0212  
東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6  
編 集 奥多摩町企画財政課  
電話 0428-83-2111(代表)  
<http://www.town.okutama.tokyo.jp/>

住みたい  
住みたい  
住みたい  
みんなが支える  
癒しのまち  
奥多摩



東京都 奥多摩町